

第4次小矢部市障害者福祉計画
第7期小矢部市障害福祉計画・
第3期小矢部市障害児福祉計画

令和6年3月

小 矢 部 市

第4次小矢部市障害者福祉計画

はじめに

近年、障害のある人を取り巻く状況は、障害のある人の高齢化や障害の重度化・重複化が進んだことにより、支援を必要とする人の数は年々増加し続けています。また、家族介護者の高齢化により、家族介護者の負担軽減についても課題となっています。このため、障害のある人とそれを支える人との、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。



このような中、法制度の変更や社会情勢の変化、障害福祉サービスのニーズの多様化を踏まえ、「第4次小矢部市障害者福祉計画」及び「第7期小矢部市障害福祉計画・第3期小矢部市障害児福祉計画」を策定しました。

これらの計画は、今後の小矢部市の障害者福祉施策、障害福祉サービス提供体制の確保及び障害児の療育体制の整備など、障害のある人が住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けられるよう必要な施策を総合的に定めたものです。

本計画では、「共に生き、共に支え合いながら自分らしく暮らし続けられる社会を目指して」を基本理念とし、障害と障害のある人に対する正しい理解を深め、障害の有無によって分け隔てることなく、共に生き、共に支え合いながら誰もが役割と生きがいを持ち、安心して自分らしく暮らし続けられるウェルビーイングな共生社会の実現を目指し、今後の地域づくりを推進するための施策の推進に向けた基本的な方向を定めています。

本計画を実現していくためには、市民の皆様をはじめ、各種団体、福祉サービス事業者の方々とともに連携・協力して取組を進めることが重要であり、引き続き、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画を策定するにあたり熱心にご議論くださいました小矢部市障害者福祉計画策定委員会の委員の皆様、多くの貴重なご意見を賜りました関係機関・団体、市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

小矢部市長 桜井森夫

目次

第4次小矢部市障害者福祉計画	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	6
第2章 障害のある人等の状況	7
1 人口・世帯.....	7
2 身体に障害のある人の状況	8
3 知的障害のある人の状況	11
4 精神障害のある人の状況	13
5 特定医療費（指定難病）受給者証交付状況	14
6 障害福祉サービス利用者の状況	15
第3章 取組の振り返りと今後の課題	16
1 取組の振り返り.....	16
2 今後の課題.....	21
第4章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念.....	23
2 基本方針.....	24
3 施策の体系.....	25
第5章 施策の展開.....	26
Ⅰ 共に支え合う人や地域をつくる	26
Ⅱ 安心して暮らせるまちをつくる	38
Ⅲ 自分らしく生活できるしくみをつくる	53
第6章 計画の推進について.....	69
1 推進体制.....	69
2 計画を推進するための各々の役割	69
3 計画の進行管理と評価	70
■資料.....	71
○小矢部市福祉計画策定委員会規則	71
○小矢部市障害者福祉計画策定委員会委員名簿	73
○計画の策定経過.....	74
○用語の説明.....	75

第4次小矢部市障害者福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成16年3月に「小矢部市地域福祉計画」の中で「障害者計画」を策定し、障害者福祉施策を進めてきました。

その後、平成26年3月に「第2次小矢部市障害者福祉計画」、平成31年3月に「第3次小矢部市障害者福祉計画」を策定し、「共に生き、共に支え合いながら自分らしく暮らし続ける」という基本理念のもと、ウェルビーイングな共生社会を目指し、障害者福祉施策を進めてきました。

この間、障害のある人を取り巻く状況は、障害のある人の高齢化や障害の重度化・重複化が進んだことにより、支援を必要とする人の数は年々増加し続けています。また、家族介護者の高齢化により、家族介護者の負担軽減についても課題となっています。このため、障害のある人とそれを支える人とが、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

本市の障害福祉施策の推進及びサービスの確保を図るための計画である「第3次小矢部市障害者福祉計画」及び「第6期小矢部市障害福祉計画・第2期小矢部市障害児福祉計画」の計画期間は、令和5年度が最終年度となります。現行計画を見直し、法制度の変更や社会情勢の変化、障害福祉サービスのニーズの多様化を踏まえ、「第4次小矢部市障害者福祉計画」及び「第7期小矢部市障害福祉計画・第3期小矢部市障害児福祉計画」を策定します。

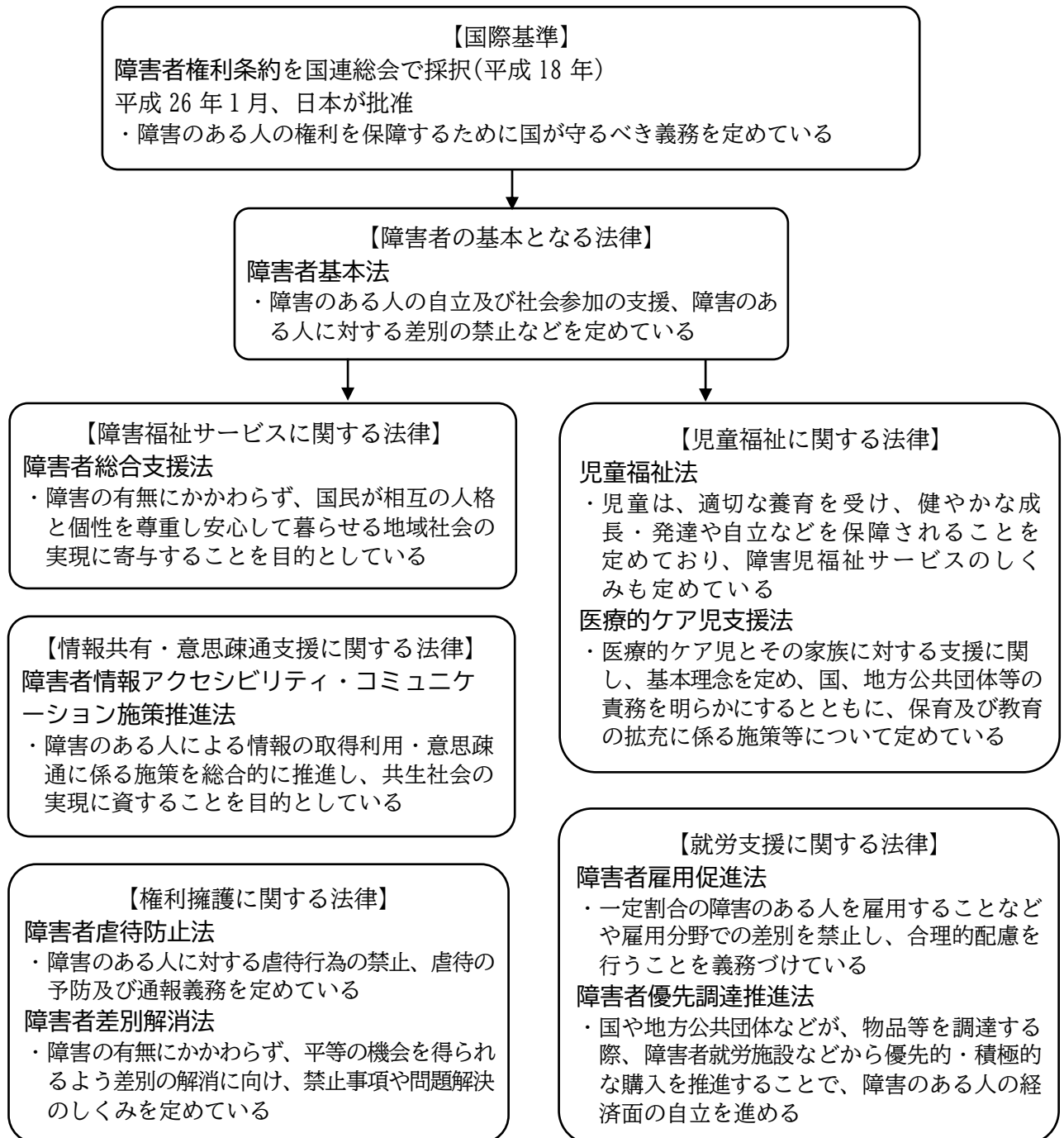
(2) 計画策定の背景

平成18年12月、国際連合総会において、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）が採択され、日本においては、平成26年1月に批准し、同年2月に発効されました。国は障害者権利条約の批准に先立ち、必要な国内法の整備を進めてきました。

また、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、同年中には、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）」の施行、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「児童福祉法」及び「発達障害者支援法」の改正など、障害のある人を取り巻く多くの法整備が行われました。特に「児童福祉法」の改正で、新たに「障害児福祉計画」を策定することが自治体に義務づけられました。

また、令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」、令和4年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係

る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されています。



年	関係法令	概要
平成 17 年 (2005 年)	「発達障害者支援法」の施行	・発達障害の定義づけ
	「改正障害者雇用促進法」の施行	・ジョブコーチ助成金制度の創設
平成 18 年 (2006 年)	「改正障害者雇用促進法」の施行	・雇用対策の強化、障害のある人の在宅就業に対する支援など
	「障害者自立支援法」の施行	・福祉サービス体系の再編
	「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」の施行	・総合的なバリアフリー化の推進などの規定
平成 19 年 (2007 年)	「改正障害者基本法」の施行	・市町村障害者計画策定の義務化
平成 21 年 (2009 年)	「改正障害者雇用促進法」の施行	・中小企業が共同で障害のある人を雇用する仕組みの創設など
平成 22 年 (2010 年)	「改正障害者雇用促進法」の施行	・障害者雇用給付金制度の範囲拡大、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど
平成 23 年 (2011 年)	「改正障害者基本法」の施行	・目的規定や障害者の定義の見直しなど
	「改正障害者自立支援法」の施行	・障害者の範囲の見直しやグループホームなどの利用助成の創設など
平成 24 年 (2012 年)	「障害者虐待防止法」の施行	・障害者の虐待の防止にかかる国などの責務、障害者虐待の早期発見の努力義務を規定
	「改正障害者自立支援法」の施行	・利用者負担の見直しや相談支援体制の強化など
平成 25 年 (2013 年)	「障害者総合支援法」の施行	・障害者自立支援法の廃止に伴う障害者の範囲の見直しや障害支援区分の創設 ・障害者の範囲の明確化
	「改正障害者雇用促進法」の施行	・障害者権利条約の批准に向けた対応など
	「障害者優先調達推進法」の施行	・障害のある人の就労施設などの受注機会の確保に必要な事項などの規定
平成 26 年 (2014 年)	「障害者権利条約」の締結	・障害のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約
平成 27 年 (2015 年)	「改正障害者雇用促進法」の施行	・障害者雇用給付金制度の範囲拡大
平成 28 年 (2016 年)	「障害者差別解消法」の施行	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置などの規定
	「改正障害者雇用促進法」の施行	・障害のある人に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について規定
	「成年後見制度利用促進法」の施行	・成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進
	「改正発達障害者支援法」の施行	・発達障害のある人に対するライフステージを通じた切れ目のない支援や家族などを含めたきめ細やかな支援の充実
平成 30 年 (2018 年)	「改正障害者総合支援法」の施行	・障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実
	「改正児童福祉法」の施行	・障害のある児への支援の提供体制の計画的な構築の推進

年	関係法令	概要
令和元年 (2019 年)	「改正障害者雇用促進法」の施行	・事業主に対する障害のある人の活躍の場の拡大への支援、国及び地方公共団体による雇用状況の的確な把握に関する措置
	「読書バリアフリー法」の施行	・書籍について視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を推進
令和 2 年 (2020 年)	「改正バリアフリー法」の施行	・移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実など、ソフト対策を強化
令和 3 年 (2021 年)	「医療的ケア児支援法」の施行	・医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援し、医療的ケア児の健やかな成長とともに、その家族の離職の防止を図る
令和 4 年 (2022 年)	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行	・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するため、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項等を定める

2 計画の位置づけ

障害者福祉計画とは、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づき、障害者施策の基本的な事項や理念を定めることにより、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される行政計画です。

本計画は、別に策定する障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び各サービス等の必要な見込量を定める行政計画である「第 7 期小矢部市障害福祉計画・第 3 期小矢部市障害児福祉計画」を一体的に推進することで、本市の障害者施策と事業を展開します。

計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「第 7 次小矢部市総合計画」並びに上位計画の福祉のまちづくり計画である「第 4 次小矢部市地域福祉計画」、国や県の各種計画との整合性を図るとともに、保健、福祉などの関連する他の計画と連携し、本市における障害者施策の一層の推進を図ります。

障害者基本法（※根拠規定のみ抜粋）

（障害者基本計画等）

第 11 条 （略）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■小矢部市福祉関連計画の相関図

第7次小矢部市総合計画（R 1～R10）



第4次小矢部市地域福祉計画 R 6～R11

「再犯防止推進計画」

「成年後見制度利用促進計画」

を含む

「重層的支援体制整備事業計画」

第9期小矢部市高齢者保健福祉計画
第9期砺波地方介護保険事業計画

R6～R8

第7期小矢部市障害福祉計画
第3期小矢部市障害児福祉計画

R6～R8

第4次小矢部市障害者福祉計画

R6～R11

小矢部市子どもの未来応援計画

H30～R6

第2期小矢部市子ども・子育て支援事業計画

R2～R6

第3次健康おやべプラン21
(第2次のち支える小矢部市自殺対策計画)

R6～R17

3 計画の期間

第4次小矢部市障害者福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

なお、障害に関する法律や制度が変更されるなど、障害のある人を取り巻く環境が大きく変化した場合には、社会情勢や、国・県の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

■本計画及び関連計画の期間

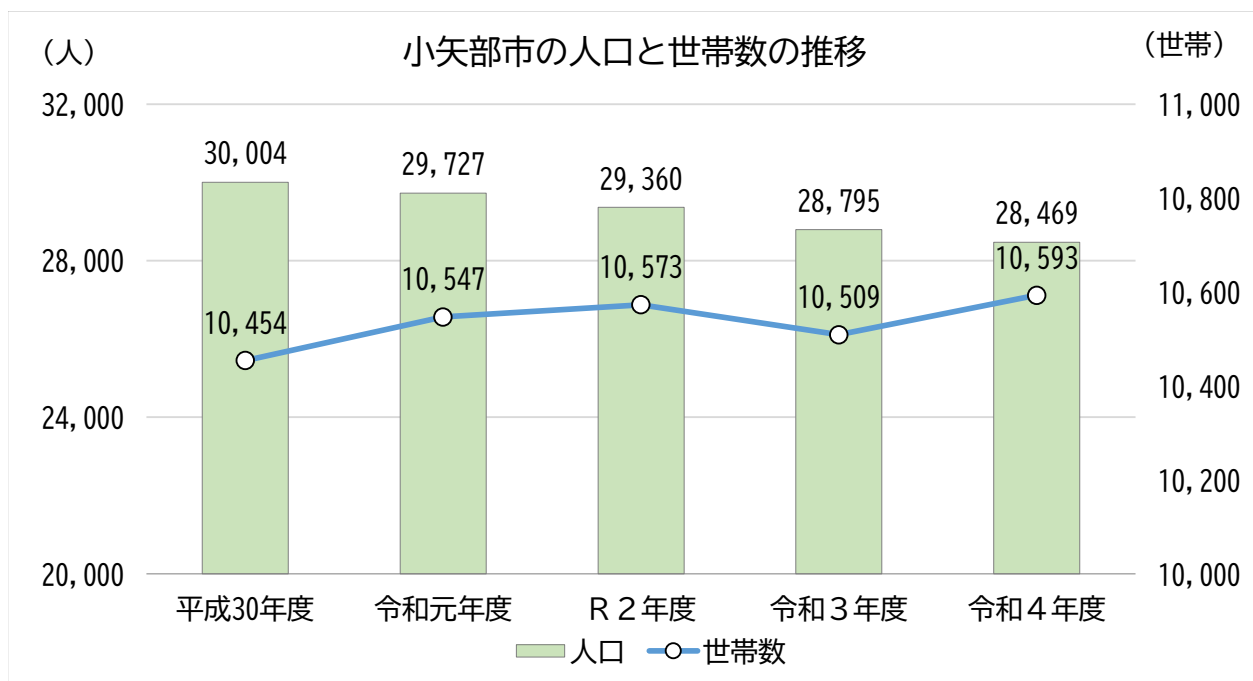
	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
総合計画	第 7 次総合計画										
地域福祉計画	第 3 次計画					第 4 次計画					
障害者福祉計画	第 3 次計画					第 4 次計画					
障害福祉計画	第 5 期計画		第 6 期計画			第 7 期計画			第 8 期計画		
障害児福祉計画	第 1 期計画		第 2 期計画			第 3 期計画			第 4 期計画		
健康おやべプラン 21	第 2 次プラン					第 3 次プラン（～R 17）					

第2章 障害のある人等の状況

1 人口・世帯

小矢部市の総人口について、住民基本台帳によると、年々減少しており、令和5年3月31日現在、28,469人となっています。

一方、世帯数は、年によって増減はありますが、推移をみると増加傾向にあります。人口の減少と世帯数の増加に伴い、1世帯あたりの人員は、推移をみると微減傾向にあり、世帯規模の縮小が進んでいます。要因としては、1人暮らし世帯などが増加しているものと考えられます。



単位：人、世帯

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人口	30,004	29,727	29,360	28,795	28,469
世帯数	10,454	10,547	10,573	10,509	10,593
1世帯あたり人員	2.9	2.8	2.8	2.7	2.7

資料：市人口統計表

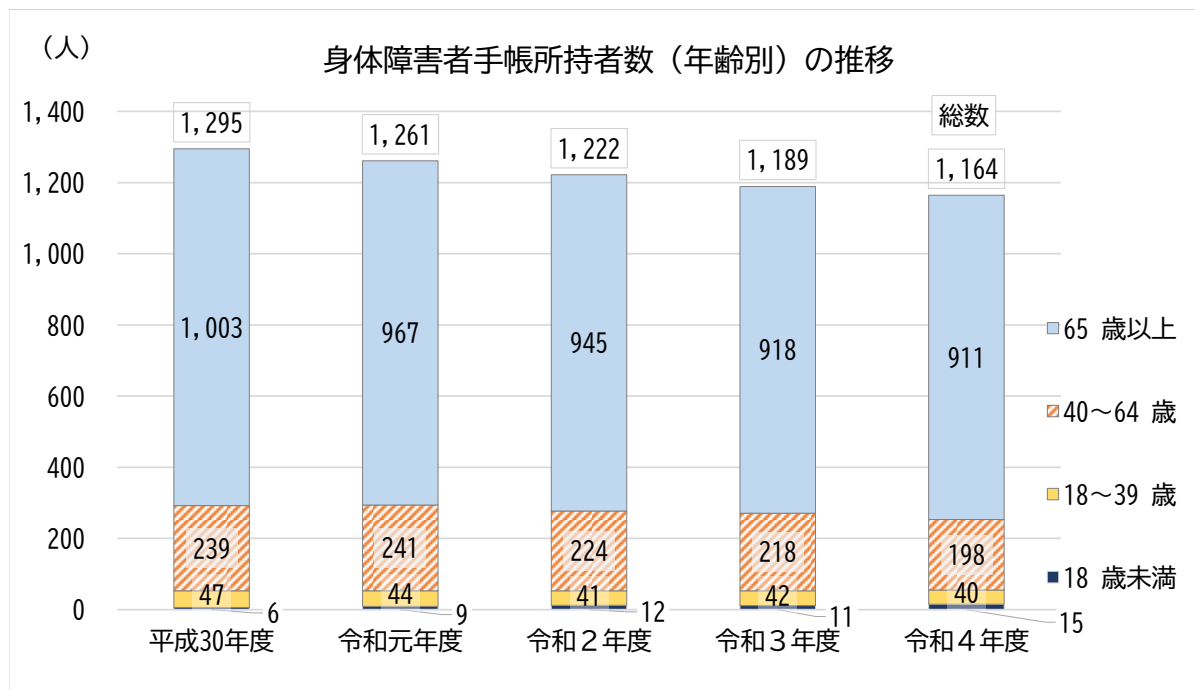
※各年度末

2 身体に障害のある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移

身体障害者手帳の所持者の総数は、年々減少傾向にあります。年齢区分別にみると、65歳以上が最も多く、毎年80%近くを占めています。所持者総数が減少する一方、年齢構成については、今後も高齢者の割合が高いという状況が続くものと見込まれます。

一方、18歳未満の手帳所持者数については、他の年齢区分の所持者数が減少を続ける中、微増傾向を示しています。

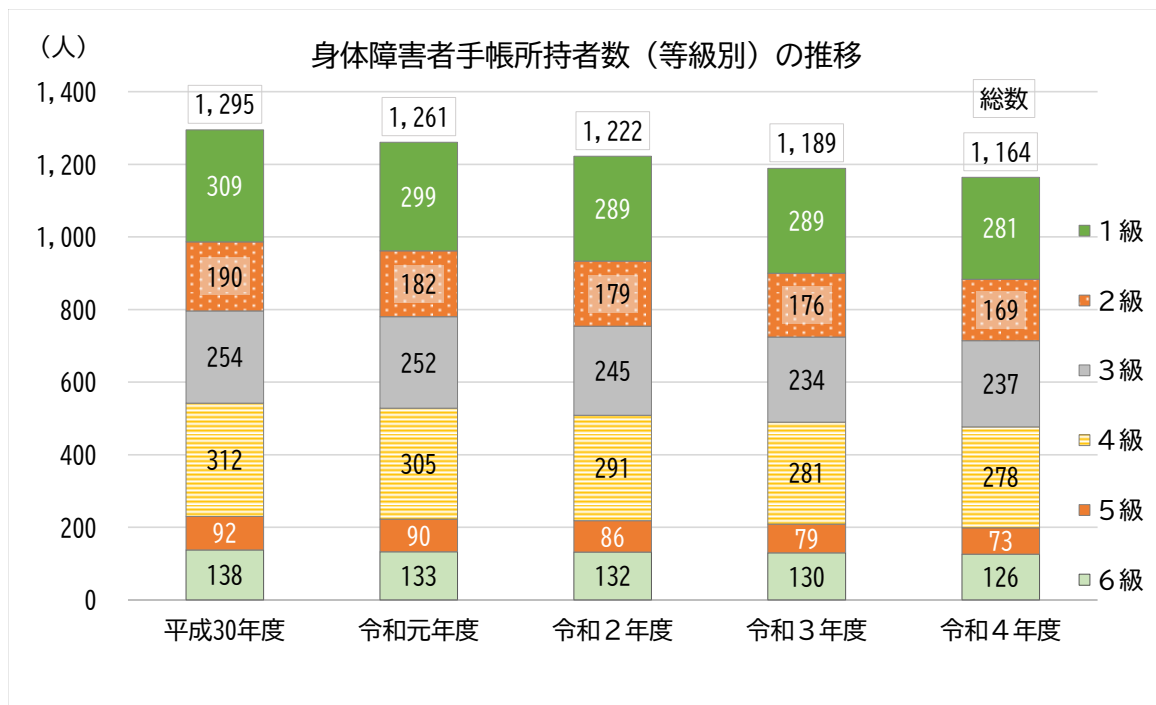


人数	年齢区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	18 歳未満	6 人	9 人	12 人	11 人	15 人
	18～39 歳	47 人	44 人	41 人	42 人	40 人
	40～64 歳	239 人	241 人	224 人	218 人	198 人
	65 歳以上	1,003 人	967 人	945 人	918 人	911 人
	合計	1,295 人	1,261 人	1,222 人	1,189 人	1,164 人
構成割合	年齢区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	18 歳未満	0.5%	0.7%	1.0%	0.9%	1.3%
	18～39 歳	3.6%	3.5%	3.4%	3.5%	3.4%
	40～64 歳	18.5%	19.1%	18.3%	18.3%	17.0%
	65 歳以上	77.5%	76.7%	77.3%	77.2%	78.3%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※各年度末

(2) 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

身体障害者手帳の所持者数を等級別にみると、各等級とも減少傾向で推移しています。構成割合をみると、令和4年度では、重度の1級、2級及び3級の所持者が全体の60%近くを占めています。



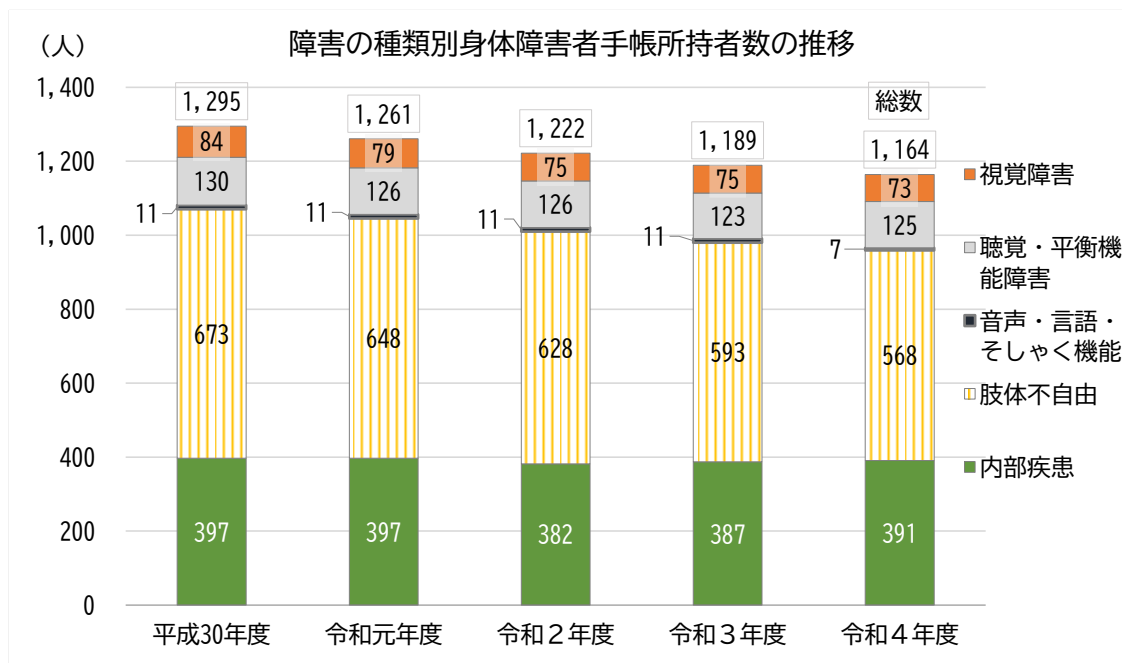
人数	等級	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	1 級	309 人	299 人	289 人	289 人	281 人
	2 級	190 人	182 人	179 人	176 人	169 人
	3 級	254 人	252 人	245 人	234 人	237 人
	4 級	312 人	305 人	291 人	281 人	278 人
	5 級	92 人	90 人	86 人	79 人	73 人
	6 級	138 人	133 人	132 人	130 人	126 人
	合計	1,295 人	1,261 人	1,222 人	1,189 人	1,164 人
構成割合	等級	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	1 級	23.9%	23.7%	23.6%	24.3%	24.1%
	2 級	14.7%	14.4%	14.6%	14.8%	14.5%
	3 級	19.6%	20.0%	20.0%	19.7%	20.4%
	4 級	24.1%	24.2%	23.8%	23.6%	23.9%
	5 級	7.1%	7.1%	7.0%	6.6%	6.3%
	6 級	10.7%	10.5%	10.8%	10.9%	10.8%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※各年度末

(3) 身体障害者手帳所持者数（障害の種類別）の推移

身体障害者手帳の所持者数を障害の種類別にみると、各障害種別とも減少傾向で推移しています。構成割合をみると、令和4年度では、「肢体不自由」が最も高く、全体の50%近くを占め、次いで、「内部疾患」が約34%となっています。

内部疾患について、実人数は減少していますが、減少割合が低いため、全体の構成割合においては増加傾向にあります。



人数	障害の種類	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	内部疾患	397 人	397 人	382 人	387 人	391 人
	肢体不自由	673 人	648 人	628 人	593 人	568 人
	音声・言語・そしゃく機能	11 人	11 人	11 人	11 人	7 人
	聴覚・平衡機能障害	130 人	126 人	126 人	123 人	125 人
	視覚障害	84 人	79 人	75 人	75 人	73 人
	合計	1,295 人	1,261 人	1,222 人	1,189 人	1,164 人
構成割合	障害の種類	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	内部疾患	30.7%	31.5%	31.3%	32.5%	33.6%
	肢体不自由	52.0%	51.4%	51.4%	49.9%	48.8%
	音声・言語・そしゃく機能	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%
	聴覚・平衡機能障害	10.0%	10.0%	10.3%	10.3%	10.7%
	視覚障害	6.5%	6.3%	6.1%	6.3%	6.3%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

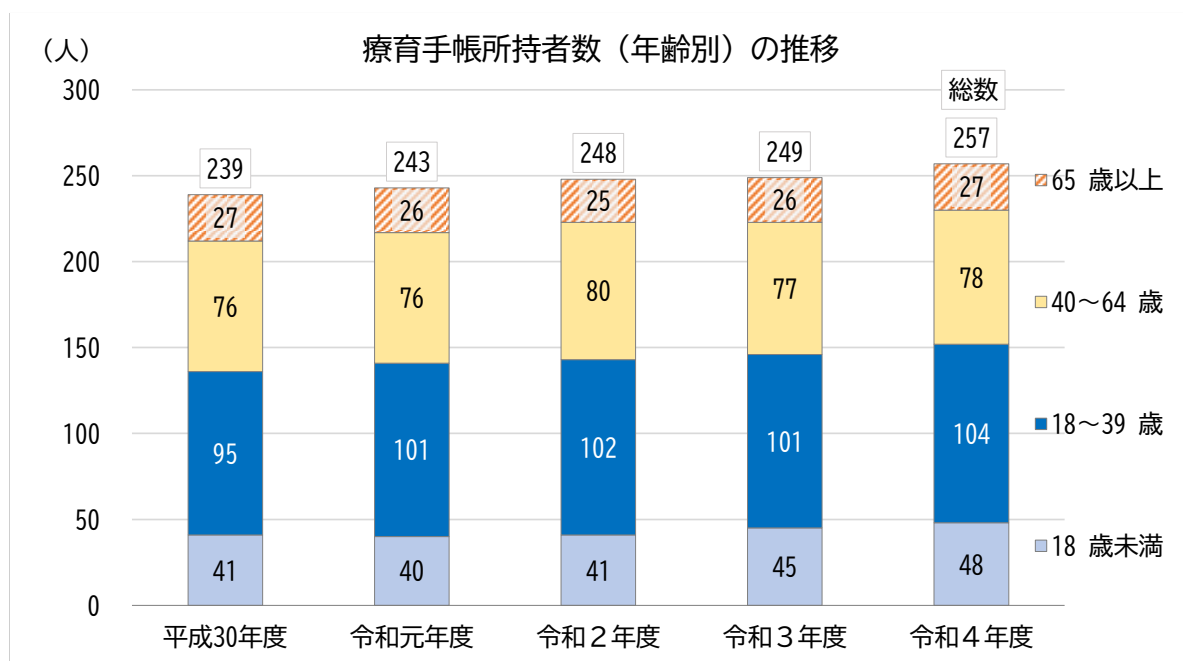
※各年度末

3 知的障害のある人の状況

(1) 療育手帳所持者数（年齢別）の推移

療育手帳の所持者の総数は、年々増加しています。年齢区別にみると、18歳未満と18～39歳の層で増加数が多くなっています。

令和4年度の構成割合をみると、18歳未満が約19%、18～39歳が約40%となっており、合わせると約60%近くとなります。また、構成割合の推移をみると、他の年齢層がほぼ横ばいであるのに対し、18歳未満の層はゆるやかな上昇傾向となっています。



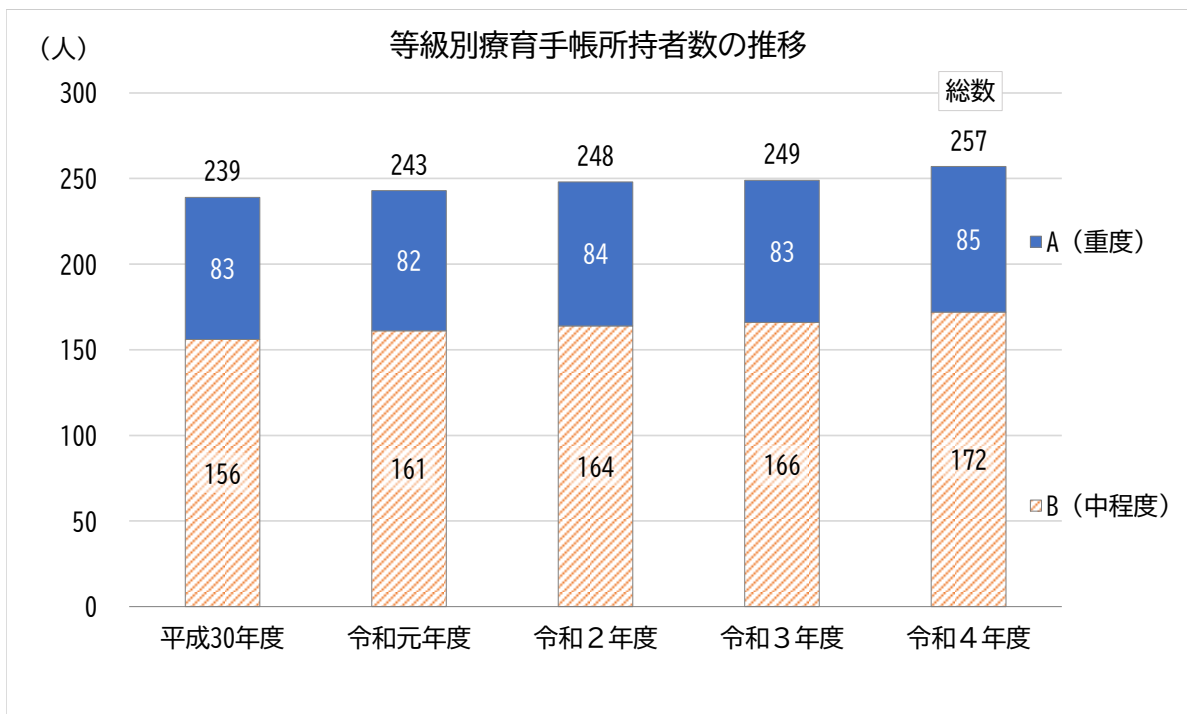
人数	年齢区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	18歳未満	41人	40人	41人	45人	48人
	18～39歳	95人	101人	102人	101人	104人
	40～64歳	76人	76人	80人	77人	78人
	65歳以上	27人	26人	25人	26人	27人
	合計	239人	243人	248人	249人	257人
構成割合	年齢区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	18歳未満	17.2%	16.5%	16.5%	18.1%	18.7%
	18～39歳	39.7%	41.6%	41.1%	40.6%	40.5%
	40～64歳	31.8%	31.3%	32.3%	30.9%	30.4%
	65歳以上	11.3%	10.7%	10.1%	10.4%	10.5%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※各年度末

(2) 療育手帳所持者数（等級別）の推移

療育手帳の所持者数の推移を等級別にみると、A等級が横ばい、B等級が増加傾向となっています。構成割合をみると、令和4年度では、A等級が約33%、B等級が約67%となっています。

構成割合の推移をみると、A等級はゆるやかに下降し、B等級はゆるやかに上昇する傾向となっています。



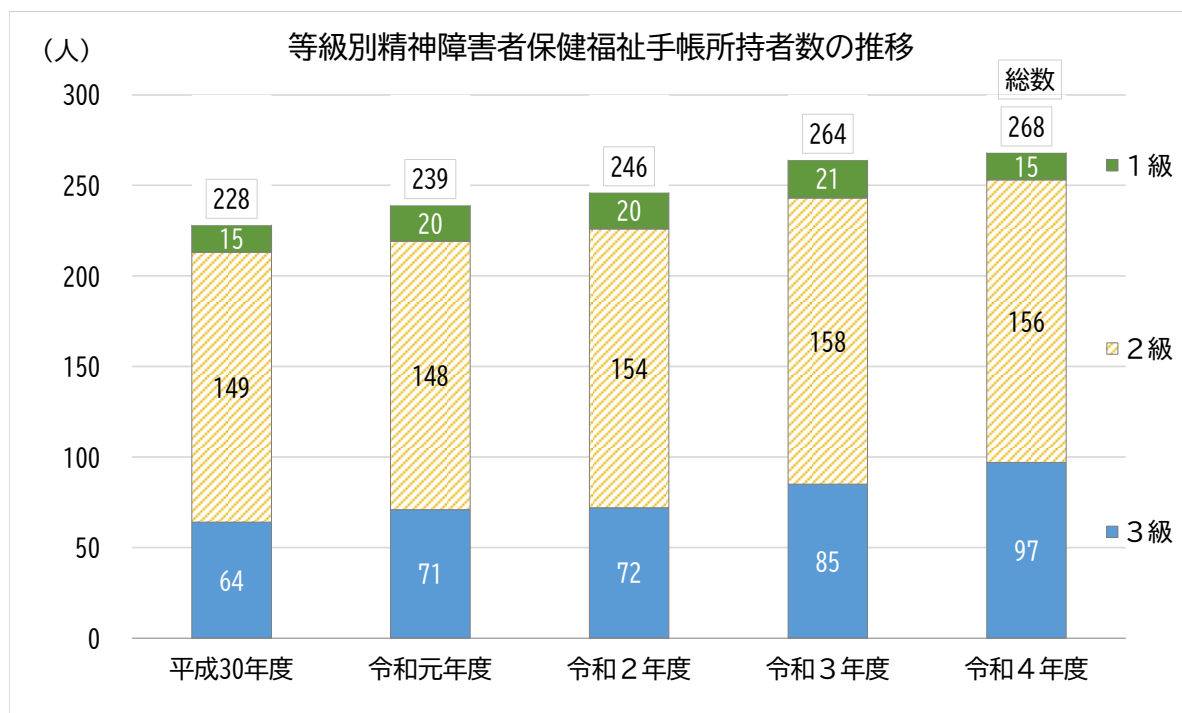
人数	等級	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	A (重度)	83 人	82 人	84 人	83 人	85 人
	B (中程度)	156 人	161 人	164 人	166 人	172 人
	合計	239 人	243 人	248 人	249 人	257 人
構成割合	等級	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	A (重度)	34.7%	33.7%	33.9%	33.3%	33.1%
	B (中程度)	65.3%	66.3%	66.1%	66.7%	66.9%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※各年度末

4 精神障害のある人の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の総数は、年々増加しており、特に3級が増加しています。構成割合をみると、2級が最も多くなっています。



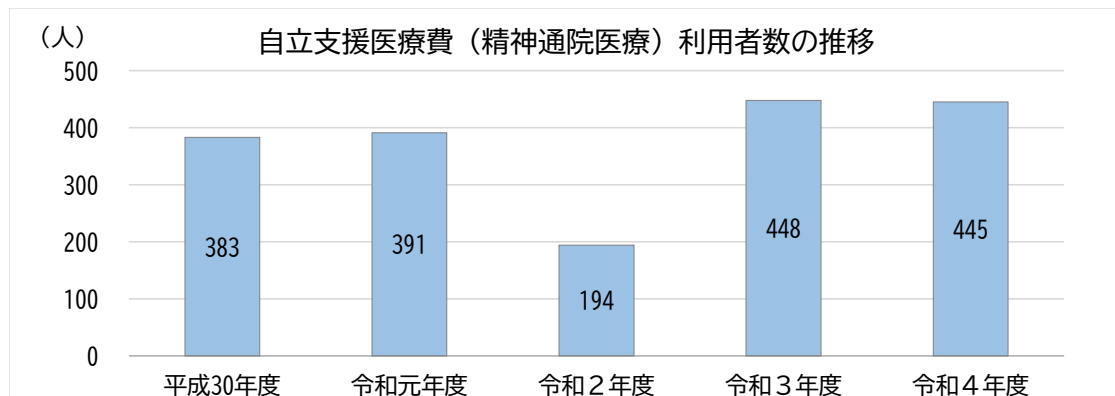
人数	等級	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	1 級	15 人	20 人	20 人	21 人	15 人
	2 級	149 人	148 人	154 人	158 人	156 人
	3 級	64 人	71 人	72 人	85 人	97 人
	合計	228 人	239 人	246 人	264 人	268 人
構成割合	等級	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	1 級	6.6%	8.4%	8.1%	8.0%	5.6%
	2 級	65.4%	61.9%	62.6%	59.8%	58.2%
	3 級	28.0%	29.7%	29.3%	32.2%	36.2%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※各年度末

(2) 自立支援医療（精神通院医療）利用者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）※利用者数は、令和2年度は減少していますが、全体的には増加傾向となっています。なお、令和2年度の利用者数の減少は、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、支給認定の有効期間の延長措置が取られたことにより、更新手続きのための申請が免除されたため、支給認定者数が減少したことによりです。

※自立支援医療（精神通院医療）とは、通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度です。

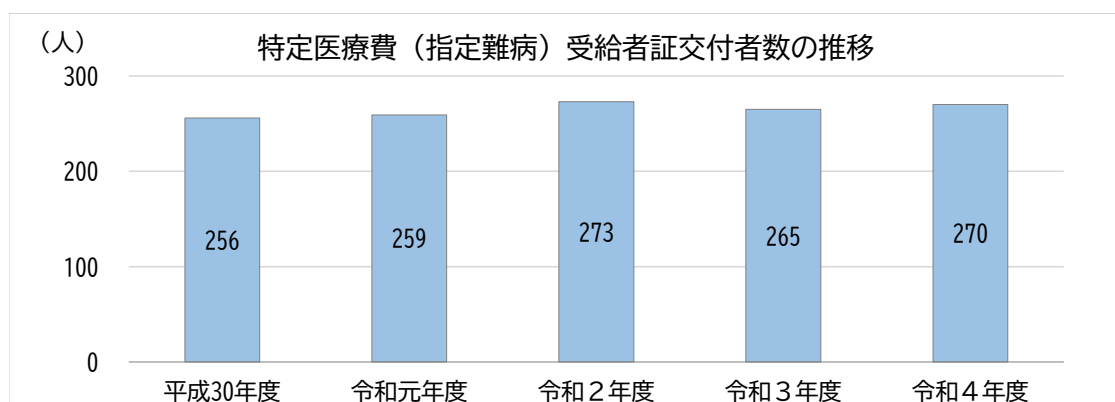


	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数	383 人	391 人	194 人	448 人	445 人

※各年度末

5 特定医療費（指定難病）受給者証交付状況

特定医療費（指定難病）受給者証交付数は、年による増減はありますが、横ばい傾向にあります。



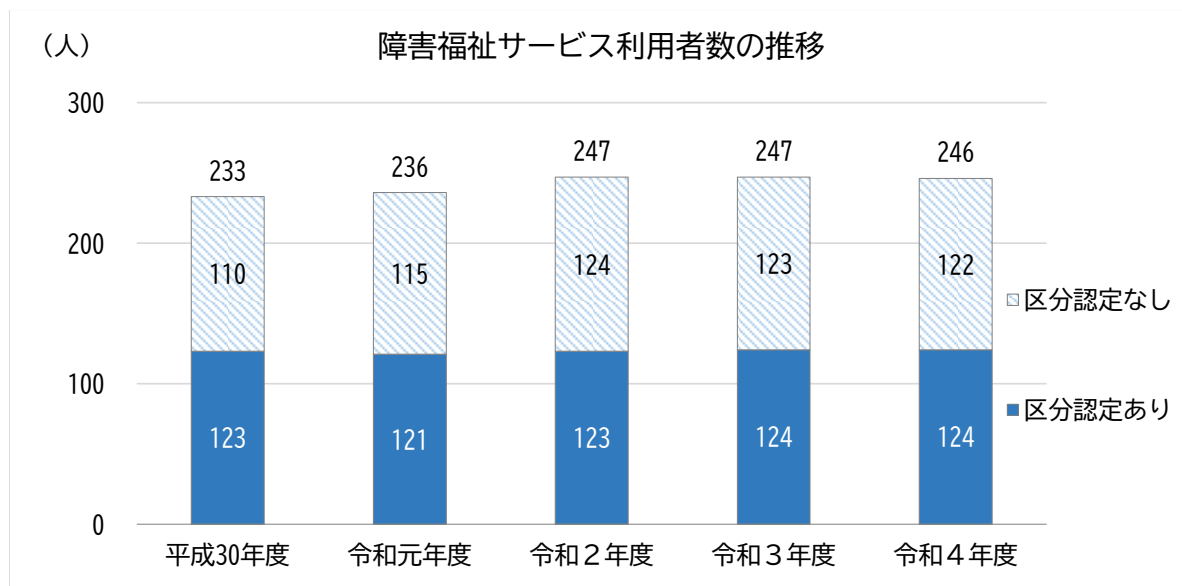
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数	256 人	259 人	273 人	265 人	270 人

※各年度末

6 障害福祉サービス利用者の状況

障害福祉サービスには、障害支援区分認定が必要な介護給付サービスと認定を必要としない訓練等給付サービスがあります。

区分認定ありの介護給付サービス利用者数は、横ばい傾向にあります。また、区分認定なしの利用者については、令和2年度までは増加傾向にありましたが、令和3年度以降は横ばい傾向となっています。



	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分認定あり	123 人	121 人	123 人	124 人	124 人
区分認定なし	110 人	115 人	124 人	123 人	122 人
合計	233 人	236 人	247 人	247 人	246 人

※各年度末

第3章 取組の振り返りと今後の課題

1 取組の振り返り

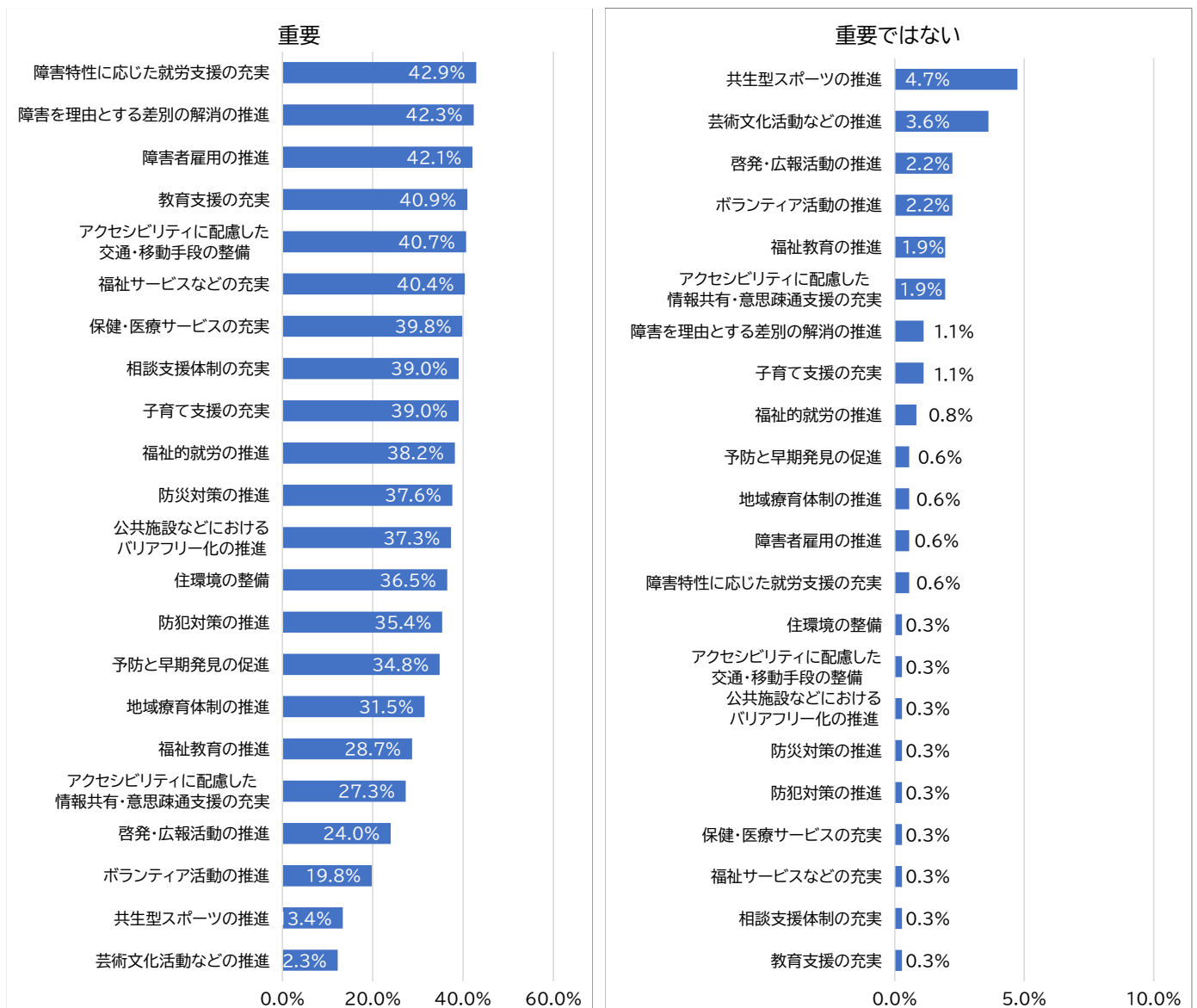
小矢部市における障害福祉施策の推進について、取組の振り返りをすべく、アンケート調査に、主要施策の重要度と満足度を聞く設問を設けました。

(1) 重要度

選択肢は「重要」「やや重要」「どちらともいえない」「あまり重要ではない」「重要ではない」ですが、このうち、「重要」と「重要ではない」のみを抜き出してグラフ化しました。

「重要」では、「障害特性に応じた就労支援の充実」が最も高く、次いで、「障害を理由とする差別の解消の推進」、「障害者雇用の推進」となっています。

「重要ではない」では、「共生型スポーツの推進」が最も高く、次いで、「芸術文化活動などの推進」、「啓発・広報活動の推進」「ボランティア活動の推進」となっています。

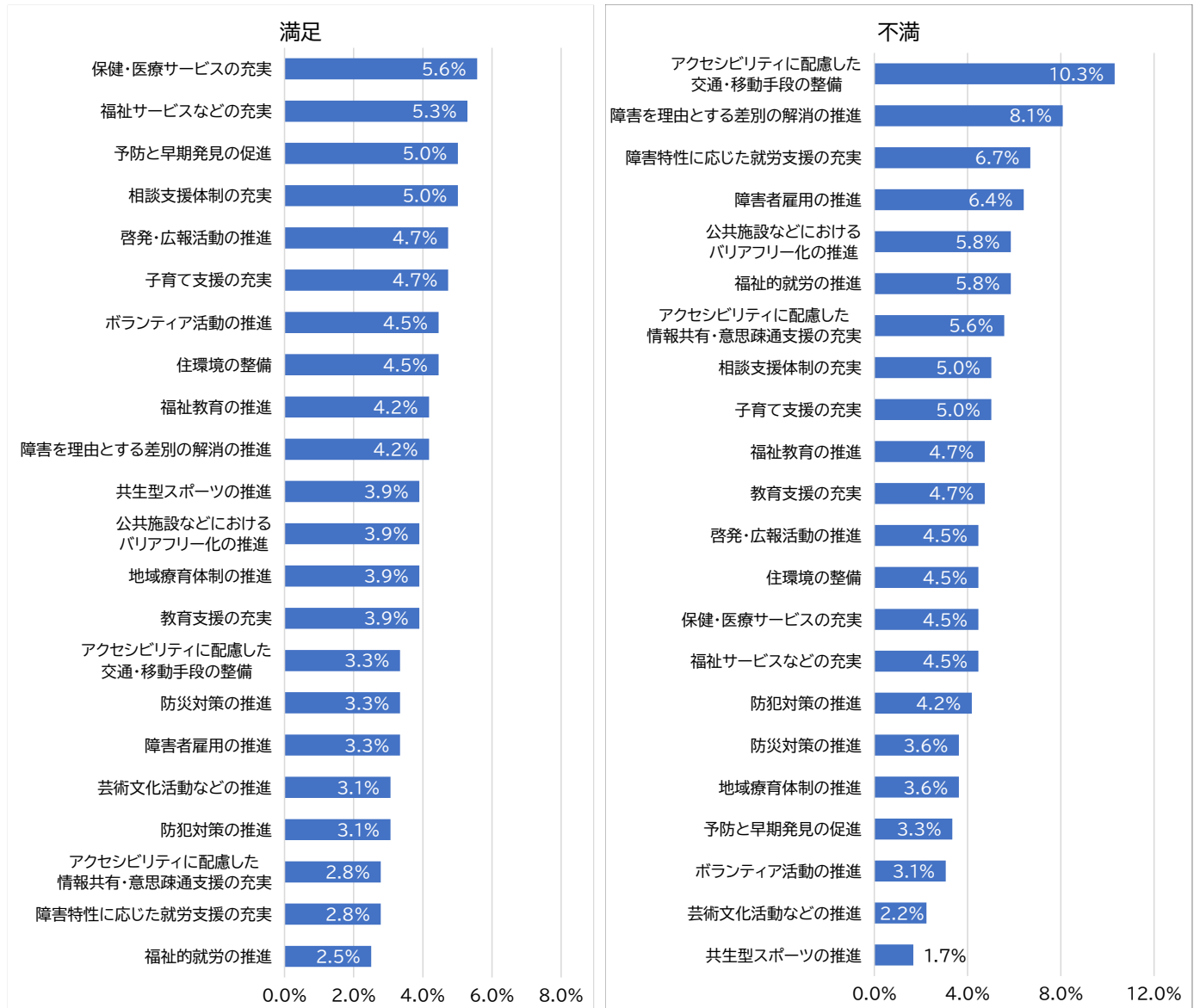


(2) 満足度

選択肢は「満足」「やや満足」「どちらともいえない」「やや不満」「不満」ですが、このうち、「満足」と「不満」のみを抜き出してグラフ化しました。

「満足」では、「保健・医療サービスの充実」が最も高く、次いで、「福祉サービスなどの充実」、「予防と早期発見の促進」、「相談支援体制の充実」となっています。

「不満」では、「アクセシビリティに配慮した交通・移動手段の整備」が最も高く、次いで、「障害を理由とする差別の解消の推進」、「障害特性に応じた就労支援の充実」となっています。



(3) 重要度×満足度

各施策の重要意識と満足意識の各選択肢に得点をつけ、平均得点を算出しました。

各選択肢の得点配分と平均得点の算出式は次のとおりです。

●得点配分

重要度	満足度	得点
重要	満足	+ 2
やや重要	やや満足	+ 1
どちらともいえない	どちらともいえない	± 0
あまり重要ではない	やや不満	- 1
重要ではない	不満	- 2
無回答	無回答	± 0

●計算式

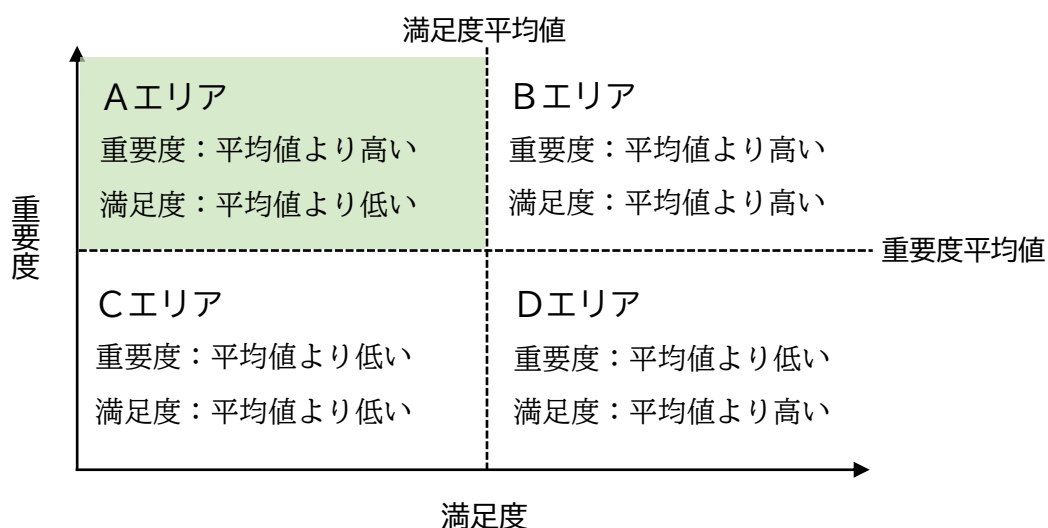
$$\text{重要度} = \frac{\text{「重要」} \times 2 + \text{「やや重要」} \times 1 + \text{「あまり重要ではない」} \times (-1) + \text{「重要ではない」} \times (-2)}{(\text{「どちらともいえない」} + \text{「無回答」}) \text{を除く有効回答者数}}$$

$$\text{満足度} = \frac{\text{「満足」} \times 2 + \text{「やや満足」} \times 1 + \text{「やや不満」} \times (-1) + \text{「不満」} \times (-2)}{(\text{「どちらともいえない」} + \text{「無回答」}) \text{を除く有効回答者数}}$$

●重要度、満足度のプロット図の考え方

満足度を横軸に、重要度を縦軸として、22 項目の各施策の得点結果を図にプロットします。

プロットした結果については、重要度と満足度のそれぞれの平均値によって分かれた 4 つのグループのエリア分けについて、次のとおりと考えます。



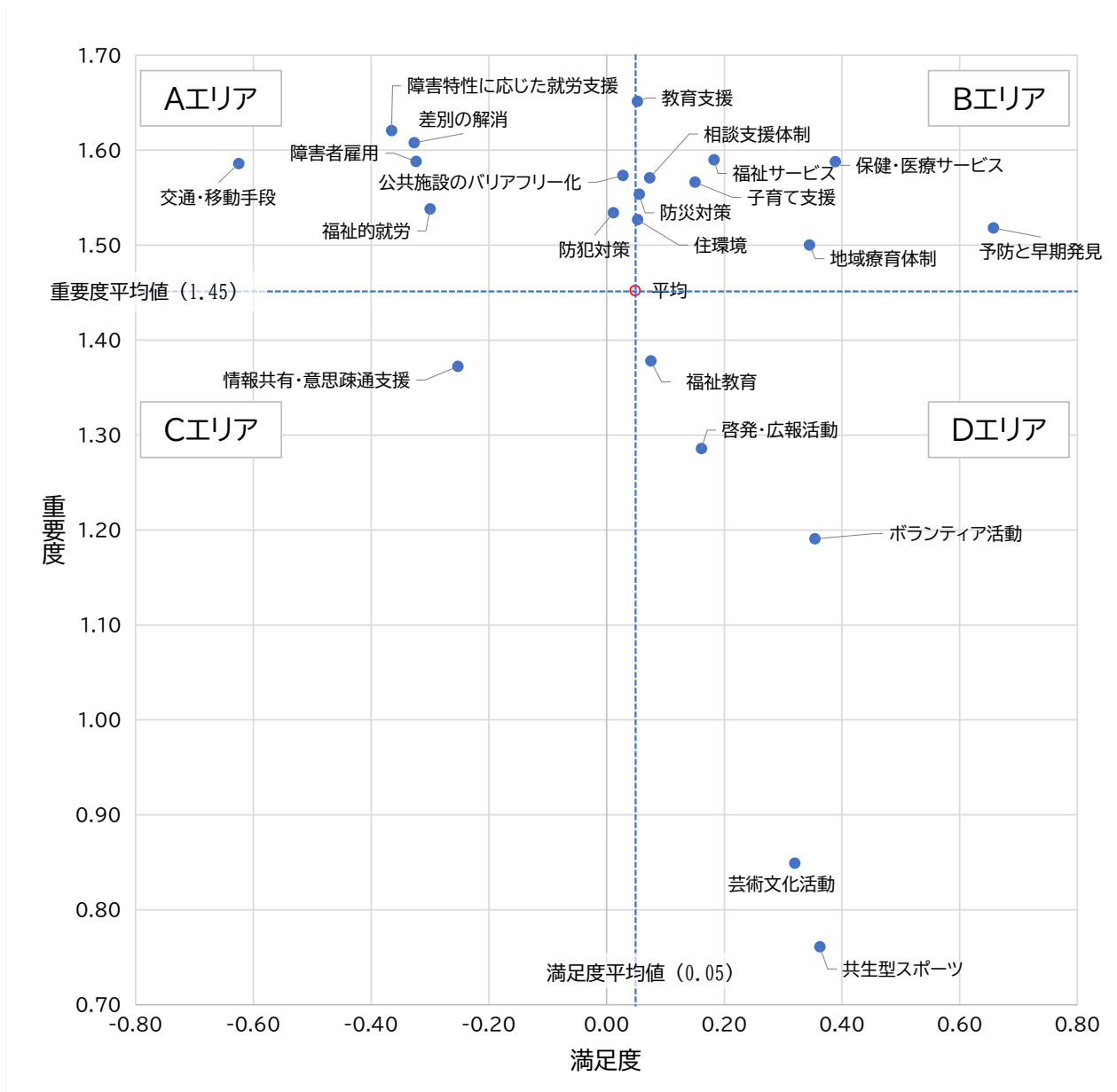
●各エリアの捉え方

Aエリア	施策の必要性が十分認識され、特に取組の推進や改善に対する障害のある人のニーズ（期待）が高い項目と考えられ、従来の施策の取組方向について、さらに改善を検討する必要があると考えられます。
Bエリア	施策の必要性が十分認識され、その取組にも満足されている項目と考えられ、今後も現在の水準を維持するため、着実に取組を推進する必要があると考えられます。
Cエリア	取組の推進や改善に対するニーズは高いものの、他のエリアの施策と比較してその必要性の認識が低い項目と考えられ、施策の重要性をさらに認知してもらえるような取組とともに、従来の施策の取組方向の改善を検討する必要があると考えられます。
Dエリア	他のエリアの施策と比較してその必要性の認識は低いものの、取組には満足されている項目と考えられ、現状どおりの着実な取組の推進とともに、施策の重要性についてさらに認知してもらえる取組を進める必要があると考えられます。

●重要度・満足度

順位	施策名	重要度	施策名	満足度
1	教育支援の充実	1.65	予防と早期発見の促進	0.66
2	障害特性に応じた就労支援の充実	1.62	保健・医療サービスの充実	0.39
3	障害を理由とする差別の解消の推進	1.61	共生型スポーツの推進	0.36
4	福祉サービスなどの充実	1.59	ボランティア活動の推進	0.35
5	障害者雇用の推進	1.59	地域療育体制の推進	0.34
6	保健・医療サービスの充実	1.59	芸術文化活動などの推進	0.32
7	アクセシビリティに配慮した交通・移動手段の整備	1.59	福祉サービスなどの充実	0.18
8	公共施設などにおけるバリアフリー化の推進	1.57	啓発・広報活動の推進	0.16
9	相談支援体制の充実	1.57	子育て支援の充実	0.15
10	子育て支援の充実	1.57	福祉教育の推進	0.08
11	防災対策の推進	1.55	相談支援体制の充実	0.07
12	福祉的就労の推進	1.54	防災対策の推進	0.06
13	防犯対策の推進	1.53	住環境の整備	0.05
14	住環境の整備	1.53	教育支援の充実	0.05
15	予防と早期発見の促進	1.52	公共施設などにおけるバリアフリー化の推進	0.03
16	地域療育体制の推進	1.50	防犯対策の推進	0.01
17	福祉教育の推進	1.38	アクセシビリティに配慮した情報共有・意思疎通支援の充実	-0.25
18	アクセシビリティに配慮した情報共有・意思疎通支援の充実	1.37	福祉的就労の推進	-0.30
19	啓発・広報活動の推進	1.29	障害者雇用の推進	-0.32
20	ボランティア活動の推進	1.19	障害を理由とする差別の解消の推進	-0.33
21	芸術文化活動などの推進	0.85	障害特性に応じた就労支援の充実	-0.37
22	共生型スポーツの推進	0.76	アクセシビリティに配慮した交通・移動手段の整備	-0.63
	重要度平均	1.45	満足度平均	0.05

●重要度・満足度のプロット図



取組の推進や改善に対する障害のある人のニーズ(期待)が高いAエリアの項目としては、「アクセシビリティに配慮した交通・移動手段の整備」「障害特性に応じた就労支援の充実」「障害を理由とする差別の解消の推進」「障害者雇用の推進」「福祉的就労の推進」「防犯対策の推進」「公共施設などにおけるバリアフリー化の推進」があげられます。

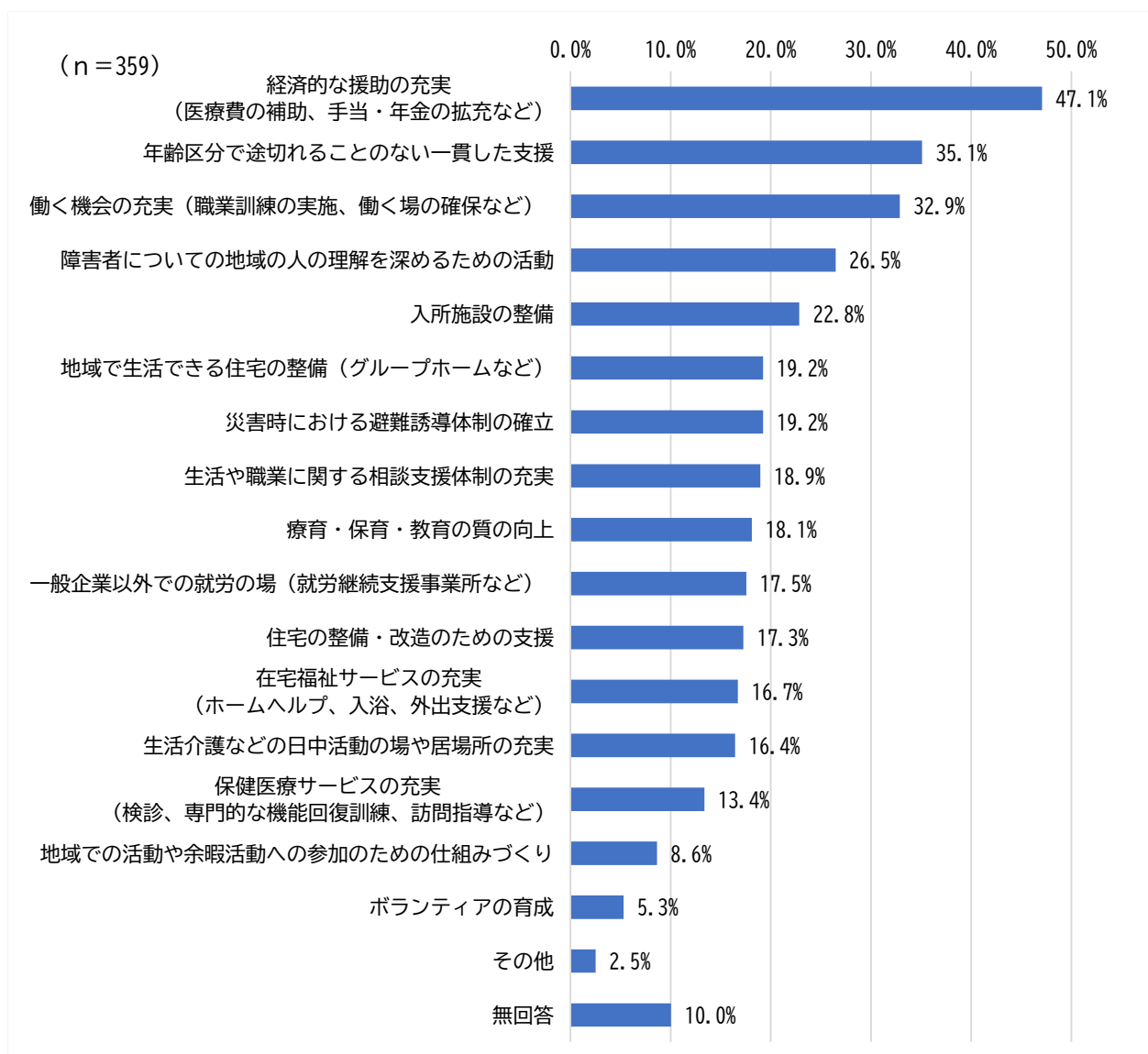
障害を理由とする差別の解消をはじめ、移動の不自由を解消するための交通・移動手段の整備や、公共施設などにおけるバリアフリー化とともに、雇用・就労に対する支援、また、防犯対策の推進についてニーズが高く、取組や改善の求められる施策となっています。

共生社会の実現に向けては、全施策とも充実することが求められますが、限られた市の予算の中で、優先順位をつけて施策を推進する際には、検討にかかる指標になるものと考えられます。

2 今後の課題

アンケート調査において本市における障害福祉施策の推進について、今後力を入れてほしい取組を聞きました。回答では、「経済的な援助の充実」が47.1%で最も高くなっています。次いで、「年齢区分で途切れることのない一貫した支援」が35.1%、「働く機会の充実（職業訓練の実施、働く場の確保など）」が32.9%となっています。

Q 小矢部市の障害福祉施策について、今後特に力をいれてほしいことは何ですか。



このことから、今後も住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、経済的な援助の充実や年齢で途切れることのない一貫した支援による生活の保障とともに、働く機会の充実による自立・安定した暮らしを確保したいという願いが込められていると考えられます。

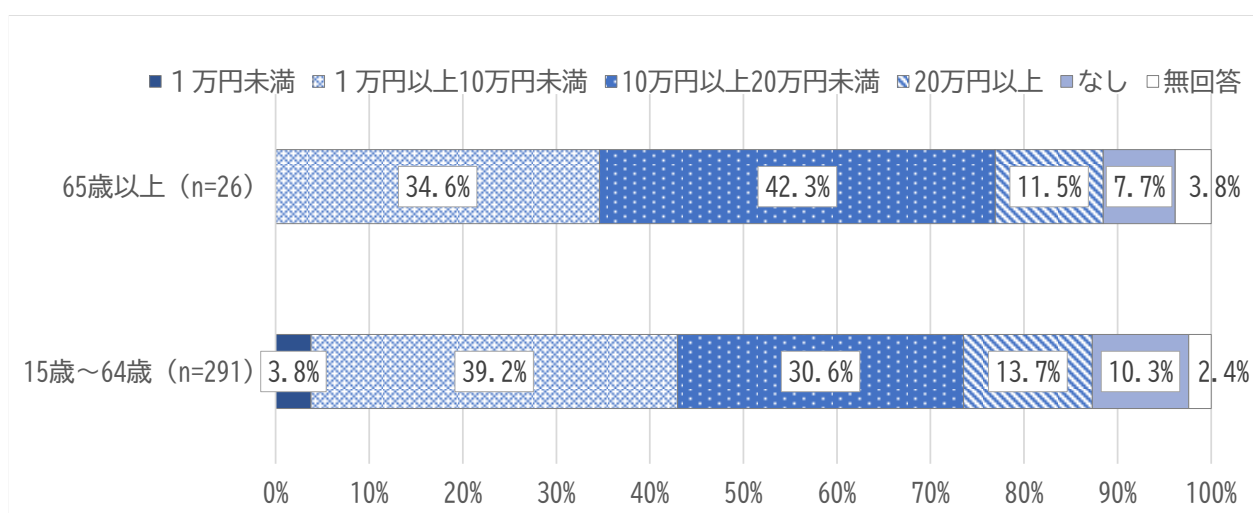
経済的な援助や日常生活の支援については、地域で自立・安定した暮らしを送るために重要な課題であるとともに、本計画の計画期間を超えた永続的な取組が求められる課題です。

さらに、アンケート調査では、障害のある人の生活の状況を把握するため、収入の状況（月収）についてお聞きしました。

15～64歳の層は、1～10万円未満の割合が最も高くなっています。20万円で区切ると、20万円未満が73.6%、20万円以上が13.7%となります。一方、収入「なし」は10.3%となっています。

65歳以上の層は、10～20万円未満の割合が最も高くなっています。20万円で区切ると、20万円未満が76.9%、20万円以上が11.5%となります。一方、収入「なし」は7.7%となっています。

Q あなたの月収はどのくらいですか。障害者手当や年金、あなたの給料、日中活動の通所施設からの工賃など、すべての収入を含めてお答えください。



障害のある人が経済的な自立により安定し、より質の高い生活が送れるよう、一般就労への移行支援や福祉的就労の場の確保と工賃の底上げなどを図りつつ、それぞれの能力に応じた働く場が選択できるよう、総合的な雇用・就労対策を推進していくことが求められます。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

共に生き、共に支え合いながら 自分らしく暮らし続けられる 社会の実現を目指して

障害者権利条約では、障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置などについて定めています。

また、障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現」のため、障害のある人の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

本計画では、このような社会の実現に向け、障害と障害のある人に対する正しい理解を深め、障害の有無によって分け隔てることなく、共に生き、共に支え合いながら誰もが役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して自分らしく暮らし続けられるウェルビーイングな共生社会の実現を目指し、今後の地域づくりを推進するための施策の推進に向けた基本的な方向を定めるものとします。

2 基本方針

I 共に支え合う人や地域をつくる

地域共生社会（制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会）の実現に向けて、障害のある人も無い人も、お互いを認め合い、尊重し、支え合いながら暮らすことのできる地域をつくります。

そのために、障害や障害のある人に対する正しい理解のもと、障害のある人との交流をはじめ、共生型スポーツや芸術文化活動等の推進を通して、障害を理由とする差別の解消や、障害のある人の権利擁護、虐待防止に取り組みます。

II 安心して暮らせるまちをつくる

高齢者や障害のある人などの自立した日常生活及び社会生活を確保するため、ユニバーサルデザインのまちづくりと「心のバリアフリー化」の促進を図ることや災害時の情報伝達や避難誘導などの支援体制の整備などにより、安全で安心して暮らせるまちをつくります。

そのために、生活を支える身近な交通網の整備充実と、年齢や障害にかかわらず誰もが安全で快適に移動できるよう、人に優しい公共交通サービスの提供に取り組みます。

また、地域との連携を通して、障害のある人の災害時の支援体制の整備や近年増加している特殊詐欺などの犯罪に巻き込まれないような仕組みづくりにも取り組みます。

III 自分らしく生活できるしくみをつくる

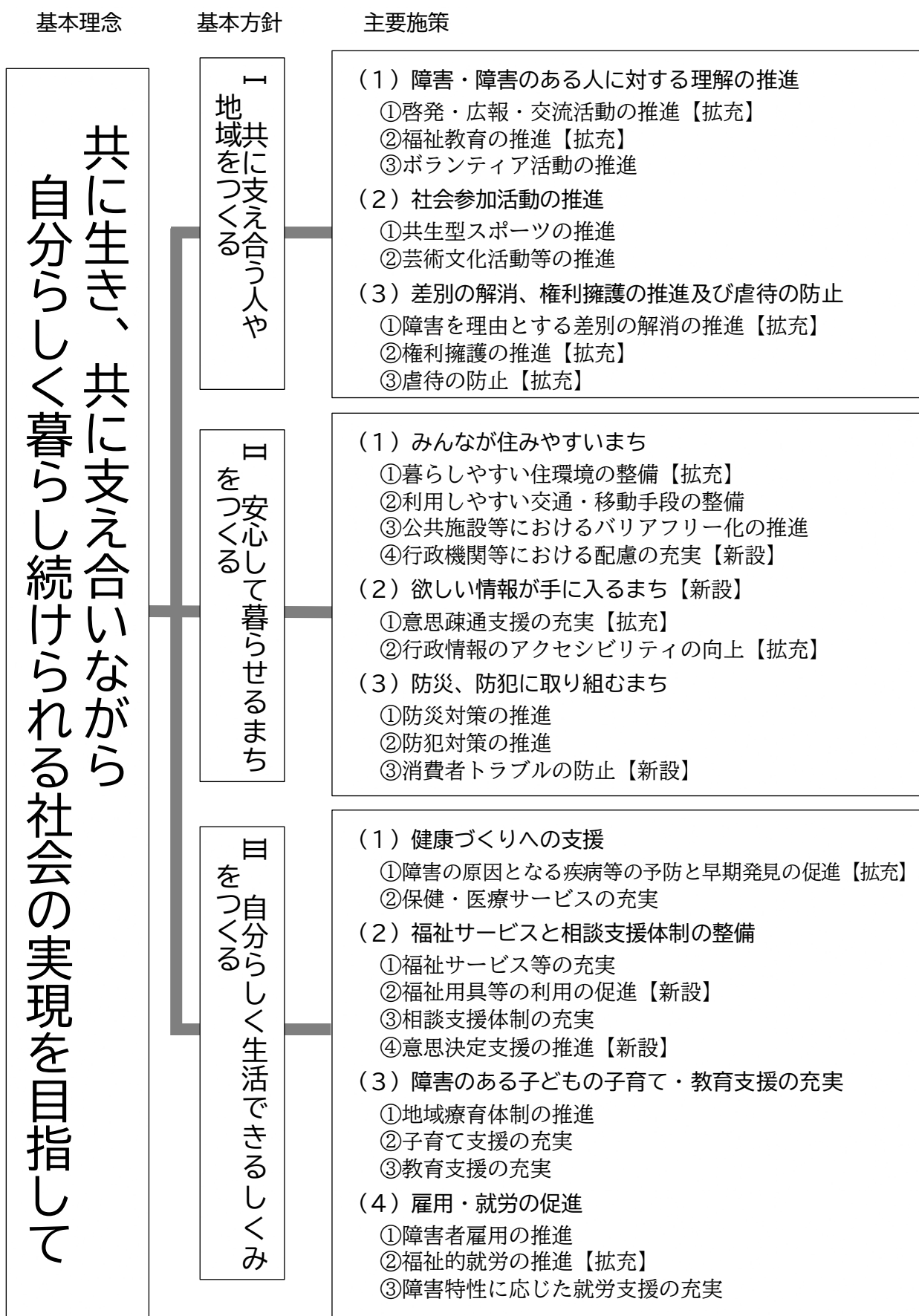
障害のある人が地域の一員として安心して自立した日常生活や社会生活を営むことができるようなしくみをつくります。

そのために、相談・支援体制の確保及び意思決定支援の推進に努め、保健・医療・教育・雇用などの様々な分野との連携を図りながら福祉サービスを充実させるとともに、地域での住まいの場の確保や日中活動の場の確保などに取り組みます。

また、地域療育体制の推進とともに、一人ひとりに応じたきめ細かな教育や子育ての支援を行うことで、障害のある人の能力や可能性をのばし、自立し社会参加するために必要な力を養います。

さらには、障害のある人がその能力と適正に応じて仕事ができるよう、雇用・就労の支援に取り組みます。

3 施策の体系



第5章 施策の展開

I 共に支え合う人や地域をつくる

(1) 障害・障害のある人に対する理解の推進

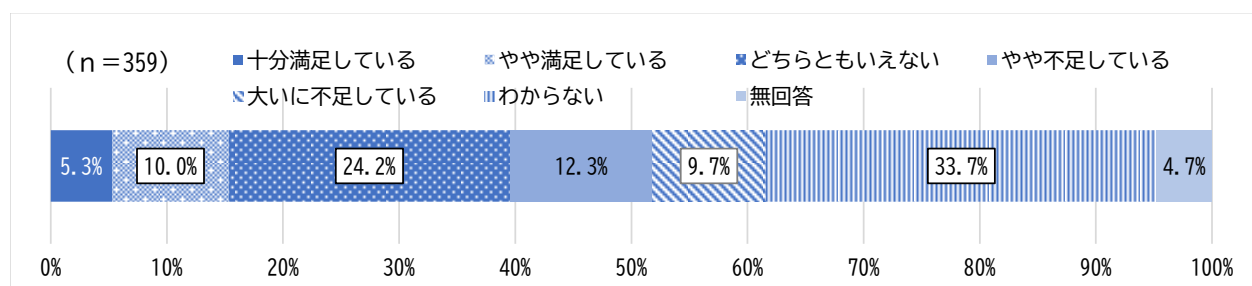
現状と課題

- 障害のある人に対する偏見や差別意識を社会から払拭し、一人一人の命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない、という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現するよう、障害のある人に対する理解促進に努めることが求められています。
- 地域社会における障害のある人への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図るとともに、ボランティア団体等、障害のある人も含む多様な主体による障害のある人のための取組を促進することが必要です。
- コロナ禍においては、障害福祉サービス事業所主催のイベント等で、地域住民の参加交流の制限もありましたが、今後は、感染症等対策を取りつつ、障害福祉サービス事業所が障害のある人と地域住民との日常的な交流の場となるよう、取り組んでいくことが必要です。
- 本市では、障害や障害のある人に対する正しい理解が広く浸透するよう、広報おやべやホームページ、パンフレットなど各種媒体を通じて障害福祉に関する広報活動を推進しています。また、ヘルプマークなどの理解・普及を図るため、窓口にポスター・チラシを設置し、普及に努めています。
- 福祉教育の推進については、保育所・こども園関係者の研修会への参加を推進するとともに、児童・生徒から大人までの幅広い年代に対し、福祉教育を推進していきます。また、厚生センターと連携し、中学生や高校生を対象としたヤングヘルスセミナーなど、精神疾患や障害などについて学ぶことができる機会を増やしていきます。
- 市社会福祉協議会では、手話や音訳などのボランティア養成講座を開催するとともに、教員向けに砺波市、南砺市と合同で福祉教育・ボランティア学習会を毎年開催しています。今後は、シニア層をターゲットにした講座の開催を検討していく必要があります。
- 市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会が実施する啓発活動やケアネット活動は、コロナ禍により各種会合の開催が制限され、新たな取組の開始は難しかったものの、個別支援を通して考える機会を持てたことにより、生活支援に取り組む地区社会福祉協議会が増えてきています。今後は、コロナ禍において縮小していた活動等を従来以上に行い、地区における自主的な活動を推進する必要があります。

【アンケート調査より】

- 「市民の障害のある人への対応や理解についてどのように思うか」の問いに対して、「わからない」が33.7%で最も高くなり、次いで、「どちらともいえない」が24.2%となっており、合わせて57.9%となり、6割近くが判断しかねる状況となっています。
- 一方、「十分満足している」(5.3%)と「やや満足している」(10.0%)を合わせた「満足」とする回答は15.3%、「やや不足している」(12.3%)と「大いに不足している」(9.7%)と合わせた「不足」とする回答は22.0%となり、「満足」とする割合が「不足」とする割合を6.7%下回っており、市民の障害のある人に対する理解について更に深めていくことが必要です。

Q あなたは、市民の障害のある人への対応や理解についてどのように思いますか。



施策の展開

①啓発・広報・交流活動の推進

啓発・広報活動の効果的な推進	・障害や障害のある人に対する正しい理解が広く浸透するよう、広報おやべやホームページ、パンフレットなど各種媒体を通じて障害福祉に関する広報活動を推進します。 ・「障害者週間」を中心として、積極的に市民の理解の向上に向けて、広報・啓発活動を効果的に推進していきます。 ・障害や障害のある人を支援する立場にある、民生委員・児童委員などを対象とした市民向けの福祉教育出前講座等を行います。
ヘルプマークなどの理解・普及	・ポスター、チラシの掲示のほか、窓口等にて、障害のある人に関わるマークの普及に努めます。

だれでも参加できる地域共生社会型イベントの開催	・障害者団体と連携し、年齢や障害の有無などにかかわらず気軽に交流できるイベントを開催します。
障害のある人やその家族と地域住民との交流の支援	・福祉サービス事業所や地域活動支援センターと協働して、障害のある人やその家族、地域住民、及びボランティアとの交流やピア（当事者）活動を支援します。 ・就労継続支援事業所やグループホーム、入所施設など障害福祉サービス事業所を利用している人の地域主催のイベントへの参加や、地域住民の障害福祉サービス事業所主催のイベントへの参加により、互いの交流や理解が進み、障害福祉サービス事業所が地域の日常的な交流の場となるよう、働きかけていきます。

②福祉教育の推進

保育所・こども園、小中学校などでの取組の推進	・障害について正しく理解し、共に生きる意識や接し方を身につけることができるよう、保育所・こども園、小中学校などでの取組を推進します。
社会福祉大会開催による地域福祉活動の促進	・社会福祉協議会開催の社会福祉大会にて、地域住民の福祉活動、ボランティア活動などを表彰するとともに、小中高等学校の福祉教育の普及・実践活動などの発表の機会を設け、地域における福祉活動を促進します。
幅広い世代への福祉教育の充実	・社会福祉協議会や砺波圏域障害者基幹相談支援センターが開催する障害特性の理解を深める体験教室や研修会の参加者を増やし、障害や障害のある人に対する理解者が増えるよう努めます。

③ボランティア活動の推進

ボランティアセンターの運営支援	・ボランティアの養成や各種ボランティア団体への助成が安定して行えるよう、ボランティアセンター（事務局：市社会福祉協議会）の運営を支援します。
幅広い世代を巻き込むような講座の充実	・ボランティア活動者が減少する中、ニーズにあったボランティアの養成講座を開催し、担い手の増加を目指します。 ・教員向けの講座内容を拡充し、学校におけるボランティア活動の推進を目指します。
児童・生徒の活動の促進	・サマーボランティアスクールやヤングボランティアクラブおやべの活動に参加する児童・生徒のボランティア体験活動や、障害のある人、高齢者との交流を促進します。
ケアネット活動などの自主的な活動の推進	・社会福祉協議会が実施する啓発活動やケアネット活動を通じ、地域住民自らが福祉ニーズや課題を把握し、地区でその解決に取り組めるよう活動の促進を支援します。

目標とする指標

指 標 (カッコ内は指標の説明)	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和11(2029)年度
ピア(当事者)活動参加延べ人数(障害者地域生活支援事業における自発的活動支援事業への参加延べ人数)	440 人	500 人
福祉教育出前講座の実施時間 (市社会福祉協議会・砺波圏域障害者基幹相談支援センター)	10 時間	20 時間
福祉ボランティアを行っている人数 (市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している人数)	1,950 人	2,150 人

(2) 社会参加活動の推進

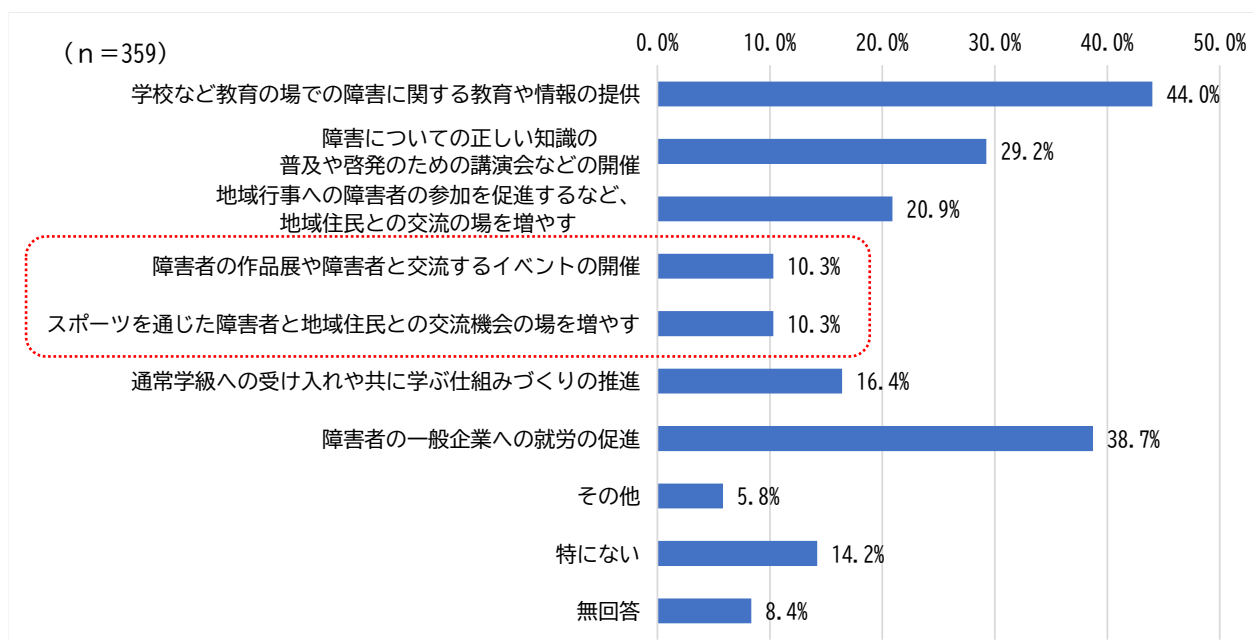
現状と課題

- 共生社会の実現に向け、障害のある人が地域においてスポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障害のある人のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成及び活用の推進等の取組、障害の有無にかかわらずスポーツを行うことのできる環境づくりへの取組が求められています。また、レクリエーション活動を通じて、障害のある人等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図ることも必要です。
- 芸術及び文化活動への参加を通じて、障害のある人の生活と社会を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加が促進される取組の推進が求められています。
- 本市では、小矢部市障害者スポーツ大会の開催や富山県障害者スポーツ大会の参加支援、第4次生涯スポーツプランに基づき、障害の有無に関係なく交流できる機会づくりとして、令和4年度に、パラリンピック選手講師による、ボッチャ体験会を実施しています。
- スポーツ施設については、多目的トイレや、入口スロープ設置等バリアフリー化されていない施設がいくつかあります。今後、障害のある人も利用しやすいように整備を進めていくことが必要です。
- 文化活動の参加の促進では、市美術展やアートハウスおやべの自主事業等について、市内各施設へのチラシ配布や広報おやべの記事の掲載により、情報提供を実施しています。また、アールブリュット作品の紹介や取組を通して、障害のある人の芸術活動への理解を深めるよう努めています。

【アンケート調査より】

- 「全ての人が共に支え合いながら暮らせるよう、地域の理解を進めるため、特に力を入れるべきことは何だと思うか」の問いに対して、「学校など教育の場での障害に関する教育や情報の提供」が44.0%で最も高くなり、次いで、「障害者の一般企業への就労の促進」が38.7%となっていますが、「障害者の作品展や障害者と交流するイベントの開催」が10.3%、「スポーツを通じた障害者と地域住民との交流機会の場を増やす」が10.3%で、それぞれ、約1割の人がスポーツや文化芸術活動へ力を入れてほしいとしています。
- このため、さまざまなスポーツや文化芸術活動に参加できるよう活動機会の拡大に向けて、活動を支える人材の育成やスポーツ施設のバリアフリー化の推進、情報提供など、参加しやすい環境づくりが必要となっています。

Q 全ての人が共に支え合いながら暮らせるよう、地域の理解を進めるため、特に力を入れるべきことは何だと思いますか。



施策の展開

①共生型スポーツの推進

スポーツ施設のバリアフリー化	・スポーツ施設のバリアフリー化を図り、障害のある人が利用しやすい施設の整備を推進します。
障害のある人のスポーツへの参加の促進	・小矢部市障害者スポーツ大会の開催や富山県障害者スポーツ大会の参加について支援していきます。
スポーツを通じた交流の機会づくりの推進	・生涯スポーツプランに基づき、障害のある人が参加可能なスポーツの機会を提供し、障害のある人もない人も一緒に楽しむことで相互理解を図ります。 ・障害者団体と連携し、年齢や障害の有無などにかかわらず、気軽にスポーツ活動に参加できる機会づくりを推進します。

②芸術文化活動等の推進

文化活動の参加の促進	・誰もが参加できるような作品展などの各種文化活動の機会や情報を提供し、積極的な文化活動への参加促進を図ります。
------------	---

アールブリュット作品の紹介	・アールブリュット作品の紹介や取組を通して、障害のある人の芸術活動への理解を深めていきます。
芸術文化・レクリエーション活動の支援	・障害のある人や障害者団体による芸術文化・レクリエーション活動を支援していきます。

目標とする指標

指 標 (カッコ内は指標の説明)	基準値 令和 5 (2023) 年度	目標値 令和 11 (2029) 年度
レクリエーション活動等参加延べ人数 (障害者地域生活支援事業における社会参加支援への参加延べ人数)	430 人	490 人
障害の有無に関係なく交流できるスポーツの機会づくりの参加人数	50 人	200 人

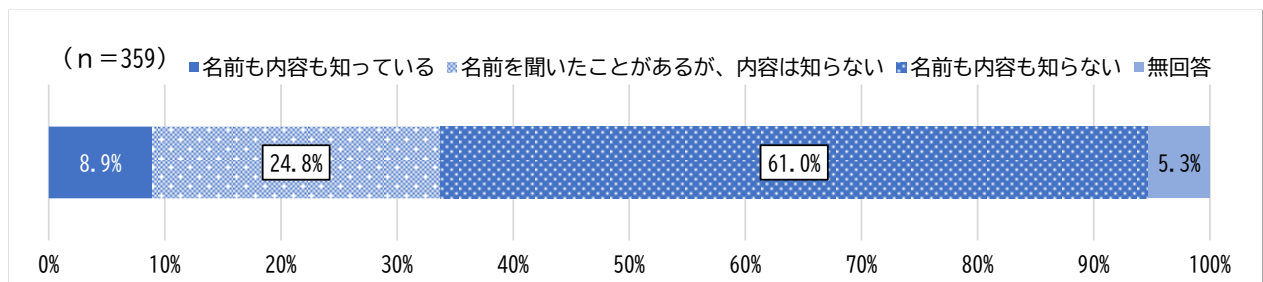
(3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

現状と課題

- 社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害者団体等の様々な取組との連携を図りつつ、事業者や市民向けの広報・啓発活動を展開し、障害を事由とした差別の解消に向けた取組を幅広く実施することが求められています。
- 障害のある人への虐待を防止するとともに、障害のある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障害のある人の権利擁護のための取組を着実に推進することが求められています。
- 本市においては、窓口対応時における配慮等について、接遇研修等を通じて理解を深めています。また、障害福祉サービス事業所向けに、砺波地域障害者自立支援協議会の権利擁護・虐待防止委員会及び砺波圏域障害者基幹相談支援センターが、虐待防止に関する研修会を開催しています。
- 成年後見制度の利用促進では、親亡き後の不安を持つ障害のある人を持つ保護者から、成年後見制度に関する相談を受け、相談内容に応じて適切な窓口や手続きを案内しています。
また、呉西圏域（高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市）で、圏域内の相談から人材育成、法人後見受任まで一貫した支援ができるよう呉西地区成年後見センターを設置し、権利擁護支援体制の充実を図っています。今後においても、必要な人に支援が行き届くよう、成年後見制度の普及啓発が必要となります。

【アンケート調査より】

- 「障害者差別解消法」が施行されたことを知っているか」の問いに対して、「名前も内容も知らない」が61.0%となっており、6割強の人が内容について理解をしていない状況です。
- このことから、障害を理由とする差別の解消に向けた法に基づく取組と啓発活動が必要です。
- Q 障害者への差別をなくすことを目的として、「障害者差別解消法」が施行されましたが、このことを知っていますか。

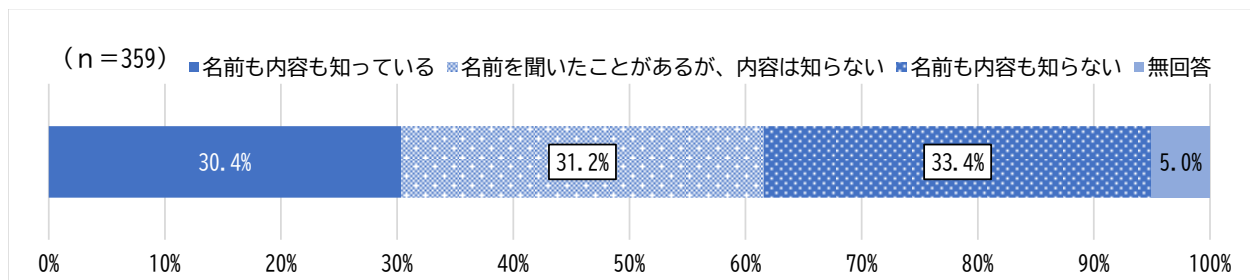


- また、「成年後見制度について知っているか」の問いに対して、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が31.2%、「名前も内容も知らない」が33.4%で、合わせると64.6%とな

り、6割強の人が内容について理解をしていない状況です。

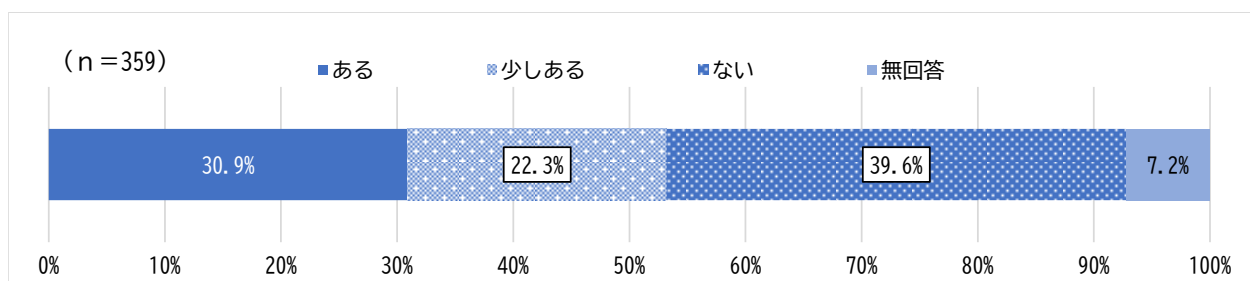
○このことから、成年後見制度の利用が求められる人が利用できていない状況もあることが想定されます。成年後見制度を利用したい人が利用できるような支援を行う必要があります。

Q 成年後見制度についてご存知ですか。



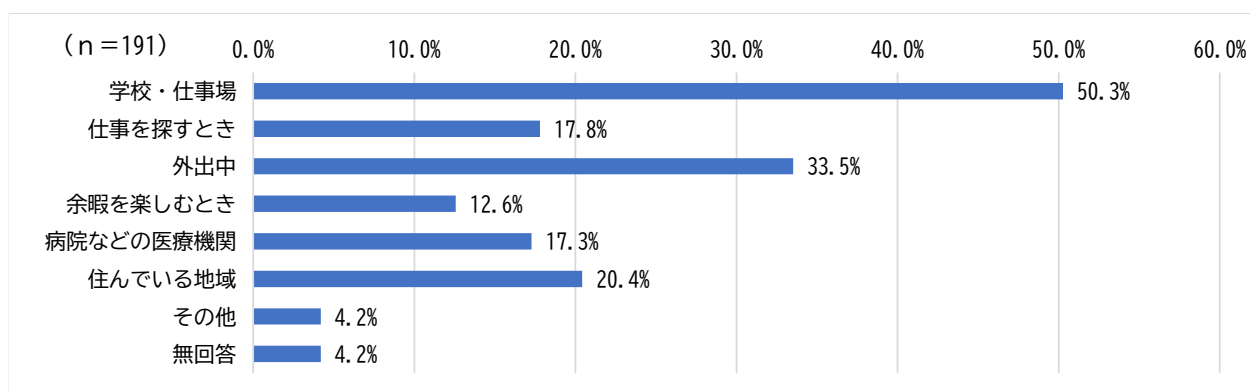
○「あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか」の問いに対して、「ある」が30.9%、「少しある」が22.3%で、合わせて53.2%の人が「ある」と回答しています。

Q あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。



○「ある」「少しある」と回答した人に、「どのような場所で差別や嫌な思いをしたか」の問いに対して、「学校・仕事場」が50.3%で最も高く、次いで、「外出中」が33.5%、「住んでいる地域」が20.4%となっています。

Q あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。



○この結果から、多様な場において障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、必要な相談の実施や事業者などに対し適切な対応ができるように支援を行う必要があります。

施策の展開

①障害を理由とする差別の解消の推進

事業者への支援	・ 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する合理的な配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を着実に進めるとともに、事業者が適切に対応できるよう必要な相談・支援を行います。
砺波地域障害者自立支援協議会での取組推進	・ 障害者差別解消支援委員会において、砺波圏域内での事例の集約や相談対応時の関係機関の連携体制づくりを行います。
小矢部市職員の理解・対応の推進	・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する小矢部市職員対応要領に基づき、障害種別の特性や応対における配慮について職員研修等を通じて理解を深め、障害のある人に対し、適切な対応を行います。

②権利擁護の推進

日常生活自立支援事業の利用促進	・ 市社会福祉協議会が本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用手続きや金銭管理などの支援を行う日常生活自立支援事業の普及・広報を支援します。
成年後見制度の利用促進	・ 障害のある人の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、成年後見制度の普及・啓発に努め、「呉西地区成年後見センター」と連携して制度の適切な利用の促進を図ります。 ・ また、低所得の人に対して、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人などの一部費用の支援を行います。
呉西地区成年後見センターの取組の推進	・ 法人後見支援員として活動できるよう市民後見人の養成・研修を行います。 ・ 家庭裁判所からの依頼により、後見を受任し、成年後見制度の利用を促進します。

意思決定支援の推進	・自ら意思を決定すること（意思を形成及び表明する段階を含む。）に支援が必要な障害のある子どもや人が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、関係者に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。
砺波圏域障害者基幹相談支援センターの取組の推進	・成年後見制度や日常生活自立支援事業などの普及啓発、関係機関につなぐ等の相談支援を行います。 ・障害福祉サービス事業所に対し、意思決定支援に関する研修を行い、障害のある人に対する権利侵害を防ぎます。

③虐待の防止

障害者虐待防止センターの対応の充実	・障害者虐待防止センター（社会福祉課）にて、養護者や使用者、障害者福祉施設従事者などによる虐待についての通報受付や状況確認を行い、関係機関との連携し、解決に向けて取り組みます。 ・虐待を未然に防止するため、住民や障害のある人に対し、障害特性や障害者虐待に関する知識の普及、障害者虐待防止法の周知、障害のある人の権利擁護について、啓発に努めます。
障害のある子どもへの対応	・障害のある子どもの子育てを行う保護者に対する相談などの支援に取り組み、虐待の未然防止と早期対応に努めます。
砺波地域障害者自立支援協議会での取組の推進	・権利擁護・虐待防止委員会と、障害者差別解消支援委員会において、砺波圏域内の事例の集約や相談対応時の関係機関の連携体制づくりを行います。 ・砺波圏域障害者基幹相談支援センターと連携し、障害福祉サービス事業所で働く人向けに、虐待防止に関する研修を行います。

砺波圏域障害者基幹相談支援センター の取組の推進	・障害のある人や家族からの権利擁護に関する相談に応じます。 ・障害福祉サービス事業所で働く人向けに、虐待防止に関する研修を行います。
-----------------------------	---

目標とする指標

指 標 (カッコ内は指標の説明)	基準値 令和5(2023)年度	目標値 令和11(2029)年度
日常生活自立支援事業利用者数 (市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を利用している人数)	31 人	35 人
呉西地区成年後見センター後見受任件数	0 件	8 件
虐待防止に関する研修の受講者数 (自立支援協議会 権利擁護・虐待防止委員会・砺波圏域障害者基幹相談支援センター共催)	50 人	60 人
意思決定支援に関する研修の受講者数 (自立支援協議会・砺波圏域障害者基幹相談支援センター共催)	50 人	60 人

Ⅱ 安心して暮らせるまちをつくる

(1) みんなが住みやすいまち

現状と課題

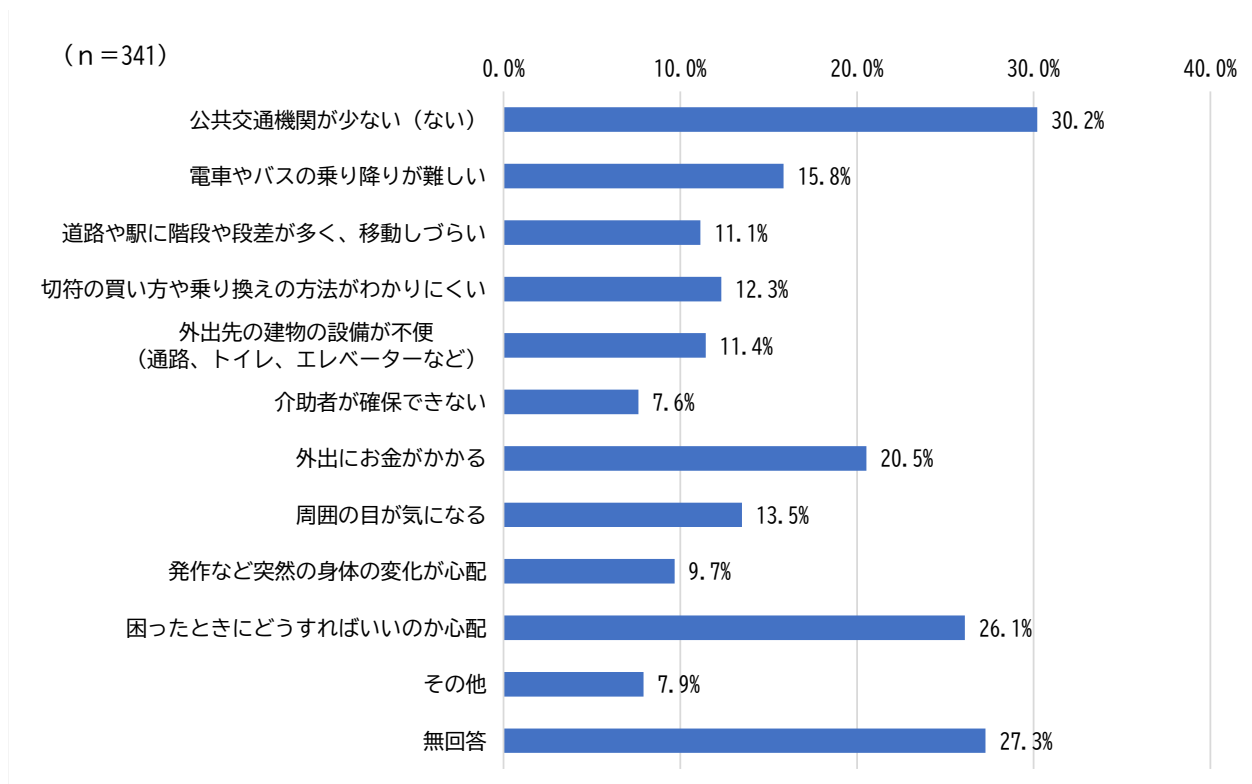
- 障害のある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害当事者等の意見を踏まえ、障害のある人が安全に安心して生活できる住環境の整備、移動のしやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進など、障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進と、アクセシビリティの向上を推進することが必要です。
- 障害のある人が住み慣れた地域で生活をするためには、いろいろな種類の障害福祉サービスの利用が必要となりますが、市内や砺波圏域内にあるサービスを提供する事業所の数が少ないため、圏域外の事業所を利用している人もいます。
- 行政機関の窓口等においては、障害のある人に対して配慮することが求められています。また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用を進めるなど、アクセシビリティに配慮した情報提供を行うことが求められています。
- 本市における住宅のバリアフリー化においては、在宅の重度障害者への住宅改修費の助成を行っています。また、今後維持管理していく市営住宅に手摺の設置を行うなどの取組を進めています。
- 市営バスの運行について運行形態の改善や運賃の見直しについて検討し、令和4年度に市営バス再編（案）中間報告を行い、高齢者や障害のある人等の交通弱者の移動需要に対応し、効率的でムダの少ない運行を可能とする、AIを活用した区域運行型のオンデマンド交通を主体とした運行形態への転換を図ることを見直しの方向性とししました。
- 令和5年4月からAIオンデマンド交通「チョイソコおやべ」の実証運行を開始しました。この新しい交通サービスは、障害のある人や高齢者の場合は、自宅前を停留所に設定できること、また、利用に当たっては電話やインターネットにより簡単に予約できることなど、障害のある人等に配慮し利用しやすいサービス内容としています。

【アンケート調査より】

- 「外出するときに困ることは何ですか。」の問いに対して、「公共交通機関が少ない（ない）」が30.2%で最も高くなっています。また、「電車やバスの乗り降りが難しい」が15.8%、「道路や駅に階段や段差が多く、移動しづらい」が11.1%となっています。障害のある人をはじめとするすべての人が不自由なく移動できるような環境整備が求められています。
- また、同設問の回答では、「困ったときにどうすればいいのか心配」が26.1%となっており、

「公共交通機関が少ない（ない）」に続いて回答割合が高くなっています。加えて、「切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい」が12.3%、「発作など突然の身体の変化が心配」が9.7%となっており、心のバリアフリー化の推進が求められます。

Q 外出するときに困ることは何ですか。



施策の展開

①暮らしやすい住環境の整備

日常生活用具の給付	・在宅の障害のある人（難病患者も含む）が便利で快適な生活を過ごせるよう、支給要件に該当する方に、日常生活用具の給付を行います。
-----------	---

障害のある人の在宅生活を支える福祉サービス量の確保と質の充実	・障害のある人が住み慣れた地域で生活するために、必要な訪問系・日中活動系サービス量が確保できるよう努めていきます。緊急時に対応できる地域生活支援拠点等の整備に努めます。 ・居宅での入浴が困難な障害のある人が、訪問入浴車を利用した入浴・清拭・洗髪等の希望するサービスが受けられるよう事業者の確保に努めていきます。 ・砺波地域障害者自立支援協議会、砺波圏域障害者基幹相談支援センター等と連携して研修等を開催し、サービスの質の向上に努めます。
住宅バリアフリー化の推進	・住み慣れた住宅で生活を継続できるよう、高齢者が住みよい住宅改善支援事業補助金及び在宅重度障害者住宅改善費補助金について、制度の周知を図り、障害のある人などの住宅バリアフリー化を推進し、自立生活を支援します。 ・障害のある人などが安心・安全に住むことができるよう、リフォーム相談の充実を図り、住環境を整備するための支援を行います。
住宅改修・リフォームの資金助成などの周知	・住宅改修・リフォームの資金助成などについて、県や市社会福祉協議会が実施している住みよい家づくり資金融資制度や生活福祉資金貸付制度などの助成制度の周知を図ります。

②利用しやすい交通・移動手段の整備

公共交通体制の充実	・メルバスやA I オンデマンド交通の運行により、障害のある人にとって利用しやすい移動手段となるよう、公共交通体制を充実させます。 ・車両更新の機会を捉えながら障害のある人に配慮した車両の導入を目指します。
同行援護、行動援護及び移動支援事業の充実	・同行援護、行動援護、移動支援事業など、安心して移動できる福祉サービスの開拓及び充実に努めます。

富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）制度の周知	・歩行が困難な方が、障害者等用駐車場を円滑に優先して利用できるよう「富山県ゆずりあいパーキング利用証」制度の普及・啓発に努めます。
------------------------------	---

③公共施設等におけるバリアフリー化の推進

バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進	・「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）（H18 制定、H30 改正）及び「富山県民福祉条例」などに基づいた公共交通機関や道路、公園、公共建築物などの整備を引き続き進めることにより、障害のある人の移動や施設利用の利便性や安全性が向上し、誰もが安心して快適に暮らせるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。
公共施設などのバリアフリー化の推進	・大規模改修や施設の集約化に合わせてバリアフリー化を進めていきます。

④行政機関等における配慮の充実

行政機関の窓口等における障害のある人への配慮	・行政機関の窓口等における障害のある人への配慮を務めます。
合理的な配慮の的確な実施	・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、各行政機関等における事務・事業の実施に当たって、合理的な配慮を的確に行うために必要な環境の整備を進めます。
投票所における投票環境の向上	・移動に困難を抱える障害のある人に配慮した投票所のバリアフリー化、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めます。

目標とする指標

指 標 (カッコ内は指標の説明)	基準値 令和 5 (2023) 年度	目標値 令和 11 (2029) 年度
バリアフリー等助成件数 (高齢者が住みよい住宅改善支援事業と在宅重度障害者住宅改善費補助を利用した件数)	5 件	6 件
富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）制度申請者数	150 人	185 人
障害のある人の A I オンデマンド交通利用者登録率	7.4% (令和 5 年 10 月末)	10%以上

(2) 欲しい情報が手に入るまち

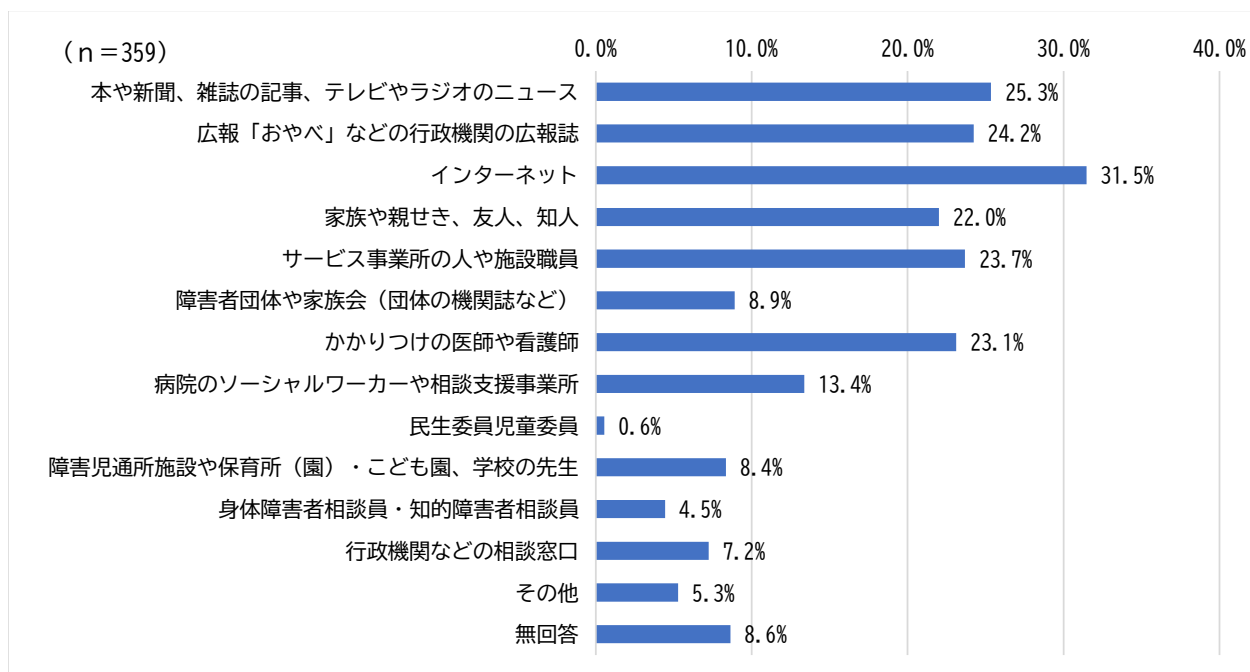
現状と課題

- 障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ることが求められています。
- 行政情報の提供等に当たっては、ＩＣＴ等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行うことが求められています。
- 本市では、ニューカナリヤサークルによる広報誌の音訳ＣＤの配付の支援、石動図書館による視覚障害者用郵送貸出事業の周知などを行い、障害のある人の情報アクセシビリティの向上に努めています。
- 市公式ホームページは、障害のある人や高齢者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味する「ウェブアクセシビリティ」に対応できるよう総務省が自治体向けに作成した「みんなの公共サイト運用ガイドライン」(2016年版)に準拠したものとして令和5年3月にリニューアルしています。
- 障害のある子どもを持つ保護者や障害のある人が情報を得やすいように、砺波圏域障害者基幹相談支援センターのホームページでは、圏域内の障害福祉サービス事業所の情報や事業所紹介動画を、サービスごとにまとめて掲載しています。

【アンケート調査より】

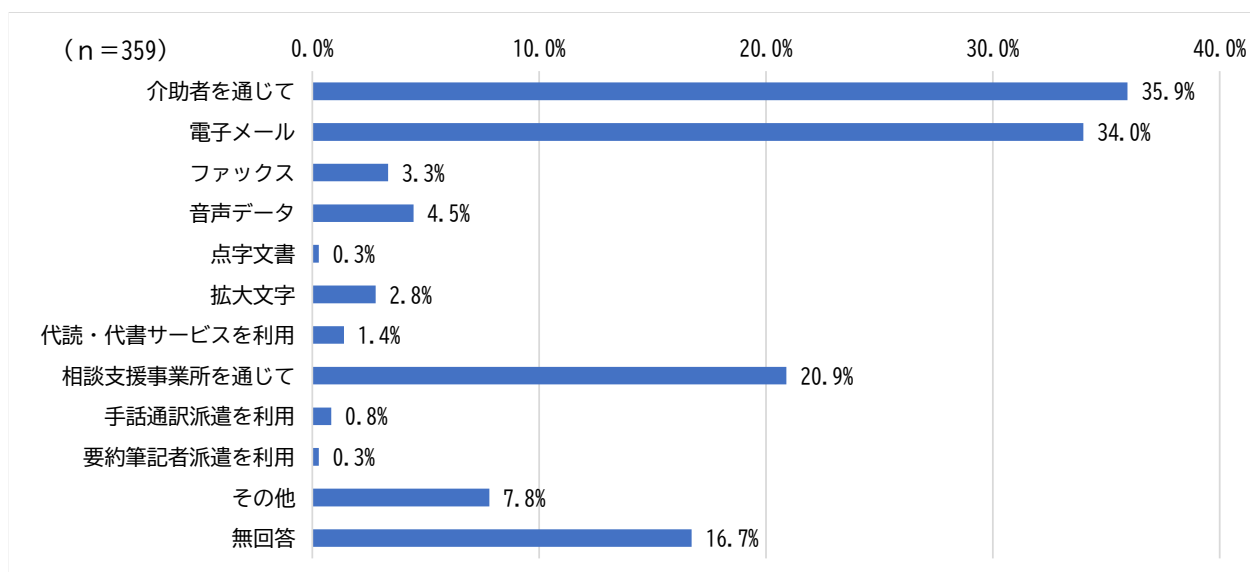
- 「障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多い」の問いに対して、「インターネット」が31.5%で最も高く、次いで、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が25.3%、「広報「おやべ」などの行政機関の広報誌」が24.2%となっています。このため、市公式ホームページや広報「おやべ」について、障害のある人や高齢者を含めて、誰もが支障なく情報を入手できるような取組が求められます。

Q あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。



○また、「情報を受け取るときにどのような方法がよい」の問いに対して、「介助者を通じて」（35.9%）、「相談支援事業所を通じて」（20.9%）と高くなっていますが、介助者等からの入所以外の方法としては「電子メール」が34.0%と高くなっています。また、「音声データ」「点字文書」「拡大文字」「代読・代書サービスを利用」「手話通訳派遣を利用」「要約筆記者派遣を利用」についても、回答があり、障害のある人の状況に応じた情報伝達の際の配慮が求められています。

Q あなたは情報を受け取るときにどのような方法がよいですか。



施策の展開

①意思疎通支援の充実

手話通訳者、要約筆記者の派遣	・受診、買い物、行政手続き、会議の参加などの場に、聴覚や言語に障害のある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣利用の増加を図ります。
手話奉仕員の養成	・社会福祉協議会に手話奉仕員の養成講座の開催を委託し、聴覚や言語に障害のある人のコミュニケーションの支援者の養成に努めます。
手話を学ぶ機会の確保	・手話の普及等について、教育委員会、関係機関及び関係団体、聴覚障害者、手話通訳者等と連携し、協力して取り組みます。
情報・意思疎通支援用具の給付	・必要な人に情報・意思疎通支援用具が給付できるよう、日常生活用具給付事業の制度の周知を行います。
緊急時の通報の支援	・聴覚や言語に障害のある人が緊急時にスマートフォンで119番通報できるよう「NET119緊急通報システム」の登録の普及に努めます。

②行政情報のアクセシビリティの向上

情報のアクセシビリティの向上	・広報誌の音訳CDの配付事業や視覚障害者用郵送貸出事業の周知、窓口での筆談対応の促進等を行います。 ・障害のある人が必要な情報をスムーズにアクセスできるようリニューアルした市公式ホームページの維持・向上による情報提供を行います。
新たな技術の積極的な導入推進	・社会的障壁の除去の観点から、アクセシビリティに配慮したICTをはじめとする新たな技術の利活用について適宜検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進します。

障害者福祉施策の情報提供の充実	・障害者福祉に関する制度や施策について、障害のある人、その家族をはじめ支援者などの関係者に「障害者福祉ガイドブック」や市ホームページなどを活用して、分かりやすく情報を提供していきます。 ・砺波圏域障害者基幹相談支援センターのホームページで公開している障害福祉サービス関連の情報の維持・向上により情報提供の充実に努めます。
-----------------	---

目標とする指標

指 標 (カッコ内は指標の説明)	基準値 令和 5 (2023) 年度	目標値 令和 11 (2029) 年度
手話通訳者による意思疎通回数 (障害者地域生活支援事業における手話通訳者・要約筆記者派遣事業の延派遣回数)	65 回	71 回

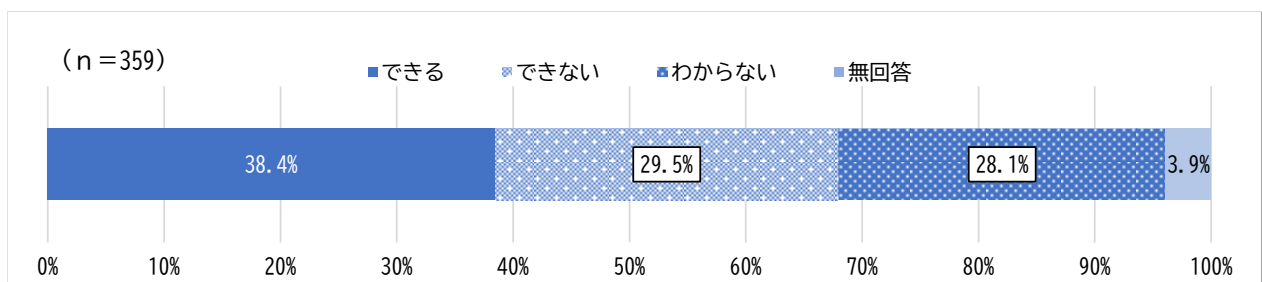
(3) 防災、防犯に取り組むまち

現状と課題

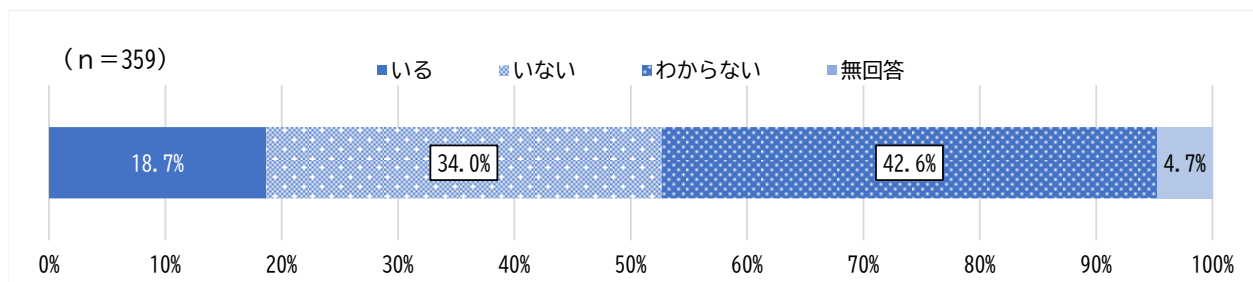
- 障害のある人が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域を目指すとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報や避難支援、福祉避難所を含む避難所の確保など防災に向けた取組を推進することが求められています。
- 障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進することが求められています。
- 本市では、毎年1回、避難行動要支援者名簿のうち、同意のない対象者へ個別案内をするとともに、随時の登録も実施して、名簿の更新をしています。また、関係機関・団体との情報共有等連携に努めています。
- 避難行動要支援者の利用に適した福祉避難所の確保のため、市内高齢者施設や障害者施設と協定を締結し、福祉避難所の確保に努めています。

【アンケート調査より】

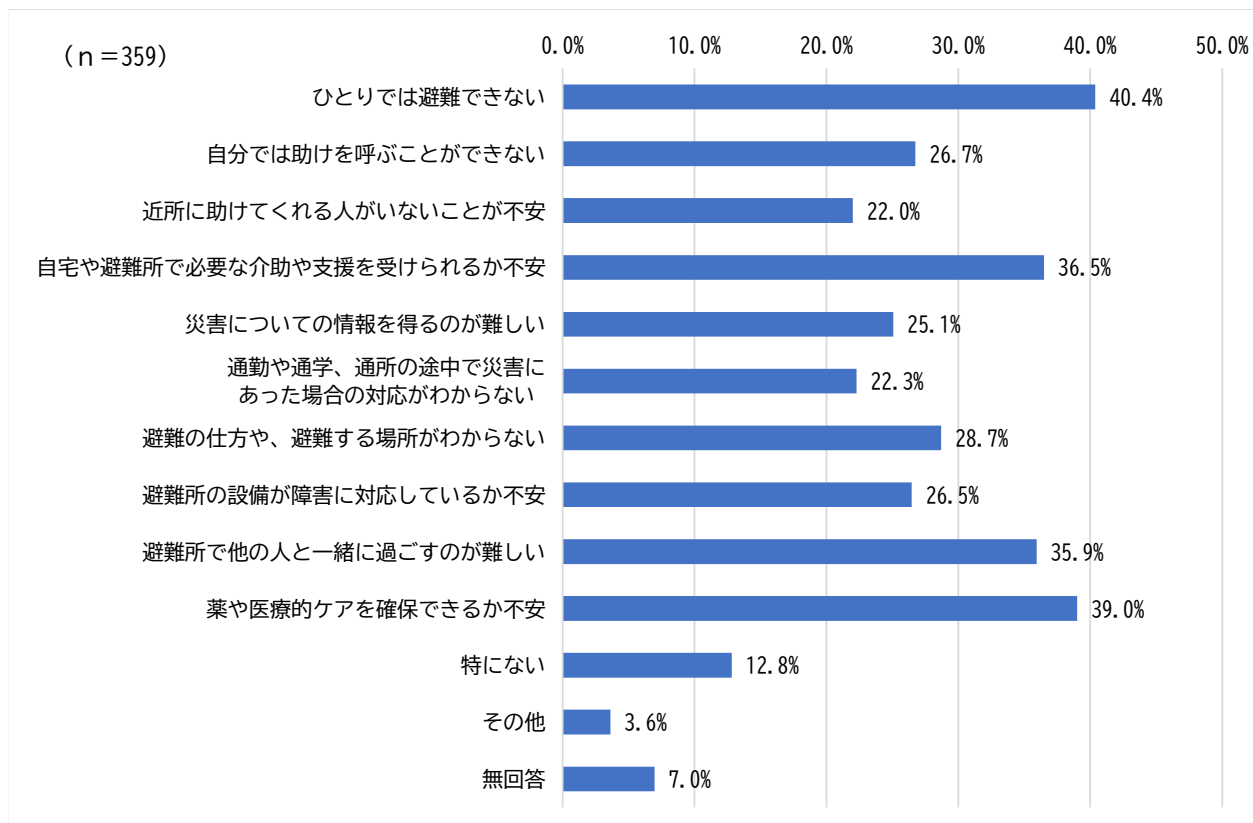
- 「あなたは、自宅にいる時に火事や地震などの災害時に一人で避難できるか」の問いに対して、「できない」は29.5%、「家族が不在の場合や一人暮らしの場合、災害時、近所にあなたを助けてくれる人はいるか」の問いに対して、「いない」は34.0%、「火事や地震などの災害時に困ると思われることは何ですか」の問いに対して、「ひとりでは避難できない」は40.4%となっています。近年、大規模な災害が頻発していることから、障害のある人や高齢者等、避難の際に支援が必要な人への災害への備えが重要となってきています。また、「避難の仕方や、避難する場所がわからない」が28.7%となっており、1人で避難ができると回答した障害のある人に対しても、避難方法や避難経路の確認などの周知が求められます。
 - また、同設問においては「薬や医療的ケアを確保できるか不安」(39.0%)、「自宅や避難所で必要な介助や支援を受けられるか不安」(36.5%)、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」(35.9%)との回答割合も高く、避難先での対応の充実も求められます。
- Q あなたは、自宅にいる時に火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。



Q 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、災害時、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。



Q 火事や地震などの災害時に困ると思われることは何ですか。



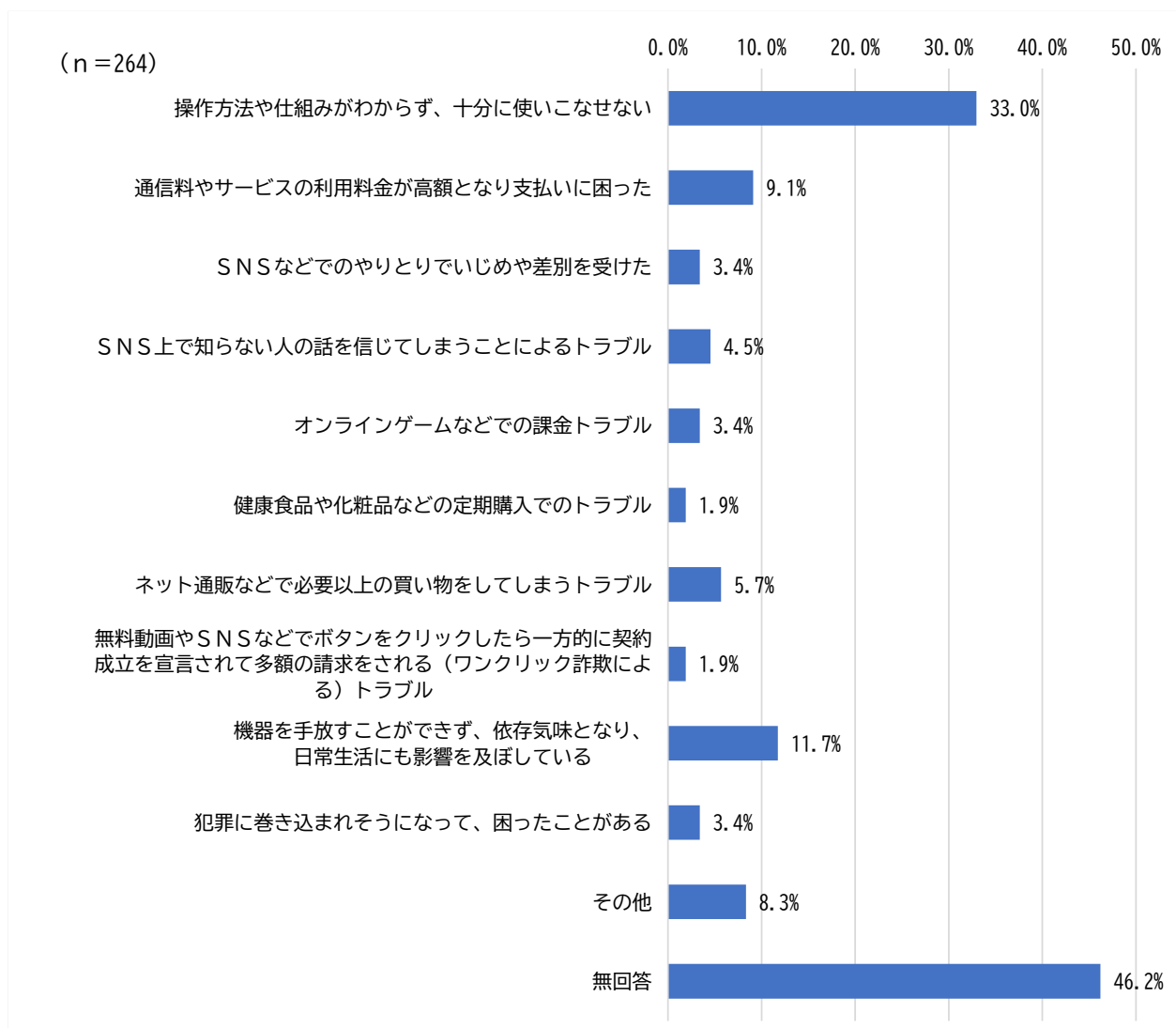
○また、障害のある人における情報通信機器の利用状況を知るため、「どんな情報通信機器を持っているか」を聞いたところ、「スマートフォン」が53.5%で最も高く、次いで、「パソコン」が24.0%となっています。一方、「持っていない」との回答は22.0%となっており、「持っていないが、使える環境はある」との回答者も含めると、8割近くの人が情報通信機器を活用している状況となっています。

○インターネット等を介して障害のある人が被害を受けるトラブルも発生していることから、「次のような困りごとやトラブルにあったことはあるか」を聞いたところ、「操作方法や仕組みがわからず、十分に使いこなせない」が33.0%で最も高くなっており、障害のある人がインターネットなどを介して不自由なく情報を享受できるような支援が求められます。

○一方、同設問の回答では、「犯罪に巻き込まれそうになって、困ったことがある」(3.4%)を

はじめとして各種トラブルについてそれぞれ回答があることから、インターネット等を介する障害のある人のトラブル防止についても対応が求められます。

Q あなたは次のような困りごとやトラブルにあったことはありますか。



施策の展開

①防災対策の推進

避難行動要支援者の支援体制の確立	・個人情報の保護に留意しながら、年2回の要支援者名簿の更新を行うことにより、市自主防災組織連絡協議会、市社会福祉協議会、警察、消防など地域の避難支援関係者と連携し情報共有に取り組めます。 ・個別避難計画の策定において、市自主防災組織連絡協議会、地区社会福祉協議会に加え、民生委員・児童委員の協力をいただき、発災時の安否確認や避難の支援などについて、実効性のある計画作成を行うことにより、支援体制の確立に努めます。また、個別避難計画については、地域の関係者だけでなく、日ごろから対象者の支援をしている厚生センターや居宅介護支援事業所等との連携を推進していきます。 ・障害のある人に、積極的に個別避難計画の策定に同意していただけるよう、相談支援事業所等と連携を取りながら、説明と啓発に努めます。 ・災害時に、障害のある人に対する避難誘導やボランティア活動について障害のある人や支援者への普及啓発の推進に努めます。 ・福祉避難所については、介護・福祉施設等の協力を得て、確保していきます。
「小矢部市防災・緊急メール」の周知	・広報おやべや市ホームページ、各地区での防災研修や出前講座等を通じて、「小矢部市防災・緊急メール」を周知し、登録者の増加に努めます。 ・市公式LINEにおいても気象警報や河川の増水などの情報を配信します。

障害のある人の視点での避難誘導訓練の実施	・小矢部市総合防災訓練において障害のある人の避難誘導訓練を行うとともに、今後、障害のある人以外の※要配慮者の避難誘導訓練も検討します。 ・地区防災会等が実施する地区防災訓練においても要配慮者の避難誘導訓練を取り入れるよう働きかけます。
----------------------	--

※要配慮者とは、障害のある人、高齢者、乳幼児のほか、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者など災害が発生した時に特に配慮や支援が必要となる人のことです。

②防犯対策の推進

地域見守りネットワーク活動の促進	・社会福祉協議会を中心とした地域見守りネットワーク活動を促進するとともに、見守りネットワークの必要性について周知を継続し、地域の防犯ネットワークとしても機能させます。
犯罪被害の防止と早期発見	・障害のある人のトラブル等に関し、地域の障害者団体、福祉事業所などの関係機関の間で情報共有や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことで犯罪被害の早期発見、未然防止に努めます。

③消費者トラブルの防止

未然防止対策の推進	・消費生活に関する出前講座を実施し、判断に支援が必要な障害のある人に対し、注意を呼びかけます。 ・また障害のある人の家族や支援者にも注意を呼びかけ、トラブルの未然防止を図ります。
情報提供の推進	・消費者トラブルに関する情報について相談支援事業所などを通じて情報提供を行います。
消費者教育の充実	・特別支援学級をはじめとした多様な場における消費者教育の充実を図ります。

目標とする指標

指 標 (カッコ内は指標の説明)	基準値 令和 5 (2023) 年度	目標値 令和 11 (2029) 年度
避難行動要支援者の情報提供同意率 (避難支援等関係者への個人情報提供同意者数/避難行動要支援者名簿登録者数)	45.1%	50.0%

Ⅲ 自分らしく生活できるしくみをつくる

(1) 健康づくりへの支援

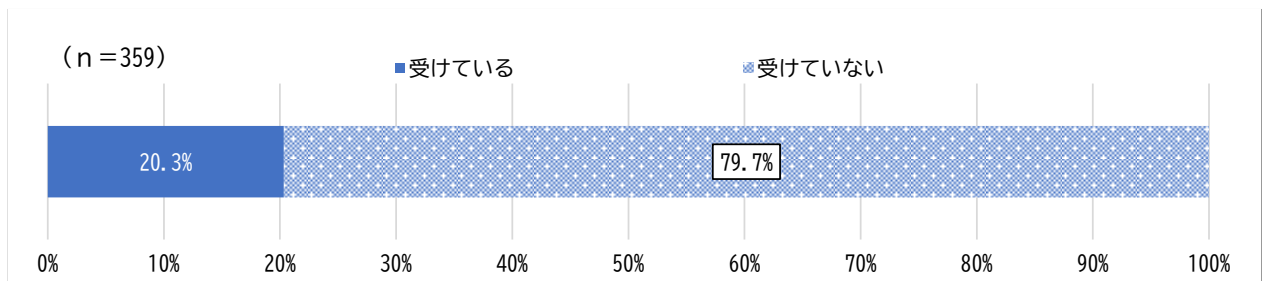
現状と課題

- 妊産婦・乳幼児・児童に対する健診及び保健指導、新生児聴覚スクリーニング等の適切な実施を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療の推進を図ることが求められています。
- 本市における乳幼児健診の受診率は、過去5年間は98.6%～100%であり、乳幼児の身体状況の確認や、育児や発達についての相談の場となっています。
- 保健師などの専門のスタッフが関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期まで切れ目なく妊産婦や家族の支援等に対応する「子育て世代包括支援センター」を設置しています。
- 特定健診受診率は、過去5年間は51.3%～56.7%、結核・肺がん検診の受診率は、過去5年間は40.2%～41.9%となっており、早期発見・早期治療に繋げるため、受診率の向上に努めています。また、高血圧や脂質異常症、糖尿病、骨粗しょう症などの疾病の管理や予防に関する健康教室・健康相談を実施しています。
- 自殺防止対策については、市職員の資質向上のためのゲートキーパー養成講座をはじめ、介護・認知症等に関する総合相談や、母と子の心の相談会等を実施しています。

【アンケート調査より】

- 「現在医療的ケアを受けているか」の問いに対しては、「受けている」が20.3%となっています。一人ひとりの障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう保健・医療サービスの充実が必要となります。

Q あなたは現在医療的ケアを受けていますか。



施策の展開

①障害の原因となる疾病等の予防と早期発見の促進

妊産婦へのサービスの充実	・妊産婦の健康の保持・増進を図るため、関係機関と連携し、妊産婦健康診査、産後ケア事業等、妊娠期からの相談支援体制の充実に努めます。
乳幼児健診などの充実	・乳幼児の身体状況の確認や、育児や発達についての相談の場としての乳幼児訪問をはじめ、4か月児健診、10か月児健康相談会～ごきげんらんど～、1歳6か月児健診、3歳児健診の充実を図ることで、障害の早期発見や早期対応及び合併症や二次障害の予防に努めます。
「こども家庭センター」の設置	・母子保健と児童福祉両部門の機能を有する「こども家庭センター」を設置し、虐待への予防的な対応から、児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談、支援を要する子ども・妊産婦等への個々の家庭の状況に合わせた切れ目のない対応など、相談支援体制の強化を図ります。
特定健康診査などによる疾病の予防、早期発見・早期治療	・障害の原因となる疾病などを予防するため、特定健康診査、健康診査事業などを実施して、早期発見・早期治療につなげていきます。 ・生活習慣の改善及び予防に向けた知識の広報・普及に向け、特定保健指導、健康教室、健康相談、訪問指導事業などを実施します。
自殺防止対策の充実	・関係機関の連携体制等の充実に努めながら、自殺防止対策の推進のため、相談支援体制の充実に努めます。
障害などの理解促進や早期治療	・統合失調症や気分障害（うつ病など）などに関する理解促進や、早期治療啓発に努めます。 ・発達障害のある人が周囲の理解不足などにより、気分障害（うつ病など）や適応障害などの二次障害を誘発させないよう啓発を促進します。

②保健・医療サービスの充実

精神障害のある人への支援の推進	・精神障害のある人について、入院医療から地域生活へと移行が促されるような施策に取り組むとともに、在宅生活が継続できる支援を推進するため、医療・福祉・保健等関係機関による支援体制の構築を図ります。
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築	・精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の砺波圏域での構築を目指します。
在宅医療・介護連携の推進	・障害者と高齢者の在宅医療に必要な連携を図る拠点を整備し、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制を構築することにより、在宅医療・介護連携を推進します。
医療費助成制度の周知と適切な運用	・自立支援医療制度などの公費負担医療制度や、重度心身障害者などに対する医療費助成制度を利用して、経済的な負担を軽減し安心して医療を受けていただくため、制度の適切な運用や周知に努めていきます。
保健、医療、福祉分野の関係機関との連携の推進	・障害のある人が、自らの意思に基づき、地域で自立に向けた生活を営むことができるよう、多様なニーズに対応する地域生活の支援を推進するため、保健、医療、福祉分野の関係機関との連携を図ります。

目標とする指標

指 標 (カッコ内は指標の説明)	基準値 令和4(2022)年度	目標値 令和11(2029)年度
特定健診受診率 (市特定健康診査対象者に対する受診者の割合 (受診者/対象者))	55.8%	60%

(2) 福祉サービスと相談支援体制の整備

現状と課題

- 障害のある人及び障害のある子どもが、基本的人権を享有するかけがえのない個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことが求められています。在宅サービスの量的・質的な充実、障害のある子どもへの支援の充実、障害福祉サービスの質の向上なども求められています。
- 障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するとともに、相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障害のある人等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置が求められています。また、障害の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人等の地域生活を支援するため、地域生活支援拠点等の整備が必要です。
- 基幹相談支援センターの設置については、令和2年4月から、砺波圏域障害者基幹相談支援センターを3市で共同設置、運営を開始しています。砺波圏域での相談支援業務の中核的な役割を担い、研修会や事例検討会の開催などを通じ、地域全体の支援力向上や関係機関とのネットワークづくりを行っています。
- 本市における地域生活支援拠点等の整備については、「小矢部市地域生活支援拠点等事業実施要綱」を定め、令和5年8月現在では、面的整備として、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場の提供」、「地域の体制づくり」を担う機能を持った10事業所を地域生活支援拠点等として登録し、砺波圏域で一体となり整備を進めています。

施策の展開

①福祉サービス等の充実

障害福祉サービスの質の確保	・障害のある人が、必要な障害福祉サービスを利用できるよう、サービス量の確保に努めるとともに、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所をはじめとした関係機関と連携を図りながら、質の高いサービスを円滑に提供できる体制整備を促進します。
---------------	--

地域移行の推進	・地域生活が可能な人については、市、相談支援事業所、サービス事業所など関係機関が連携し、自宅や共同生活援助（グループホーム）などへの地域移行の促進を図ります。
砺波地域障害者自立支援協議会での協議の推進	・砺波地域障害者自立支援協議会において、障害福祉のシステムづくりについて協議を行います。
地域生活支援拠点等の整備推進	・重度化・高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人の地域生活を地域全体で支えるため、10事業所を地域生活支援拠点等として登録しました。 ・拠点機能の充実のため、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証や検討を行っていきます。
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築（再掲）	・精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の砺波圏域での構築を目指します。

②福祉用具等の利用の促進

日常生活用具の給付（再掲）	・在宅の障害のある人（難病患者も含む）が便利で快適な生活を過ごせるよう、支給要件に該当する方に、日常生活用具の給付を行います。
補装具費・補装具修理費の支給	・障害のある人の身体機能を補完し、又は代替かつ長期間にわたり継続して使用される補装具の購入費、修理費等を支給します。

③相談支援体制の充実

包括的な相談支援の促進	・生活のさまざまな場面で支援が必要な人のニーズを的確に引き出し、必要なサービスにつなぐため、市内、砺波圏域の相談支援事業所を中心に、包括的な相談支援の提供に努めます。 ・障害のある人やその家族が抱える複合的な課題に対し、関係機関と連携して適切に対応し、必要な保健・医療・福祉サービスにつなげます。 ・難病患者が必要なサービスを利用できるよう、関係機関と連携し包括的な支援に努めます。
相談支援専門員の人員の確保	・障害のある人が、本人に合った適切な障害福祉サービスの利用や相談支援によって、安定した生活を送ることができるように、相談支援専門員の人員確保の支援に努めます。
砺波圏域障害者基幹相談支援センターの運営強化	・砺波圏域障害者基幹相談支援センターを、総合的・専門的な相談支援業務を行う圏域での相談支援の中核機関として位置づけ、研修会や事例検討会等の開催及び相談支援専門員に対する助言・指導の実施等により、圏域の相談支援体制の充実、強化を目指します。

④意思決定支援の推進

意思決定支援の推進	・自ら意思が決定できない、または意思を表明できない障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、障害のある人の意思決定支援を推進するため、障害福祉サービス事業所や相談支援専門員等に対し、研修を行い、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発を図っていきます。
成年後見制度の適切な利用促進	・知的障害又は精神障害により判断能力が不十分な人の成年後見制度の適切な利用を促進します。

目標とする指標

指 標 (カッコ内は指標の説明)	基準値 令和 5 (2023) 年度	目標値 令和 11 (2029) 年度
訪問系サービス利用者数 (訪問系の福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援 護、行動援護、重度障害者包括支援)を利用した人数(年 度末))	27 人	40 人
施設・医療機関などからの地域生活移行者数	2 人	3 人
一般相談支援事業所相談件数 (市内にある一般相談支援事業所での相談延件数)	4,000 件	4,200 件
日常生活用具の給付件数 (住宅改修費、排泄管理支援用具を除く)	9 件	11 件

(3) 障害のある子どもの子育て・教育支援の充実

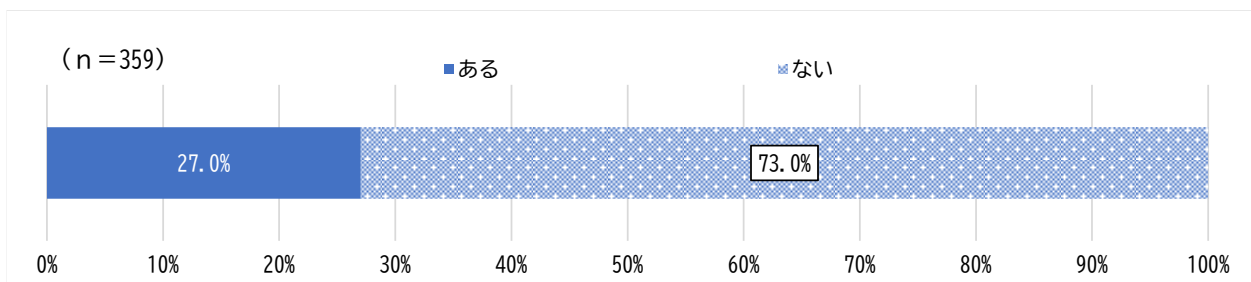
現状と課題

- 障害のある子どもの健やかな育成のためには、子どもやその家族に対して、できるだけ早い段階から、身近な地域で支援できるようにするとともに、障害の特性に応じた質の高い専門的な発達支援の充実と地域支援体制の構築が求められています。
- 保育の現場では、障害のある子どもを受け入れる保育所・こども園のバリアフリー化の促進、障害のある子どもの保育を担当する職員の確保や専門性向上を図るための研修の実施、保育所等訪問支援事業の活用等が求められています。
- 障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、障害に対する理解を深めるための取組を推進すること、また、障害のある子どもに対する適切な支援を行うことができるような環境の整備に努めることが求められています。
- 医療的ケア児及びその家族が地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めることが求められています。
- 砺波圏域にある児童発達支援センター「わらび学園」は、地域の障害のある子どもの健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけられています。児童発達支援センターは、保育所等訪問支援事業により、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等への障害のある子どもの受け入れを促進し、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を行っています。
- 本市においては、子どもと親の相談員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による相談事業を通じて、個々の必要に応じて県発達障害者支援センターとの連携強化を促進しています。
- 教育支援においては、通常の学級において学習上の支援を必要とする児童や、身体的に生活支援が必要な児童への対応のために、スタディ・メイトを全ての小学校に配置しています。
- 各学校においては、「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」を作成し、特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援教育に関する各種研修会等に参加するなど、個別の支援・指導に努めています。

【アンケート調査より】

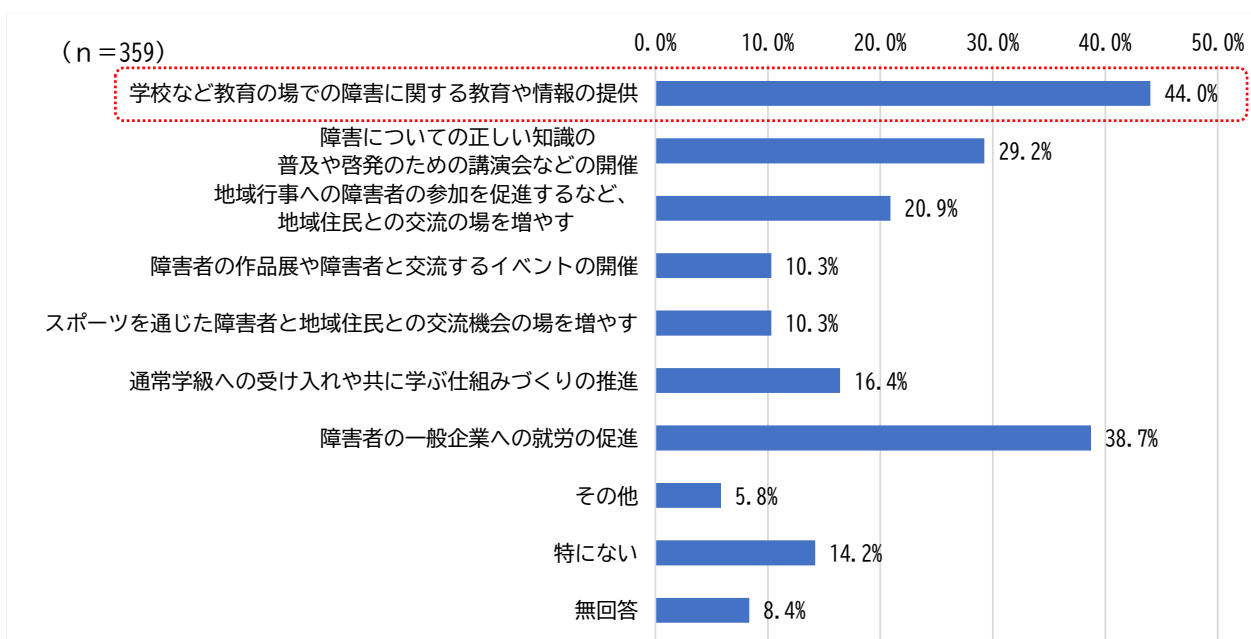
- 「発達障害として診断されたことがあるか」の問いに対して、「ある」は27.0%となっています。発達障害のある人とその家族を支援する体制づくりが求められています。

Q あなたは発達障害として診断されたことがありますか。



○「全ての人が共に支え合いながら暮らせるよう、地域の理解を進めるため、特に力を入れるべきことは何だと思うか」（再掲）の問いに対して、「学校など教育の場での障害に関する教育や情報の提供」が44.0%で最も高くなっています。学校をはじめとした教育の場における障害者理解のための学習機会の拡充が求められます。

Q 全ての人が共に支え合いながら暮らせるよう、地域の理解を進めるため、特に力を入れるべきことは何だと思いませんか。【再掲】



施策の展開

①地域療育体制の推進

療育支援体制や相談支援体制の充実

・保健・福祉・教育の関係機関の連携を強化し、障害のある子どもや保護者に対する早期からの継続的な療育支援体制や相談支援体制の充実に努めます。

医療的ケア児等に対する支援体制の構築	・砺波地域障害者自立支援協議会障害児部会を、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」として、医療的ケア児等に対する保健、医療、福祉などの関係機関による支援体制の構築を進めます。
--------------------	---

②子育て支援の充実

保育環境の充実	・健全な社会性の成長発達を促進するため、軽度・中度の障害のある子どもを保育所・こども園に受け入れ、健常児とともに集団保育を継続して実施していきます。また、保育士の加配を行うなど保育環境の充実に努めます。 ・保育所・こども園などにおいて、必要な支援につなぐことができるよう、情報提供や研修などの充実を図るとともに、児童発達支援センター等の関係機関との連携を進めます。
巡回相談の実施	・保育所・こども園などと専門機関との連携を図り、巡回相談の強化を図っていきます。
障害のある子どもに必要な障害児福祉サービスの質と量の確保	・障害のある子どもに必要な障害児福祉サービス量の確保に努めるとともに、障害児福祉サービス事業所、相談支援事業所をはじめとした関係機関と連携を図りながら、質の高いサービスを円滑に提供できる体制整備に努めます。 ・サービス利用を希望する子ども全員が、適切な相談支援と障害児福祉サービスの利用ができるよう、相談支援専門員の人員確保等の支援に努めます。
砺波地域障害者自立支援協議会での協議の推進	・砺波地域障害者自立支援協議会障害児部会において、母子保健、教育、障害児支援、行政等関係機関が地域の課題や資源を踏まえた圏域の支援体制の整備について協議し推進していきます。
関係機関との連携	・保健・福祉・教育関係機関と県発達障害者支援センターとの連携強化を促進します。

放課後等デイサービス事業所の充実と質の向上	・ 少子化にもかかわらず、支援を必要とする子どもの数が増えていることを鑑み、必要とされる放課後等デイサービス事業所のサービス量の確保に努めるとともに、提供されるサービスの質の向上が図られるよう支援していきます。
放課後児童クラブの体制強化	・ 児童発達支援センター等と連携し、放課後児童クラブ指導員への研修を実施し、障害のある子どもの受け入れ体制の強化を図ります。

③教育支援の充実

支援体制の充実	・ 通常の学級において支援を必要とする児童・生徒が増加傾向にあるため、スタディ・メイトを引き続き配置し、支援を必要とする子どもたちの支援体制の充実に努めます。
児童・生徒の理解の推進	・ 通常学級と特別支援学級との相互交流や校内行事への参加による通常学級の児童・生徒との相互理解の推進に努めます。
「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用	・ 一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うために「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用に努めます。

目標とする指標

指 標 (カッコ内は指標の説明)	基準値 令和 5 (2023) 年度	目標値 令和 11 (2029) 年度
市内の障害児相談支援事業所数	2 か所	3 か所
こあら相談会などの相談者数 (実人数)	42 人	48 人
児童発達支援サービス利用日数 (児童発達支援サービス利用実績/実利用児数 月の平均)	4 日	5 日

※こあら相談会…こども園等に通園している子どもの言葉や行動の発達に関する専門の相談員との個別相談会

(4) 雇用・就労の促進

現状と課題

○働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図ることが求められています。また、一般就労が困難な人に対しては、工賃の水準の向上を図るなど、障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営めるよう、総合的な支援を推進することが求められています。

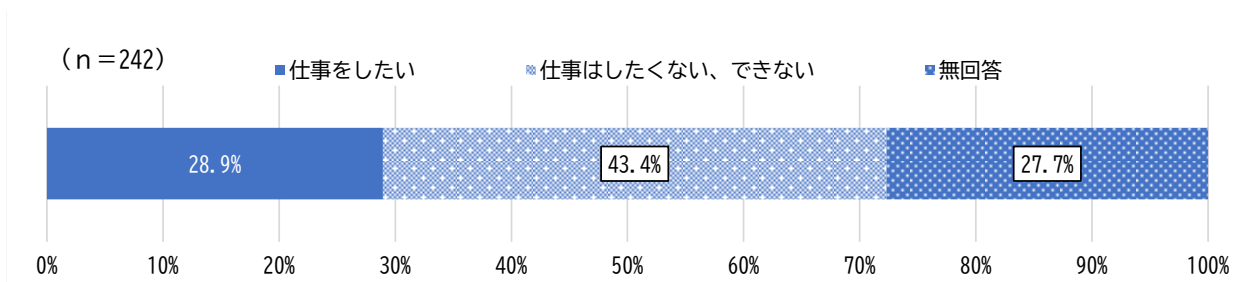
○本市における障害者雇用の推進については、ハローワークなどの関係機関と連携し、市ホームページや庁舎ロビーにおいて、障害者雇用の啓発や、障害者雇用に関する国の助成制度等の周知を図っています

○福祉的就労の推進については、就労場所の確保に努めるとともに、砺波地域障害者自立支援協議会就労支援部会にて、農業と福祉就労との連携に関する検討を進めているところです。市では、障害者就労施設等からの物品等調達推進方針に基づき、障害者就労施設へ物品等を発注しているほか、駅の清掃などの業務委託も行っています。

【アンケート調査より】

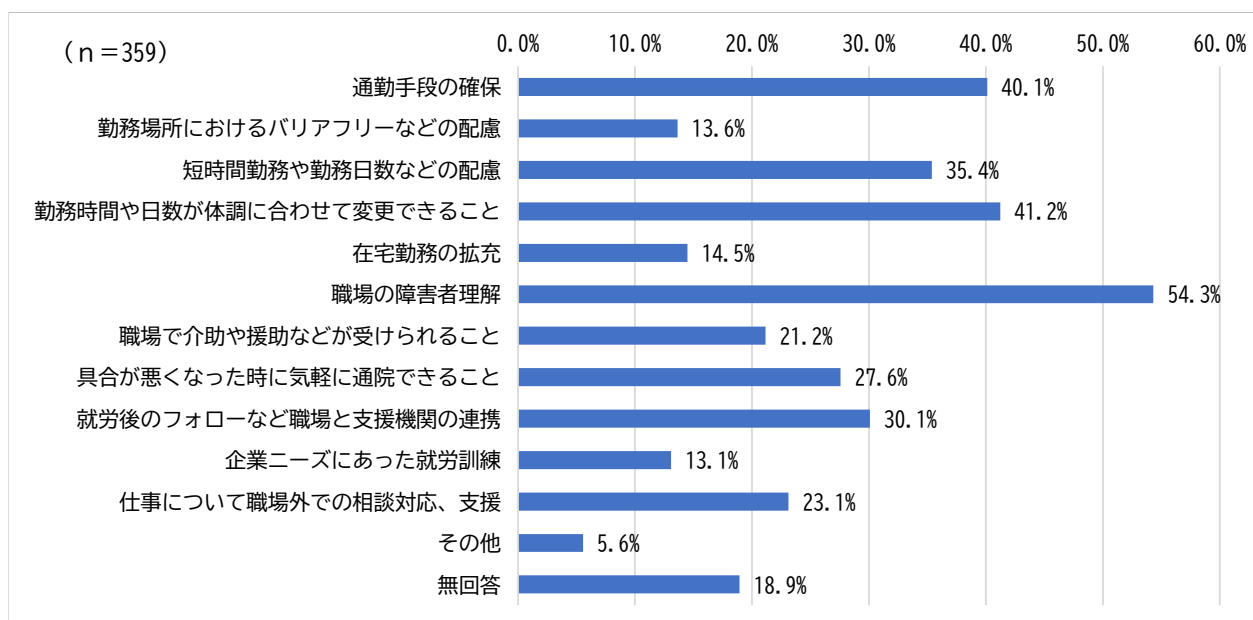
○現在収入のある仕事に就いていない人に「今後、収入を得る仕事をしたいと思い」を聞いたところ、「仕事をしたい」との回答は28.9%となっています。

Q あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。



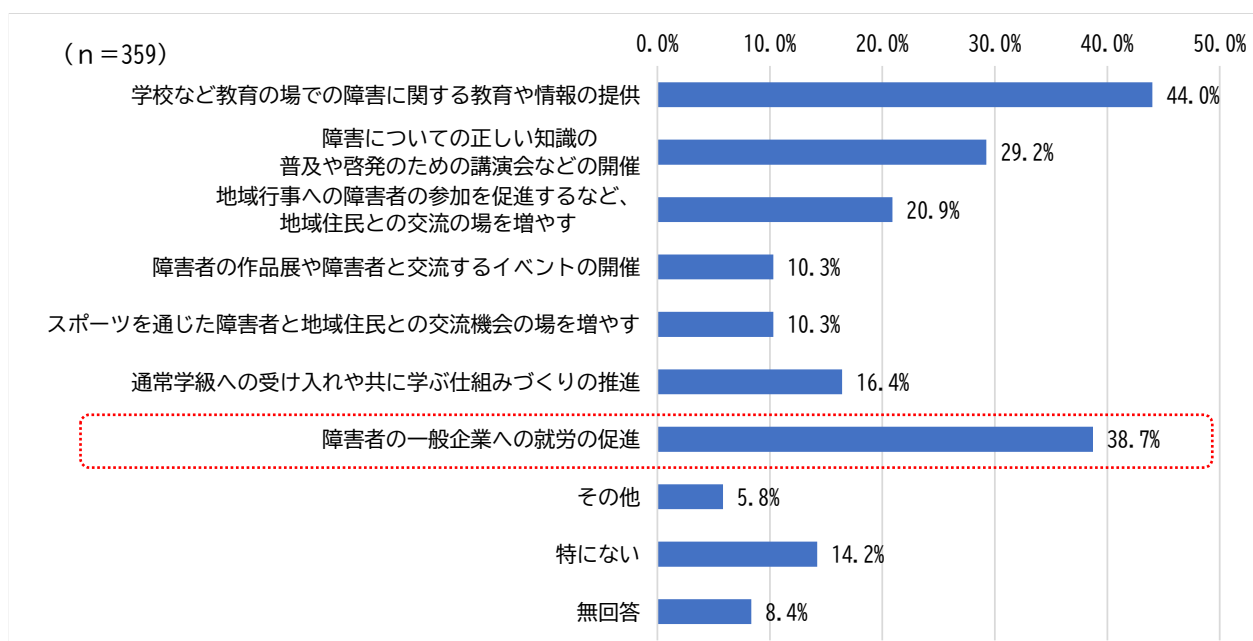
○「障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思うか」の問いに対して、「職場の障害者理解」が54.3%で最も高く、次いで、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が41.2%となっています。

Q あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。



○「全ての人が共に支え合いながら暮らせるよう、地域の理解を進めるため、特に力を入れるべきことは何だと思うか」(再掲)の問いに対して、「障害者の一般企業への就労の促進」は38.7%と、「学校など教育の場での障害に関する教育や情報の提供」(44.0%)に次いで高くなっています。このことから、障害のある人の雇用促進については、共生社会の実現に向けても重要な課題となっており、各種支援の拡充が求められます。

Q 全ての人が共に支え合いながら暮らせるよう、地域の理解を進めるため、特に力を入れるべきことは何だと思いますか。【再掲】



施策の展開

①障害者雇用の推進

就労・雇用のネットワーク化	・雇用障害者数や実雇用率は増加傾向にありますが、今後も引き続き、関係機関と連携して障害者雇用に関する情報提供や障害者雇用の啓発活動を行うことにより障害者雇用を推進します。
障害のある人の就労の啓発	・砺波地域障害者自立支援協議会の就労支援部会にて、市、ハローワーク、商工関係団体、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、障害者就労施設などがネットワークをつくり、障害者就労に関する啓発活動をはじめとした取組を実施していきます。
農福連携等の推進	・障害のある人等が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組である農福連携等を推進し、障害のある人等の就労機会の拡大や生きがいの創出とともに、担い手不足や高齢化が進む農業分野における、新たな働き手の確保への寄与を目指します。
特別支援学校との連携	・特別支援学校の卒業予定者が希望する進路に進むことができるよう、特別支援学校及び関係機関や本人・保護者と連携し、協議します。

②福祉的就労の推進

ニーズに応じた支援の推進	・障害の状況やニーズに応じ、就労移行支援、就労継続支援などの訓練等サービスを利用できるよう、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所などの関係機関と連携を図り、就業や日常生活の両面からの支援を行います。 ・ICTの活用等による障害特性に応じた柔軟な働き方ができるよう、事業所や企業などと連携して支援していきます。
--------------	--

一般就労への移行支援	・ 適性に合った職場探しや就労後の職場定着などの就労支援活動を行っている就労移行、就労定着支援事業所や障害者就業・生活支援センターらと連携し、就労を希望している障害のある人が一般就労にスムーズに移行できるよう支援していきます。
障害者就労施設のサービス量の確保と質の向上	・ 障害のある人が希望する障害者就労施設で働けるよう、障害者就労施設のサービス量の確保に努めるとともに、提供されるサービス内容について、砺波地域障害者自立支援協議会や砺波圏域障害者基幹相談支援センターと連携し、研修等を通じサービスの質の向上が維持できるよう支援していきます。
就労継続支援事業所などへの通所費用の助成	・ 障害のある人が、就労等の訓練のため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、自立訓練への通所に要する費用の一部を助成し、通所にかかる費用の負担の軽減を図ります。
物品等調達の推進	・ 障害者就労施設等からの物品等調達方針に基づき、積極的に障害者就労施設への発注数を増やし、福祉的就労の場の安定的な確保と工賃の底上げに取り組んでいきます。

③障害特性に応じた就労支援の充実

障害特性に応じた就労支援の実施	・ 障害特性に応じた支援を実施するため、砺波障害者就業・生活支援センターや富山県発達障害者相談支援センター、難病相談・支援センター、厚生センター、医療機関などと連携を図り、それぞれの障害特性に応じた就労支援を実施します。 ・ 令和6年度に創設される就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」により、きめ細かい支援の提供を図ります。
ニーズに対応した就労支援体制の整備	・ 障害手帳の有無を問わず、さまざまなニーズに対応した就労支援体制を整備していきます。

目標とする指標

指 標 (カッコ内は指標の説明)	基準値 令和 5 (2023) 年度	目標値 令和 11 (2029) 年度
福祉事業所などから一般就労への移行者数	2 人	6 人
就労継続支援 A 型利用日数 (月平均)	860 日	920 日
就労継続支援 B 型利用日数 (月平均)	1,460 日	1,540 日

第6章 計画の推進について

1 推進体制

(1) 施策の進捗確認

本計画の推進について、必要な調査や進捗確認・評価、審議を行うため、小矢部市福祉計画策定委員会で本計画の進捗状況を確認し、障害福祉施策に反映していきます。

(2) 専門機関・当事者団体・事業者・ボランティア団体等との連携

本計画を推進し、障害のある人のニーズに合った施策を展開していくためには、砺波地域障害者自立支援協議会での協議をはじめ、専門機関との協力、当事者団体やボランティア団体、地域の事業者、社会福祉協議会、一般市民の協力も大切です。施策を進めるために、それら地域関係団体などと相互に連携を図っていきます。

また、あらゆる機会に障害のある人や家族などのニーズや意見を把握し、それを施策に反映させることに努めるとともに、障害のある人などと行政が連携して各種障害者施策を推進していく体制づくりに努めます。

(3) 国・県との連携

本計画を推進するためには、国や県との連携が必要となります。今後の制度改正などを踏まえ、国や県と連携して本計画を推進するとともに、国や県レベルで対応する課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

(4) 市民参加による計画の推進

本計画の推進には、市民に広く理解と協力を求め、各種団体、ボランティア、NPO（特定非営利活動）法人など多くの市民参加が必要です。

市民の積極的な参加のもと、社会福祉に関わる人が連携して、地域の特性を生かした福祉の輪を広げることで、計画を推進します。

2 計画を推進するための各々の役割

(1) 市民の役割

障害者施策は、幅広い市民の理解を得ながら進めていくことが重要です。障害のある人やその家族が当たり前のように生活できるよう、誰もがつながり、支えあう共生社会の実現に向けて、障害の特性や配慮に関する正しい理解と認識を深めることが望まれます。

(2) 障害者団体等関係機関、障害のある人の役割

障害者団体等関係機関は、障害福祉に対する取組について、市民や学校、地域団体などとの連携を進め、障害のある人が地域で孤立することのないよう交流などの機会を充実してい

く必要があります。

また、障害のある人自身は、本人が持っている能力を活用しながら、自立した生活を地域で営めるよう関わりを深めていくとともに、地域社会の構成員として、自主的、主体的に地域での活動への参加などを行う必要があります。

（３）行政の役割

本計画は、障害のある人もない人も、誰もが安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを目指す総合的な計画です。施策・事業の実施にあたっては、障害のある人とその家族のニーズを的確に把握し、重点的に取り組むべき施策を決定し、実現に向けて施策・事業の確実な実施に努めるとともに、障害のある人のニーズに十分応えられるような協力体制を築いていきます。

また、障害のある人の保健・医療・福祉施策の充実を図るために、関係各課との連携強化を図り、教育・就労・住宅・生活環境など、総合的な取組を推進します。

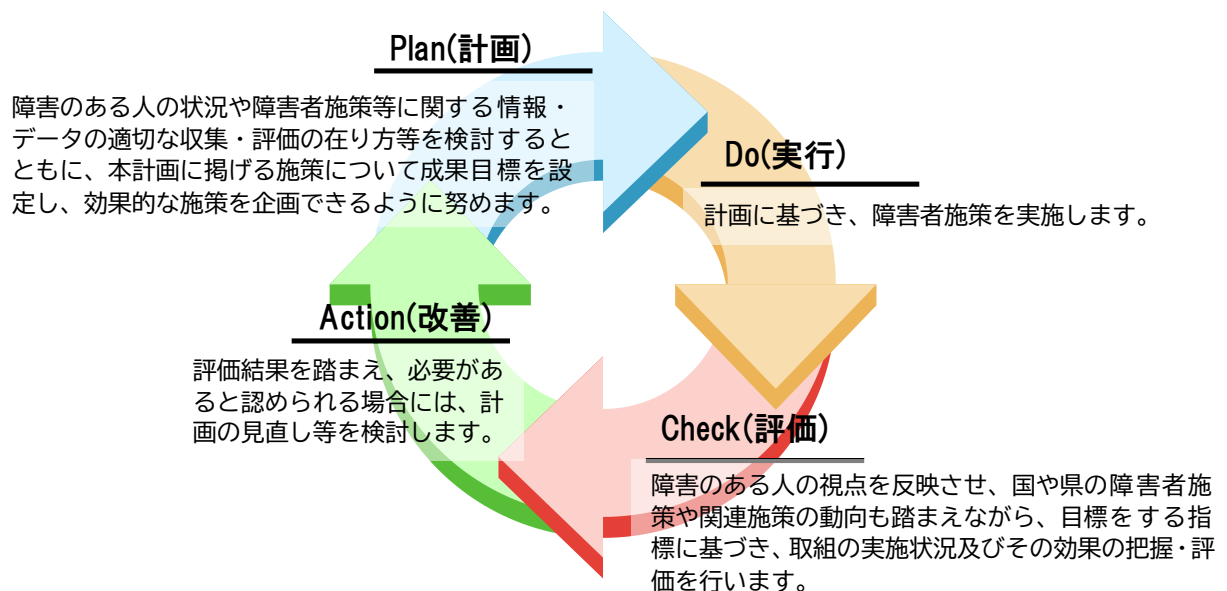
さらに、障害者総合支援法などについて周知を図るとともに、障害のある人が自らサービスの選択・決定ができるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。

3 計画の進行管理と評価

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境などのさまざまな分野にわたっており、庁内関係部局、関係機関・団体、障害のある人などと連携を図りながら、計画を総合的、効果的に推進します。

また、障害のある人やその家族のニーズに適応した施策を効率的、効果的に実施し、社会情勢や国の障害者施策の動向、障害のある人の意識やニーズの変化に対応して施策を展開していく体制を構築することが大切です。

このため、障害者施策のPDCAサイクルを活用し、実行、見直しを行います。



■資料

○小矢部市福祉計画策定委員会規則

平成29年7月24日規則第24号

小矢部市福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小矢部市附属機関条例（平成28年小矢部市条例第6号。）第3条の規定に基づき、小矢部市福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 策定委員会の委員は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成し、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉団体の関係者
- (3) 社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉事業に従事する者
- (4) 社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉に関する活動を行う団体の代表者
- (5) 障害者の家族又は家族会会員
- (6) 公募による者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会において、非公開の決定がされた内容等については、非公開とすることができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(専門部会の設置等)

第6条 策定委員会は、所掌事務を遂行するため、次の各号に掲げる専門部会を設置し、当該各号に掲げる計画を策定する。

- (1) 小矢部市地域福祉計画策定委員会 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画
- (2) 小矢部市障害者福祉計画策定委員会 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画
- (3) 小矢部市障害福祉計画策定委員会 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画
- (4) 小矢部市高齢者保健福祉計画策定委員会 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画

2 策定委員会は、専門部会の議決をもって策定委員会の議決とすることができる。

3 前2条の規定は、専門部会について準用する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、民生部健康福祉課及び社会福祉課において行う。ただし、次の各号に掲げる庶務は、当該各号に掲げる課において行う。

- (1) 第6条第1項第1号から第3号までに掲げる専門部会の庶務 社会福祉課
- (2) 第6条第1項第4号に掲げる専門部会の庶務 健康福祉課

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○小矢部市障害者福祉計画策定委員会委員名簿

任期：R5.7.4～R7.7.3

役 職	区 分	氏 名	所属団体
委員長	学識経験者	鷹西 恒	富山福祉短期大学 教授
副委員長	社会福祉、障害福祉又は高齢 保健福祉団体の関係者	榑 悟常	小矢部市民生委員児童委員協議会 会長
委員	学識経験者	松岡 理	小矢部市医師会 理事
委員	社会福祉、障害福祉又は高齢 保健福祉団体の関係者	沼田 信良	小矢部市社会福祉協議会 会長
委員	社会福祉、障害福祉又は高齢 保健福祉団体の関係者	館 晴行	小矢部市身体障害者協会 会長
委員	障害者の家族又は家族会会員	辻 信明	小矢部市手をつなぐ育成会 会長
委員	障害者の家族又は家族会会員	田中 良久	メルヘン家族会 会長
委員	社会福祉、障害福祉又は高齢 保健福祉事業に従事する者	横山 いづみ	社会福祉法人わらび学園 児童発達支 援管理責任者
委員	社会福祉、障害福祉又は高齢 保健福祉事業に従事する者	林 和宏	NP0 法人わくわく小矢部 副理事長
委員	社会福祉、障害福祉又は高齢 保健福祉事業に従事する者	寺西 映子	地域活動支援センターひまわり 相談 支援専門員
委員	社会福祉、障害福祉又は高齢 保健福祉事業に従事する者	吉田 孝則	砺波圏域障害者基幹相談支援センター センター長
委員	社会福祉、障害福祉又は高齢 保健福祉事業に従事する者	安谷 亜佐美	となみ総合支援学校 校長
委員	関係行政機関の職員	亀山 敦子	砺波厚生センター小矢部支所 主幹
委員	関係行政機関の職員	山本 好生	砺波公共職業安定所小矢部出張所 所長
委員	公募委員	加藤 邦子	
委員	公募委員	林 正三	

○計画の策定経過

本計画の策定経過は次のとおりです。

開催日等	項 目	協議事項等
令和5年7月4日	小矢部市障害者福祉計画 策定委員会（第1回）	(1) 第4次小矢部市障害者福祉計画、第 7期小矢部市障害福祉計画・第3期小 矢部市障害児福祉計画の策定の概要 について (2) アンケート調査の実施について (3) 今後のスケジュールについて
令和5年8月1日～ 8月22日	アンケート調査の実施	調査対象：700人 （市内在住の障害者手帳所持者又は障 害福祉サービスの利用者 ただし、65歳 以上は障害福祉サービス利用者のみ。）
令和5年10月31日	小矢部市障害者福祉計画 策定委員会（第2回）	(1) 第4次小矢部市障害者福祉計画 計画（施策）の体系について (2) 第4次小矢部市障害者福祉計画（素 案）について（アンケート結果と前回 計画の評価） (3) 今後のスケジュールについて
令和5年12月26日	小矢部市障害者福祉計画 策定委員会（第3回）	(1) 第4次小矢部市障害者福祉計画 （案）について (2) 第7期小矢部市障害福祉計画・第3 期小矢部市障害児福祉計画（素案）に ついて (3) その他
令和6年2月1日～ 3月1日	パブリックコメントの実施	
令和6年3月29日	計画の策定	

○用語の説明

用 語	説 明
あ行	
アールブリュット作品	「生の芸術」という意味のフランス語。画家のジャン・デュビュッフェが考案したカテゴリーで、正規の美術教育を受けていない人が自発的に生み出した既存の芸術モードに影響を受けていない絵画や造形のことです。
I C T	情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称です。日本では同様の言葉として I T (Information Technology: 情報技術)の方が普及していたが、国際的には I C T がよく用いられ、近年日本でも定着しつつあります。
アクセシビリティ	近づきやすさ、利用しやすさ、便利であることなどを意味し、障害などの有無やその度合い、年齢等にかかわらず情報やサービスが利用できることをいいます。
アクセス	接続や接近すること、出入りや利用すること、また、交通の便などを意味します。
医療的ケア児	人工呼吸器を装着している障害児やその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児のことです。
ウェルビーイング	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念です。
A I	A I とは人工知能 (Artificial Intelligence (アーティフィシャル インテリジェンス)) の略称 (りゃくしょう) です。
A I オンデマンド交通	A I を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステムです。
か行	
共生社会	人間は一人ひとりがすべて異なる存在であり、この違いをかけがえのないものとして受けとめ互いが理解し合い、共に生きる社会のことです。
ケアネット活動	一人暮らし高齢者や障害者などの地域の要支援者一人ひとりに対し、地域住民自らがチームを結成し、見守りや声掛け、買い物代行などの個別支援を行う活動のことです。

ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことです。
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。
子育て世代包括支援センター	母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供しています。令和6年4月より、子育て世代包括支援センターは、「こども家庭センター」になります。
こども家庭センター	子育て世代包括支援センター（母子保健機能）と、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）の両方の機能を有し、全ての妊産婦、子育て世代、子どもに対して一体的な相談機能を有する機関のことです。虐待への予防的な対応から児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談、支援を要する子ども・妊産婦等への個々の家庭の状況に合わせた切れ目のない相談対応などを行います。
個別避難計画	個別避難計画は、高齢者や障害のある人等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画のことです。
さ行	
市公式LINE	ソーシャルメディア（SNS）を通じた情報発信として無料通信アプリ「LINE（ライン）」を用いたもので、登録をした人に直接メッセージを送ることができるサービスです。本市では、オンラインでの申請・予約機能や、見やすいメニュー構成、配信したい情報のみを受け取る受信設定等、多くの便利な機能を有しています。

社会福祉協議会	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織ですが、社会福祉法（第 109 条・110 条・111 条）に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられています。各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。地域福祉を推進する中核的な団体として、「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命としています。
障害支援区分	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものです。6 つの区分があり、それぞれ受けられる福祉サービスは異なります。
障害者週間	「障害者週間」は、平成 16 年 6 月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12 月 9 日）に代わるものとして設定されました。「障害者週間」の期間は、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間です。
障害者就業・生活支援センター	障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図ることを目的として、設置されています。
ジョブコーチ助成金制度	障害者の職場適応と定着を図ることを目的に、職場適応援助者（ジョブコーチ）を配置する事業主に対して助成金を支給する制度です。
自立支援医療（精神通院医療）	通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度です。
新生児聴覚スクリーニング検査	生まれて間もない赤ちゃんを対象とした「耳の聞こえ」の検査です。赤ちゃんが眠っている間に、小さな音を聞かせて、反応を検査機器で確かめます。
スクールカウンセラー	不登校やいじめ、暴力行為、親子関係、学習関連など児童・生徒が抱えるさまざまな課題について解決のための助言や指導などを行うため、学校などに配置される心理の専門家のことです。

スクールソーシャルワーカー	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていくコーディネーター的な役割を担う人です。
スタディ・メイト	障害のある子どもたちの学校生活を支援するために配置される特別支援教育支援員です。障害のある子どもたちに対して、身仕度、移動等の学校生活の支援を行ったり、担任の補助として、学習の場面で先生の話を見聞生徒に分かりやすく言い換えたり、注意を促したりします。
成年後見制度	知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が契約や手続をする際にお手伝いする制度です。成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が本人の利益を考えながら、本人に代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって本人を保護・支援します。
た行	
特定医療費（指定難病）受給者証	国や県が指定する難病に罹患されている方に対し、医療保険の自己負担分について医療費等の一部を助成する制度です。申請受理後、指定難病審査会で審査を行い、対象患者であると決定したときは、「特定医療費（指定難病）受給者証」を交付します。
特別支援教育コーディネーター	特別支援教育のコーディネーター的役割を担う教員のことで、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担っています。
砺波圏域障害者基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者、精神障害者等の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設です。
砺波地域障害者自立支援協議会	砺波地域（砺波市、小矢部市、南砺市）における障害福祉に関わる関係者が集まり、地域の課題を共有し、その課題を踏まえたサービス基盤の整備等に関して中核的な役割を果たす協議会です。

な行	
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な高齢者や障害のある人の権利を擁護し、できる限り地域で自立した生活が送れるよう社会福祉協議会が本人と契約し、福祉サービスの利用手続きや金銭管理などを支援する事業です。
NET119緊急通報システム	音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報がつながり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。利用に当たっては、事前に登録が必要です。
は行	
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で、もともと住宅建築用語で登場しましたが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。
避難行動要支援者名簿	災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々（避難行動要支援者）を、あらかじめ登録しておく名簿のことです。
プロット	この場合のプロットは、描画する、点を打つ、置くなどを意味し、統計などで、データを図表上に示すことです。
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。

ま行	
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。
や行	
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、文化の違い、障害の有無等によらず、誰にとってもわかりやすく、使いやすいようにデザインすることです。
ら行	
ライフステージ	人生の変化（就職、結婚、出産、子育て、子どもの独立など）を節目で区切った、それぞれの段階（ステージ）のことです。

第7期小矢部市障害福祉計画・
第3期小矢部市障害児福祉計画

目次

第7期小矢部市障害福祉計画・第3期小矢部市障害児福祉計画	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の目的	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画の期間	2
5 計画の対象者	4
6 計画の基本理念	4
7 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	6
8 計画策定の体制整備	8
第2章 地域生活を支援するための基盤整備に関する成果目標	9
1 福祉施設入所者の地域生活への移行（継続）	9
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）	10
3 地域生活支援の充実（項目の追加）	10
4 福祉施設から一般就労への移行等（項目の見直し）	11
児 5 障害のある子どもへの支援の提供体制の整備等（継続）	13
6 相談支援体制の充実・強化等（総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保）（継続）	14
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（継続）	14
第3章 障害福祉サービス等の見込量	16
1 障害福祉サービスの見込量	17
児 2 障害児通所支援等の見込量	22
3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	26
5 地域生活支援事業の見込量	30
6 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	35
第4章 計画の推進について	36
1 計画の推進体制	36
2 達成状況の点検及び評価	36
■資料	37
○小矢部市福祉計画策定委員会規則	37
○小矢部市障害者福祉計画策定委員会委員名簿	39
○計画の策定経過	40
○用語の説明	41
○障害のある方への福祉に関するアンケート調査	42
児 は、障害のある子どもに特化した計画を示す。	

第7期小矢部市障害福祉計画・第3期小矢部市障害児福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の目的

本市における障害のある人や障害のある子どもの地域生活を支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」及び児童福祉法に基づき、サービスの基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等の計画的な提供を確保することを目的とします。

2 計画策定の趣旨

本市では、平成31年3月に「第3次小矢部市障害者福祉計画」、令和3年3月に「第6期小矢部市障害福祉計画・第2期小矢部市障害児福祉計画」を策定し、計画的に障害者施策を推進しています。本市の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画が令和5年度末で満了することから、令和6年度から3年間の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を一体のものとして策定します。

3 計画の位置づけ

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の充実を図るため、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標及び各サービス等の必要な見込量を定める行政計画です。

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定に基づき、障害のある子どもへの支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保や向上を図るため、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標及び各サービス等の必要な見込量を定める行政計画です。

今回策定する「第7期小矢部市障害福祉計画・第3期小矢部市障害児福祉計画」は、上位計画の小矢部市総合計画、小矢部市地域福祉計画に即するとともに、小矢部市高齢者保健福祉計画、小矢部市子ども・子育て支援事業計画などの関連計画との整合を図りつつ、障害のある人と障害のある子ども、その家族の福祉の増進と安心して暮らすことのできる地域の実現を目指します。

障害者総合支援法（※根拠規定のみ抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法（※関係規定のみ抜粋）

第九節 障害児福祉計画

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

⑥ 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

なお、「第 7 期小矢部市障害福祉計画」は、次ページの「第 4 次小矢部市障害者福祉計画体系図」に示されている基本方針「Ⅲ 自分らしく生活できるしくみをつくる」のうち、太枠内の主要施策「（2）福祉サービスと相談支援体制の整備」、「（3）障害のある子どもの子育て・教育支援の充実」及び「（4）雇用・就労の促進」の福祉サービスに関する実施計画として位置づけています。

4 計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、3 年を 1 期として定める計画です。

第 7 期小矢部市障害福祉計画及び第 3 期小矢部市障害児福祉計画（以下「第 7 期計画」という。）の計画期間は令和 6 年度から令和 8 年度までとします。

	平 成												令 和										
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
小矢部市 障害者福祉計画				第 1 次				第 2 次				第 3 次				第 4 次							
小矢部市 障害福祉計画				第 1 期		第 2 期		第 3 期		第 4 期		第 5 期		第 6 期		第 7 期		第 8 期					
小矢部市 障害児福祉計画										第 1 期		第 2 期		第 3 期		第 4 期							

※  アミのかかったマス目の部分が本計画の計画期間になります

第4次小矢部市障害者福祉計画の体系図

基本理念

共に生き、共に支え合いながら
自分らしく暮らし続けられる社会の実現を目指して

基本方針

Ⅰ 共に支え合う人や
地域をつくる

Ⅱ 安心して暮らせるまち
をつくる

Ⅲ 自分らしく生活できるしくみ
をつくる

主要施策

- (1) 障害・障害のある人に対する理解の推進
 - ①啓発・広報・交流活動の推進【拡充】
 - ②福祉教育の推進【拡充】
 - ③ボランティア活動の推進
- (2) 社会参加活動の推進
 - ①共生型スポーツの推進
 - ②芸術文化活動等の推進
- (3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
 - ①障害を理由とする差別の解消の推進【拡充】
 - ②権利擁護の推進【拡充】
 - ③虐待の防止【拡充】

- (1) みんなが住みやすいまち
 - ①暮らしやすい住環境の整備【拡充】
 - ②利用しやすい交通・移動手段の整備
 - ③公共施設等におけるバリアフリー化の推進
 - ④行政機関等における配慮の充実【新設】
- (2) 欲しい情報が手に入るまち【新設】
 - ①意思疎通支援の充実【拡充】
 - ②行政情報のアクセシビリティの向上【拡充】
- (3) 防災、防犯に取り組むまち
 - ①防災対策の推進
 - ②防犯対策の推進
 - ③消費者トラブルの防止【新設】

- (1) 健康づくりへの支援
 - ①障害の原因となる疾病等の予防と早期発見の促進【拡充】
 - ②保健・医療サービスの充実
- (2) 福祉サービスと相談支援体制の整備
 - ①福祉サービス等の充実
 - ②福祉用具等の利用の促進【新設】
 - ③相談支援体制の充実
 - ④意思決定支援の推進【新設】
- (3) 障害のある子どもの子育て・教育支援の充実
 - ①地域療育体制の推進
 - ②子育て支援の充実
 - ③教育支援の充実
- (4) 雇用・就労の促進
 - ①障害者雇用の推進
 - ②福祉的就労の推進【拡充】
 - ③障害特性に応じた就労支援の充実

5 計画の対象者

この計画の対象となる「障害のある人」及び「障害のある子ども」とは、次のとおりです。

(障害のある人)

- ① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ② 知的障害者福祉法に規定する知的障害者のうち18歳以上の人
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上の人
- ④ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって18歳以上である人(以下「難病患者」という。)

(障害のある子ども)

- ① 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

6 計画の基本理念

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目標の一つに掲げています。

第7期計画は、第4次小矢部市障害者福祉計画に掲げる、「共に生き、共に支え合いながら自分らしく暮らし続けられる社会の実現を目指して」を踏まえ、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の成果目標やサービス目標値の設定について、次の事項に配慮した計画とします。

(1) 障害がある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害がある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援を行います。障害がある人等が、必要な障害福祉サービスやその他の支援を受け、自らの自立と社会参加の実現を図っていけるよう、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害者、高次脳機能障害を含む)及び難病患者等を対象に、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供に努め、障害福祉サービスの充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人等の地域生活への移行や、地域生活の継続、就労支援などの課題に対応した

サービス提供体制を整備します。また、障害のある人等の生活を地域で支えていけるよう、砺波圏域における地域生活支援拠点等の整備促進、機能強化を図り、地域の社会資源の活用及び提供体制の整備を進めます。

精神障害のある人が、長期入院からの退院後、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを営めるよう、砺波地域障害者自立支援協議会と連携し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域の住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域や暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に努めます。

（５）障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

障害のある子どもへの支援については、障害のある子ども本人の最大の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害のある子どもやその家族に対し、障害の疑いがある段階から、身近な地域で支援できるようにするとともに、障害種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援障害児通所支援等の充実と地域支援体制の構築を図ります。

また、人工呼吸器の装着や、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある子ども（以下「医療的ケア児」という。）が保健や医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするために、関連分野や関係機関が共通の理解に基づいて協働する包括的な支援体制の構築を推進します。

（６）障害福祉人材の確保

障害のある人の重度化・高齢化が進む状況において、将来にわたって安定した障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せて、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場の魅力の周知・広報等に、関係者が協力して取り組んでいくことが重要であり、その取組を推進します。

（７）障害のある人の社会参加を支える取組

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）を踏まえ、障害のある人が文化芸術の享受、創造等の活動に参加できるよう、多様なニーズに合わせた個性や能力の発揮の場の確保及び社会参加の促進を図ります。

7 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、6の基本理念を踏まえ、次の点に配慮して、目標を設定し計画的な整備を行います。

(1) 障害福祉サービス

① 必要とされる訪問系サービスの確保

居宅介護、同行援護、行動援護等の訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスの確保に努めます。

② 希望する日中活動系サービスの確保

地域生活を送る上で希望に応じたサービスを提供するため、生活介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動支援センター等の日中活動系サービスの確保に努めます。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を進めます。また、地域生活を支援する機能として、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の推進を進めます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、就労支援施設等から一般就労への移行及びその定着を進めます。

⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する人等に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する人及び難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備に努めます。

難病患者については、多様な症状や障害等その特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障害福祉サービスの利用も含む支援体制の整備に努めます。

⑥ 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症への誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知など、地域において様々な関係機関が密接に連携して、依存症である者等及びその家族に対する支援に努めます。

(2) 障害のある子どもに対する支援

① 地域支援体制の構築

障害のある子どもとその家族に対する支援について、身近な地域において、障害種別や年齢別のニーズに応じた支援が提供できる体制の整備を目指します。

② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関との連携を図り、身近な地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携した支援を行います。

③ 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、育ちの場の支援への協力体制を構築することにより、障害のある子どもの地域社会への参加と包容の推進を図ります。

④ 特別な支援が必要な子どもに対する支援体制の整備

重症心身障害児や医療的ケア児など、特別な支援が必要な子どもが身近な地域において児童発達支援や放課後等デイサービスを受けられるように、地域資源の開発を行うとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各分野の関係機関が連携を図る場を設置し、支援体制の整備に努めます。

強度行動障害や高次脳機能障害を有する子どもに対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備に努めます。

また、虐待を受けた障害のある子どもに対しては、子どもの状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援についても、障害のある人と同様に量の確保及びその質の向上を図りながら、支援の提供体制の構築に努めます。

(3) 相談支援

① 相談支援体制の構築

障害のある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営めるよう、障害福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行した後の地域での定着に加え、現在、地域で生活する障害のある人等がそのまま住み慣れた地域で暮らしていけるよう、支援体制の確保を目指します。

③ 発達に障害のある人等に対する支援

発達に障害のある人等への相談支援体制の充実と、本人とその家族への支援体制の確保をめざします。

④ 障害者自立支援協議会の活用

支援体制の整備を図るため、砺波地域障害者自立支援協議会と連携し、地域の課題解決を推進します。

8 計画策定の体制整備

(1) 小矢部市福祉計画策定委員会

障害者団体をはじめ、学識経験者、市民団体、行政・教育・医療・福祉関係団体、福祉関係事業所等からの推薦で構成する16人の策定委員で計画内容を審議しました。

(2) 計画策定のためのアンケート調査実施・市民ニーズの把握

障害のある人の日常生活の状況や障害福祉サービスのニーズ等を把握するため、市内に居住する各種障害者手帳を所持する方や、手帳を所持せずに障害児通所支援を利用している家族を対象にアンケート調査を実施しました。

(3) 庁内推進体制

障害者施策について、総合的かつ計画的に施策の推進を図るため、関連課にて障害福祉計画の素案等の検討を行いました。

(4) 市民参加

本計画素案について、市民意見の募集(パブリックコメント)を実施して、広く市民の声を本計画に反映させるよう努めました。

(5) 砺波圏域内の連携

砺波市・小矢部市・南砺市の3市(以下「砺波圏域」という。)で構成する砺波地域障害者自立支援協議会において、地域の課題解決に向けた体制整備等について協議し、砺波圏域で整備を進めていく項目について共有しました。

第2章 地域生活を支援するための基盤整備に関する成果目標

第7期計画では、国の基本指針等を踏まえ、次の7項目について、成果目標を設定します。

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行（継続）
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）
- 3 地域生活支援の充実（項目の追加）
- 4 福祉施設から一般就労への移行等（項目の見直し）
- 5 障害のある子どもへの支援の提供体制の整備等（継続）
- 6 相談支援体制の充実・強化等
（総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保）（継続）
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（継続）

1 福祉施設入所者の地域生活への移行（継続）

障害のある人がそれぞれの能力や適性に合わせて、地域で自立した生活を営むことができるよう、入所施設から地域生活への移行を積極的に進めることが求められています。

※入所施設とは、障害者支援施設を指し、地域生活への移行とは、入所者が施設を退所し、生活の場を自宅や共同生活援助（グループホーム）、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移ること等を指します。

ア 地域生活への移行者数

自宅やグループホーム等への地域移行者数の国の基準は、直近の実績から推計した地域移行率4.1％に計画期間中の体制整備等の取組として、1.9％を上乗せして成果目標を6％以上と設定しています。本市の地域生活への移行者目標数は、国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者47人の6％以上の3人とします。

イ 施設入所者の減少見込数

国の指針では、施設入所者数の削減について、第6期障害福祉計画の最終年の令和5年度末までの削減率2.5％に、計画期間中の地域移行の取組と老朽化等による施設の改築時の定員数見直しに合わせて、グループホームやショートステイの整備を推進していくことを踏まえ、成果目標を5％以上と設定しています。本市の地域生活への移行者目標数は、令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者47人の5％以上の3人とします。

■第7期計画 目標値

項目	目標値	内容
ア 地域生活への移行者数	3人 (令和8年度)	令和4年度末の施設入所者の6%以上 (国の基本指針と同様)
イ 施設入所者の減少見込数	3人 (令和8年度)	令和4年度末の施設入所者から5%以上減少 (国の基本指針と同様)

入所施設から地域生活への移行者数【実績】

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設入所者数	42人	43人	47人
施設入所者の地域生活への移行数	4人	0人	0人
施設入所者の減少数	4人	-1人	-4人

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）

長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、医療機関（精神科）や地域援助事業者による努力だけでは限界があります。精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療機関（精神科）や地域援助事業者、市、厚生センターを含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、地域の助け合いが包括的に確保された精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

長期入院中の精神障害者の地域生活への移行については、国の基本指針に基づき、県が目標値を設定しています。県が算定した本市の令和8年度末の「長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健福祉体制の基盤整備量（地域移行支援サービス利用により地域移行すると見込まれる者の数）」は27人（国が基本指針に基づき推計している数）であり、これを勘案して後述のサービス見込量に反映させています。

3 地域生活支援の充実（項目の追加）

障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて、障害のある人が地域で安心して生活できるように、地域生活支援拠点等の整備・運営に関するガイドラインを作成するとともに、本事業の実施要綱を制定し、圏域内の複数の機関が連携し機能を分担して、緊急時の相談や緊急的な受入・対応、体験の機会・場の提供等の支援をする体制を面的に整備しています。令和4年度より、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録を開始し、令和5年8月1日現在、砺波圏域内で25事業所が登録しています。

今後は、機能を担う事業所の機能の充実を図るために、砺波地域障害者自立支援協議会にお

いて支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を、年1回以上行っています。

また、強度行動障害にある人について、砺波圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めています。

■第7期計画 目標値（砺波圏域）

項目	目標値	内容
ア 地域生活支援拠点等の運営状況の検証及び検討	年1回以上	小矢部市、砺波市、南砺市で構成する砺波地域障害者自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の運営状況の検証を行います。
イ 地域生活支援拠点等の整備（面的整備）	有 （令和8年度）	地域の複数の事業所が地域生活支援拠点等の機能を担う面的整備を行います。
ウ コーディネーターの配置人数	8人 （令和8年度）	緊急時の支援が見込めない障害のある人の把握に努め、関係機関と連携し、緊急時に必要なサービスのコーディネートや調整を図ります。
エ 強度行動障害を有する者への支援体制の有無	有 （令和8年度）	強度行動障害を有する障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備、構築を行います。

地域生活支援の整備【実績】（砺波圏域）

項目	令和4年度	令和5年度
ア 地域生活支援拠点等の運営状況の検証及び検討	無	年1回
イ 地域生活支援拠点等箇所数（面的整備）	1か所	1か所
ウ コーディネーターの配置人数	8人	8人
エ 強度行動障害を有する者への支援体制の有無	無	無

4 福祉施設から一般就労への移行等（項目の見直し）

福祉施設からの一般就労をはじめ、障害のある人の雇用・就労の促進を図るため、関係部局における情報共有のほか、公共職業安定所等の国の機関を含めた関係機関等との連携・協力を努めます。

本市には就労移行支援事業所がないものの、離職者や特別支援学校等の卒業者に対して幅広い支援が行えるよう他市の事業所と連携して、訓練から就職、職場定着、離職後の再チャレンジ

ジまでの一貫した支援を提供しています。

ア 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の利用を経て一般就労へ移行する人の本市の目標値は、国の指針に基づき、就労移行支援事業は1人、就労継続支援A型事業所は3人、就労継続支援B型事業所は1人とします。なお、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上である事業所が、就労移行支援事業所全体の5割以上の割合とするよう、国の指針の目標値として示されていますが、本市には就労移行支援事業所が令和6年3月現在設置されていないため、目標値を設定しないものとします。

イ 就労定着支援事業所の割合

就労定着支援事業の就労定着率は、就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを、国の指針の目標値として示されていますが、本市においては、就労定着支援事業所が令和6年3月現在設置されていないため、目標値を設定しないものとします。

ウ 就労定着支援事業利用人数

就労定着支援事業の令和8年度末の利用者数を、令和3年度末実績の1人の1.41倍以上である3人を目指します。

■第7期計画 目標値

項目	目標値	内容
ア 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	5人 (令和8年度)	令和3年度末実績(2人) (内訳) 就労移行支援事業(0人) 就労継続支援A型事業(2人) 就労継続支援B型事業(0人) 令和3年度末実績から 就労移行支援事業 1.31倍以上 (令和8年 1人) 就労継続支援A型事業 1.29倍以上 (令和8年 3人) 就労継続支援B型事業 1.28倍以上 (令和8年 1人)
イ 就労定着支援事業所の割合	—	今後、事業所の新規開設があった場合には、国の指針をみたすことができるよう、就労定着支援事業所と連携して取り組みます。
ウ 就労定着支援事業利用人数	3人 (令和8年度)	令和3年度末の利用者数の1.41倍以上

福祉施設から一般就労への移行等【実績】

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
福祉施設から一般就労への移行者数	3人	2人	9人
就労移行支援事業の利用者数	2人	4人	8人
就労定着支援事業の利用人数	1人	1人	1人

児 5 障害のある子どもへの支援の提供体制の整備等（継続）

小矢部市、砺波市、南砺市の3市で整備した福祉型児童発達支援センター「わらび学園」は、砺波圏域の障害のある子ども等の中核的な療育支援施設として、児童発達支援、保育所等訪問、相談支援及び療育等支援事業を行っています。令和6年4月1日に施行される児童福祉法等の一部改正をふまえ、障害種別にかかわらず障害のある子どもを支援できるよう「福祉型」「医療型」とある児童発達支援の類型の一元化を促進します。

現在砺波圏域で1か所ある重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所について、重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるよう、さらに砺波圏域内で1か所以上整備できるよう支援します。

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な子ども（以下「医療的ケア児」という。）が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、砺波地域障害者自立支援協議会障害児部会にて、保健・医療・福祉・教育・保育等の関係機関で協議します。

■第7期計画 目標値（砺波圏域）

項目	目標値	内容
ア 保育所等訪問支援の実施か所数	1か所 (令和8年度)	保育所等訪問支援の実施か所数
イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の設置	1か所以上 (令和8年度)	重症心身障害児を受け入れる事業所数
ウ 児童発達支援センターの設置	1か所 (令和8年度)	児童発達支援の類型一元化
エ 医療的ケア児支援のための協議会の場	有 (令和8年度)	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場
オ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	20人 (令和8年度)	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
カ 障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有 (令和8年度)	児童発達支援事業所等との重層的な支援体制の整備による、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

障害のある子どもへの支援【実績】

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保育所等訪問支援の実施か所数（砺波圏域）	1 か所	1 か所	1 か所
保育所等訪問支援の利用者数	0 人	0 人	0 人
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の設置か所（砺波圏域）	0 か所	0 か所	1 か所

6 相談支援体制の充実・強化等（総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保）（継続）

小矢部市・砺波市・南砺市の3市が、令和2年に共同設置した「砺波圏域障害者基幹相談支援センター」において、指定特定・指定障害児相談支援事業所等を対象に、専門的な指導・助言、人材の育成、個別事例の支援内容の検証、相談機関の連携強化等を行い、砺波圏域の更なる相談支援体制の充実・強化に取り組めます。

■第7期計画 目標値（砺波圏域）

項目	目標値	内容
相談支援体制の充実・強化等の確保	有 (令和8年度)	砺波圏域障害者基幹相談支援センターで実施

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（継続）

近年、利用者ニーズの多様化による障害福祉サービスの多様化、サービス事業所の増加に伴い、利用者が真に必要とするサービスを、事業所が適切に提供できているかの検証が望まれています。また、自立支援審査支払等システム等を活用した障害福祉サービス費の請求の過誤を無くすための取組等が必要とされています。

本市においては、県や砺波圏域障害者基幹相談支援センターなどが実施する各種研修へ市職員が積極的に参加し、障害者総合支援法の具体的な内容の理解を深めています。砺波地域障害者自立支援協議会及び砺波圏域障害者基幹相談支援センターと連携して、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等に対し、意思決定支援に関する研修等を実施し、利用者が真に必要とするサービスを適切に提供できる体制の構築に努めます。障害福祉サービスに係る自立支援給付費の審査内容の分析結果を砺波圏域内で共有・活用するなどにより、障害福祉サービスの質を向上させるように取り組めます。

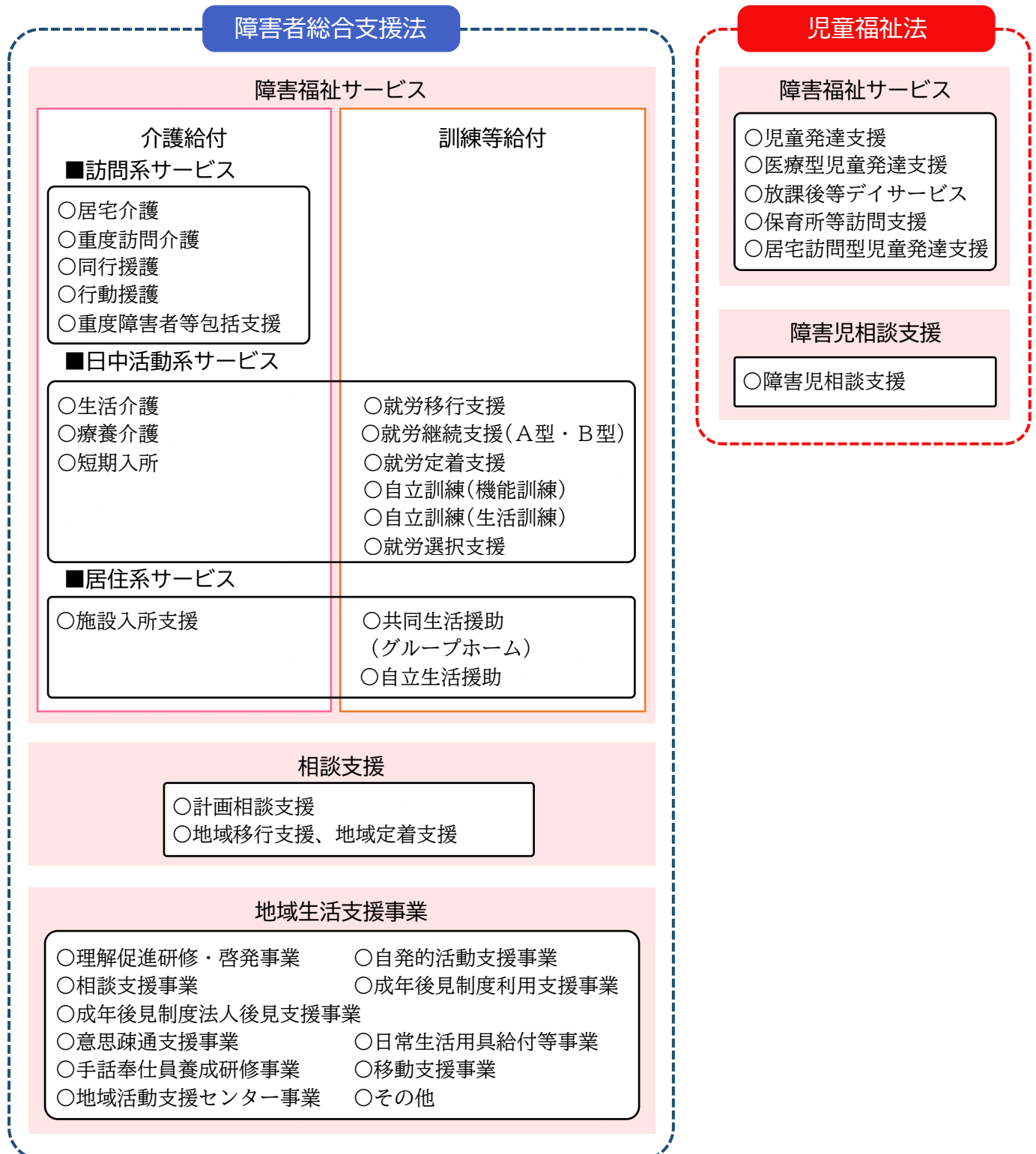
■第7期計画 目標値（砺波圏域）

項目	目標値	内容
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の有無	有 (令和8年度)	市職員の積極的な研修の参加 砺波地域障害者自立支援協議会 及び砺波圏域障害者基幹相談支援センターと連携し取り組む

第3章 障害福祉サービス等の見込量

成果目標を達成するための基盤となる個々のサービスの必要量は、直近4年間の実績と伸び率、アンケート等を踏まえて見込んでいます。本市は、近隣市の事業所等も活用し、見込量の確保に努めます。

■障害福祉サービス等の体系



1 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

障害のある人の地域での暮らしを支援するサービスです。

名 称	内 容
居宅介護	ホームヘルパーが自宅に訪問し、入浴や排せつ、食事等の介護・家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排泄、食事等の介護や外出時の移動支援を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動支援などを行うサービスです。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で、常に介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な介護や外出時の移動支援等を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などを包括的に提供するサービスです。

■第6期計画各年度実績（月平均）

訪問系サービス		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護	利用人数(人)	26	24	25	24	27	21	29	20
	利用時間(時間)	234	196	200	180	216	162	232	164
重度訪問介護	利用人数(人)	0	0	0	0	0	0	1	0
	利用時間(時間)	0	0	0	0	0	0	10	0
同行援護	利用人数(人)	10	6	7	5	9	6	11	6
	利用時間(時間)	120	50	84	49	108	59	132	65
行動援護	利用人数(人)	4	0	3	0	6	0	8	1
	利用時間(時間)	8	0	6	0	12	0	16	2
重度障害者等 包括支援	利用人数(人)		0		0		0		0
	利用時間(時間)		0		0		0		0

■第7期計画各年度見込量（月平均）

訪問系サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用人数(人)	21	22	24
	利用時間(時間)	168	172	176
重度訪問介護	利用人数(人)	0	0	1
	利用時間(時間)	0	0	60
同行援護	利用人数(人)	6	6	6
	利用時間(時間)	66	66	66
行動援護	利用人数(人)	1	1	2
	利用時間(時間)	4	6	10
重度障害者等包括支援	利用人数(人)	0	0	1
	利用時間(時間)	0	0	20

【見込量確保のための方策】

市内又は砺波圏域内に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護のサービスを提供する事業所はありますが、重度障害者等包括支援サービスを提供できる事業所は圏域内に無く、県内でもここ数年間の利用実績はありません。訪問系サービスの利用人数及び時間数については、全体的な傾向として、計画値よりも実績値は横ばいまたは減少となっている状況です。社会参加活動の利便性を高めるためにも、圏域内の事業所を利用している同行援護、行動援護サービスについて、サービス事業所の市内参入を促進します。

地域で暮らす障害のある人が安心して生活をしていけるよう、障害特性を理解したヘルパーの確保に努め、サービスが適切に安定して提供できるよう相談支援事業所及びサービス提供事業所と連携を図っていきます。

（２）日中活動系サービス

施設入所等の居住系サービスの利用者、又は在宅で暮らす障害のある人が、入所施設、通所施設等にて、日中に利用するサービスです。

名 称	内 容
生活介護	常に介護が必要な人に、入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。 障害支援区分が3以上の人（50歳以上は障害支援区分2以上）が利用対象となります。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業などで働きたい人に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。

就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などで働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。
就労選択支援	就労先や働き方について、障害のある人本人の希望や就労能力、適性などに合ったより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、支援するサービスです。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、病院などにおいて機能訓練、療養上の管理、看護、介護などを提供するサービスです。
短期入所（福祉型・医療型） (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、障害のある人（子ども）が夜間も含め施設に短期間入所することにより入浴、排せつ、食事の介護などを受けるサービスです。

■第6期計画各年度実績（月平均）

日中活動系サービス		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活介護	利用人数(人)	85	67	63	65	60	68	58	68
	利用量(日)	1,700	1,244	1,197	1,225	1,140	1,303	1,102	1,327
自立訓練 (機能訓練)	利用人数(人)	0	0	0	0	0	0	1	0
	利用量(日)	0	0	0	0	0	0	15	0
自立訓練 (生活訓練)	利用人数(人)	8	1	3	1	4	1	4	1
	利用量(日)	72	23	36	23	48	24	48	20
就労移行支援	利用人数(人)	5	2	3	3	3	6	3	7
	利用量(日)	90	28	57	57	57	94	57	66
就労継続支援 (A型)	利用人数(人)	37	38	41	42	46	39	51	43
	利用量(日)	777	706	779	818	874	799	969	860
就労継続支援 (B型)	利用人数(人)	67	69	73	69	76	66	79	73
	利用量(日)	1,206	1,254	1,314	1,237	1,368	1,212	1,422	1,460
就労定着支援	利用人数(人)	4	1	5	1	6	1	7	0
療養介護	利用人数(人)	9	9	9	10	9	11	9	11
短期入所	利用人数(人)	14	4	8	6	12	3	15	9
	利用量(日)	112	26	56	51	84	17	105	19

■第7期計画各年度見込量（月平均）

日中活動系サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用人数(人)	69	70	71
	利用量(日)	1,347	1,367	1,387
自立訓練（機能訓練）	利用人数(人)	0	0	0
	利用量(日)	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用人数(人)	1	1	1
	利用量(日)	20	20	20
就労移行支援	利用人数(人)	8	10	10
	利用量(日)	77	107	110
就労継続支援（A型）	利用人数(人)	44	44	45
	利用量(日)	880	880	900
就労継続支援（B型）	利用人数(人)	73	74	75
	利用量(日)	1,460	1,480	1,500
就労定着支援	利用人数(人)	1	2	3
就労選択支援	利用人数(人)	0	0	1
	利用量(日)	0	0	20
療養介護	利用人数(人)	11	11	11
短期入所	利用人数(人)	12	13	15
	利用時間(時間)	36	41	46

【見込量確保のための方策】

就労移行支援、療養介護については、サービスの利用人数及び時間数の実績値が計画値よりも増えています。それ以外の日中活動系サービスの利用人数及び時間数については、コロナ禍の影響もあり、横ばいまたは伸びがみられる状況となっています。今後については、就労移行等のサービス利用により、一般就労等に移行する利用が増えるため、利用人数自体は横ばいで推移する反面、個々人の利用量は伸びると予測します。

市内には、生活介護、就労継続支援B型事業所、短期入所のほか、共生型のデイサービス事業所があります。就労移行支援、就労継続支援A型事業所などは、市外の事業所を利用しているため、サービス事業所の市内参入を促進します。砺波地域障害者自立支援協議会をはじめとした地域の関係機関や事業所と連携を図りながら、働く場所の更なる確保に努めるとともに、本市の立地を活かし、砺波圏域内外の事業所とも広域的な連携を図り、訓練から就職、職場定着までの一貫した支援体制が提供できるよう努めます。

(3) 居住系サービス

入所施設等で、夜間に居住や生活に関する介護等の支援などを受けられるサービスです。

名 称	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日において行われる相談や日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	主として夜間に施設に入所する障害のある人に、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどを利用して、一人暮らしを希望する人に、定期的に電話や居宅を訪問し、地域生活の支援を行うサービスです。

■第6期計画各年度実績（月平均）

居住系サービス		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数(人)	33	32	33	37	36	34	39	37
うち重度障害者	利用人数(人)		0		0		0		0
施設入所支援	利用人数(人)	48	44	41	42	40	47	39	47
自立生活援助	利用人数(人)	1	0	1	0	2	0	3	0

■第7期計画各年度見込量（月平均）

居住系サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数(人)	37	38	38
うち重度障害者	利用人数(人)	0	0	0
施設入所支援	利用人数(人)	46	45	44
自立生活援助	利用人数(人)	0	0	0

【見込量確保のための方策】

今後、共同生活援助（グループホーム）は、施設や病院等から地域生活への移行を目指す人の受け皿として、また障害のある人自身や一緒に暮らす家族の高齢化による親亡き後の地域生活を継続していくための住まいとして、利用者の増加が見込まれるため、市内や砺波圏域内のサービス事業所と連携を図り、見込量の確保に努めます。

見 2 障害児通所支援等の見込量

(1) 障害のある子どもへの支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う障害児通所支援サービスの内容は次のとおりです。

名 称	内 容
児童発達支援	障害のある就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	障害のある就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	障害のある就学中の子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障害のある就学前の子どもが集団生活に適應することができるよう専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害があり、児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子どもに対して、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
障害児相談支援	障害のある子ども一人ひとりにあったサービス（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を効果的に利用するため、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）やサービス事業所等との連絡調整等を行います。

■第6期計画各年度実績（月平均）

障害のある子どもへの支援		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	利用人数(人)	18	10	7	9	6	19	5	28
	利用量(日)	108	85	63	42	54	128	45	138
医療型児童発達支援	利用人数(人)	1	0	0	0	0	0	1	0
	利用量(日)	9	0	0	0	0	0	10	0
放課後等デイサービス	利用人数(人)	17	26	23	35	25	36	28	37
	利用量(日)	153	196	207	363	225	402	252	450
保育所等訪問支援	利用人数(人)	2	0	0	0	0	0	1	1
	利用量(日)	2	0	0	0	0	0	1	1
居宅訪問型児童発達支援	利用人数(人)	0	0	0	0	0	0	1	0
	利用量(日)	0	0	0	0	0	0	1	0
障害児相談支援	利用人数(人)	20	9	8	11	10	12	12	16
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置（圏域）	配置人数(人)	2	2	11	14	12	14	13	17

※医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数については年間

■第7期計画各年度見込量（月平均）

障害のある子どもへの支援		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用人数(人)	29	30	31
	利用量(日)	145	150	155
医療型児童発達支援	利用人数(人)	0	0	1
	利用量(日)	0	0	1
放課後等デイサービス	利用人数(人)	38	39	40
	利用量(日)	456	468	480
保育所等訪問支援	利用人数(人)	1	1	1
	利用量(日)	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	利用人数(人)	0	0	1
	利用量(日)	0	0	1
障害児相談支援	利用人数(人)	18	20	22
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置（圏域）	配置人数(人)	18	19	20

【見込量確保のための方策】

児童発達支援、放課後等デイサービス、児童相談支援については、サービスの利用人数及び利用量ともに年々増加し、計画値を大きく上回る実績となったことを踏まえ、第7期計画においても、近年の少子化と相反して、利用人数の増加を見込んでいます。

重症心身障害児や医療的ケア児など特別な支援が必要な子どもが、身近な地域で適切なサービスが受けられるように、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、保健、医療、福祉等の関係機関と連携を図り、砺波圏域内の体制整備に努めます。

また、令和6年4月1日に施行される児童福祉法等の一部改正をふまえ、障害の種別に関係なく適切な支援を受けられるよう「福祉型」「医療型」とある児童発達支援の類型の一元化を促進します。

(2) 発達に障害のある人や子ども等に対する支援

発達に障害のある人や子ども、その家族に対する支援の内容は次のとおりです。

名 称	内 容
ペアレントトレーニング	保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。
ペアレントプログラム	子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間をみつける」という3つの目標に向けて取り組みます。
ペアレントメンター	メンターとは「信頼のおける仲間」という意味です。発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供を行います。
ピアサポート活動	障害のある人が、自分の体験を活かして他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として地域で交流したりする活動のことです。

■第6期計画各年度実績（年間）

発達に障害のある人や子ども等に対する支援		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	受講者数(人)	0	4	0	0	1	0
ペアレントメンターの人数	人数(人)	0	0	0	0	1	0
ピアサポート活動への参加人数	人数(人)	0	0	0	0	1	0

■第7期計画各年度見込量（年間）

発達に障害のある人や子ども等に対する支援（砺波圏域）		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	受講者数(人)	15	15	15
ペアレントメンターの人数	人数(人)	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	人数(人)	1	1	1

【見込量確保のための方策】

砺波圏域で、ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムなどの支援プログラムを実施し、保護者が身近なところで支援を受けることができる体制づくりを行います。また、発達障害のある子ども等の保護者の悩みや孤立感を軽減し、共感的なサポートを行うためペアレントメンターの育成を目指します。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無や程度にかかわらず、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めるため、保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

■第6期計画各年度実績（年間）

精神障害のある人の地域移行		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
精神障害者の地域移行支援利用者数	人数(人)	1	0	1	0	2	0
精神障害者の地域定着支援利用者数	人数(人)	1	0	1	0	1	0
精神障害者の共同生活援助利用者数	人数(人)	18	14	20	13	22	12
精神障害者の自立生活援助利用者数	人数(人)	1	0	1	0	1	0
精神障害者の自立訓練(生活訓練)利用者数	人数(人)	3	1	4	2	4	1

砺波地域障害者自立支援協議会運営会における協議の推進（砺波圏域）		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回数(回)	1	2	1	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人数(人)	17	32	17	15	17	18
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回数(回)	1	1	1	1	1	1

■第7期計画各年度見込量（年間）

精神障害のある人の地域移行		令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援利用者数	人数(人)	1	1	1
精神障害者の地域定着支援利用者数	人数(人)	1	1	1
精神障害者の共同生活援助利用者数	人数(人)	14	15	15
精神障害者の自立生活援助利用者数	人数(人)	0	0	0
精神障害者の自立訓練(生活訓練)利用者数	人数(人)	1	1	1

砺波地域障害者自立支援協議会運営会における協議の推進（砺波圏域）		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回数(回)	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人数(人)	18	18	18
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回数(回)	1	1	1

【見込量確保のための方策】

砺波地域障害者自立支援協議会に設置した、保健、医療及び福祉関係者による協議の場にて、福祉を起点とした基盤整備の検討を行い、厚生センターをはじめとする関係機関と連携を図るとともに、地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助等の障害福祉サービスの利用を促進し、精神障害者の地域での生活を支援します。

4 計画相談支援等の見込量

(1) 計画相談支援等の見込量

障害福祉サービス等を利用する全ての障害のある人等に対し、本人やその家族の希望や状況、社会資源などを勘案したサービス等利用計画案を作成し、サービス提供事業所などと連絡調整等を行います。

名 称	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用を希望するすべての障害のある人に対し、サービス利用に係る支援や調整を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。サービス利用開始後、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や児童福祉施設に入所、又は精神科病院に入院している 18 歳以上の障害のある人に対し、地域移行支援計画の作成や住居の確保、その他地域移行のための活動に関する相談、同行支援、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	施設や病院からの退所・退院又は家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などに対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。

■第6期計画各年度実績（月平均）

計画相談支援等		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援	利用人数(人)	59	71	74	81	89	69	107	76
地域移行支援	利用人数(人)	2	0	1	0	2	0	3	0
地域定着支援	利用人数(人)	1	0	1	0	1	0	1	0

■第7期計画各年度見込量（月平均）

計画相談支援等		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用人数(人)	78	80	82
地域移行支援	利用人数(人)	1	1	1
地域定着支援	利用人数(人)	1	1	1

(2) 相談支援体制の充実・強化のための取組

砺波圏域障害者基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談支援や専門的な相談支援など、地域の相談支援体制の強化等を行う。

さらに、障害者総合支援法の改正（令和6年4月施行）により、地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援、自立支援協議会の運営への関与を通じた地域づくりなどが機能とし

て加わるなど、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として機能の強化を行います。

また、砺波地域障害者自立支援協議会における個別事例の検討等を通じて抽出された地域課題等を踏まえた支援体制整備の着実な推進が求められています。

■第6期計画各年度実績（年間）

相談支援体制の充実・強化（砺波圏域）			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込
総合的・専門的な相談支援（体制の有無）		有無	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件数(件)	320	351	320	291	320	350
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件数(件)	10	11	10	8	10	11
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回数(回)	5	4	5	7	5	5

■第7期計画各年度見込量（年間）

相談支援体制の充実・強化（砺波圏域）			令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援（体制の有無）		有無	有	有	有
基幹相談センターにおける主任相談支援専門員の配置数		人数(人)	1	1	1
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件数(件)	350	350	350
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件数(件)	11	11	11
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回数(回)	5	5	5
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	回数(回)	3	3	3

砺波地域自立支援協議会を通じた地域づくりの取組（砺波圏域）		令和6年度	令和7年度	令和8年度
砺波地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討実施回数	6	6	6
	参加事業所・機関数	60	60	60
	専門部会の設置数	3	3	3
	専門部会の実施回数	24	24	24

【見込量確保のための方策】

砺波圏域障害者基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援事業者に対する総合的・専門的な相談支援の実施、人材育成、地域の相談機関との連携強化に取り組み、地域の相談支援体制の強化に努めます。

5 地域生活支援事業の見込量

(1) 地域生活支援事業（必須事業）

障害のある人等が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施するサービスです。本市の必須事業は次のとおりです。

名 称	内 容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を無くすため、障害などに対する理解を深めるための研修・啓発活動を行います。
自発的活動支援事業	障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障害のある人や介護する人などの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者や精神障害者のうち、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業）	聴覚、言語機能、視覚などの障害のため、意思疎通が困難な人のために、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害者などに対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者の交流活動の推進を図り、意思疎通のための情報支援者として、聴覚障害のある人の福祉に理解と熱意を有する人を養成します。
移動支援事業	障害により屋外での移動が困難な人に対して、外出のための支援を行うことにより、自立した日常生活及び社会参加への支援を行います。
地域活動支援センター事業	障害のある人が創作的活動などの機会を持つことで、社会との交流を促進し、自立した生活の支援などを行います。

■第6期計画各年度実績（年間）

地域生活支援事業（必須）		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	実施か所数(か所)	5	3	3	3	3	3	3	3
成年後見制度利用支援事業	利用人数(人)	2	0	2	0	2	0	2	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施か所数(か所)	1	1	1	1	1	1	1	1
意思疎通支援事業 （手話通訳者等派遣）	のべ利用回数(回)	35	48	74	54	74	71	74	65
日常生活用具給付等事業	給付件数(件)	1,169	648	677	654	680	598	683	705
介護・訓練用支援用具	給付件数(件)	2	0	1	1	2	0	3	0
自立生活支援用具	給付件数(件)	4	6	6	3	6	0	6	1
在宅療養等支援用具	給付件数(件)	1	4	3	4	3	2	3	1
情報・意思疎通支援用具	給付件数(件)	7	6	6	2	7	4	6	2
排泄管理支援用具	給付件数(件)	1,153	630	657	642	657	592	657	680
住宅改修費	給付件数(件)	2	2	4	2	5	1	6	1
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員数(人)	10	8	0	0	6	5	0	7
移動支援事業	利用人数(人)	15	2	6	2	9	2	11	3
	利用時間(時間)	1,005	17	234	36	351	30	429	32
地域活動支援センター (自市分)	実施か所数(か所)	1	1	1	1	1	1	1	1
	利用人数(人)	110	123	111	123	112	87	113	113
地域活動支援センター (他市分)	実施か所数(か所)	2	3	2	3	2	3	2	3
	利用人数(人)	37	26	39	24	41	26	43	43

※地域活動センター事業利用人数については月平均

■第7期計画各年度見込量（年間）

地域生活支援事業（必須）		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援	実施の有無	有	有	有
相談支援事業	実施か所数(か所)	3	3	3
成年後見制度利用支援事業	利用人数(人)	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施か所数(か所)	1	1	1
意思疎通支援事業 （手話通訳者等派遣）	のべ利用回数(回)	66	67	68
日常生活用具給付等事業	給付件数(件)	677	679	682
介護・訓練用支援用具	給付件数(件)	0	0	1
自立生活支援用具	給付件数(件)	2	2	2
在宅療養等支援用具	給付件数(件)	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	給付件数(件)	4	4	4
排泄管理支援用具	給付件数(件)	666	668	670
住宅改修費	給付件数(件)	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員数(人)	0	6	0
移動支援事業	利用人数(人)	2	3	4
	利用時間(時間)	32	48	64
地域活動支援センター (自市分)	実施か所数(か所)	1	1	1
	利用人数(人)	90	92	94
地域活動支援センター (他市分)	実施か所数(か所)	3	3	3
	利用人数(人)	27	28	29

※地域活動センター事業利用人数については月平均

【見込量確保のための方策】

実績は、全体的に減少していますが、意思疎通支援事業（手話通訳者等派遣）については、年度による増減はあるものの増加傾向にあります。見込量は、直近4年間の実績と伸び率、アンケート等を踏まえて算出しています。アンケートで利用希望の多かった移動支援事業は、市内の既存事業所が事業を廃止したため、新たなサービス事業所の市内参入を促進します。

(2) 地域生活支援事業（任意事業）

障害のある人等が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施するサービスです。地域の実情に応じて実施することができる任意事業は次のとおりです。

名 称	内 容
日常生活支援事業 （日中一時支援、訪問入浴サービス、巡回支援専門員整備、相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保）	保護者や家族介護者の就労支援及び一時的な休息のため、障害のある人の日中における活動の場を提供する日中一時支援事業、家庭での入浴が困難な重度身体障害者に対する訪問入浴サービスなどを行います。また、発達障害などに関する知識を有する専門員が、保育所などの子どもやその親が集まる施設等を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行う巡回支援専門員の整備を行います。
自動車運転免許取得、改造助成	身体障害者に対して自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用を助成することにより、就労等の社会参加への促進を図ります。
社会参加支援事業	スポーツ、芸術文化活動等を行うことにより、障害のある人の社会参加を促進します。

■第6期計画各年度実績（年間）

地域生活支援事業（任意）		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込
日中一時支援	利用人数(人)	20	7	8	10	10	7	12	8
	のべ利用回数(回)	680	163	384	221	480	146	576	190
訪問入浴サービス	利用人数(人)	2	1	2	1	3	1	3	1
	のべ利用回数(回)	112	46	84	52	126	43	126	50
巡回支援専門員整備	相談件数(件)	42	161	67	169	68	122	69	133
	指導件数(件)	378	330	391	302	395	308	399	325
相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保	実施か所数(か所)	1	1	1	1	1	1	1	1
自動車運転免許取得・改造助成事業	助成件数(件)	2	0	1	1	1	0	1	1
社会参加支援事業	参加人数(人)	372	272	485	262	534	323	574	430

■第7期計画各年度見込量（年間）

地域生活支援事業（任意）		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	利用人数(人)	8	8	9
	のべ利用回数(回)	150	150	170
訪問入浴サービス	利用人数(人)	1	1	2
	のべ利用回数(回)	50	50	100
巡回支援専門員整備	相談件数(件)	135	140	145
	指導件数(件)	335	345	355
相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保	実施か所数(か所)	1	1	1
自動車運転免許取得・改造助成事業	助成件数(件)	1	1	1
社会参加支援事業	参加人数(人)	440	450	460

【見込量確保のための方策】

巡回支援専門員整備事業の相談件数とは、「ことばの教室」を利用している子どもに対し、言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士が、子どもの様子の確認や保護者の相談に応じた件数です。指導件数は、「ことばの教室」の支援員が利用している子どもへの訓練・指導や、保護者への助言を行った件数です。巡回支援専門員整備事業が、計画値を大きく上回る利用実績であることを踏まえ、第7期計画においても相談・指導件数の伸びを見込んでいます。

アンケートで利用希望が多かった日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業については、希望が利用に繋がるよう、サービス事業所の確保、利用者への事業の周知を図っていきます。

6 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

県、砺波地域障害者自立支援協議会、砺波圏域障害者基幹相談支援センター等が実施する意思決定支援を含む障害福祉サービス等に関する研修に市職員が参加し、スキルアップを図ります。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を活用し分析した内容を、サービス提供事業所や関係自治体と共有し、請求事務の適正化と効率化を図ります。

■第6期計画各年度実績（年間）

障害福祉サービスの質の向上		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人数(人)	1	1	1	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施回数(回)	1	0	1	1	1	1

■第7期計画各年度見込量（年間）

障害福祉サービスの質の向上		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人数(人)	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施回数(回)	1	1	1

【見込量確保のための方策】

障害福祉サービスの質を向上させるため、市職員の研修への積極的な参加、サービス事業所等との障害者自立支援審査支払等システム審査結果の共有を通して、砺波圏域の障害福祉サービスの質を向上できるよう、関係機関と協力していきます。

第4章 計画の推進について

1 計画の推進体制

この計画は、障害者基本法に基づく「小矢部市障害者福祉計画」と併せて、本市の障害福祉施策の基本計画であり、計画に含まれる分野は、福祉だけでなく、保健、医療、雇用、教育等の様々な分野にわたっており、それぞれの関係機関や関係団体との連携が必要となります。

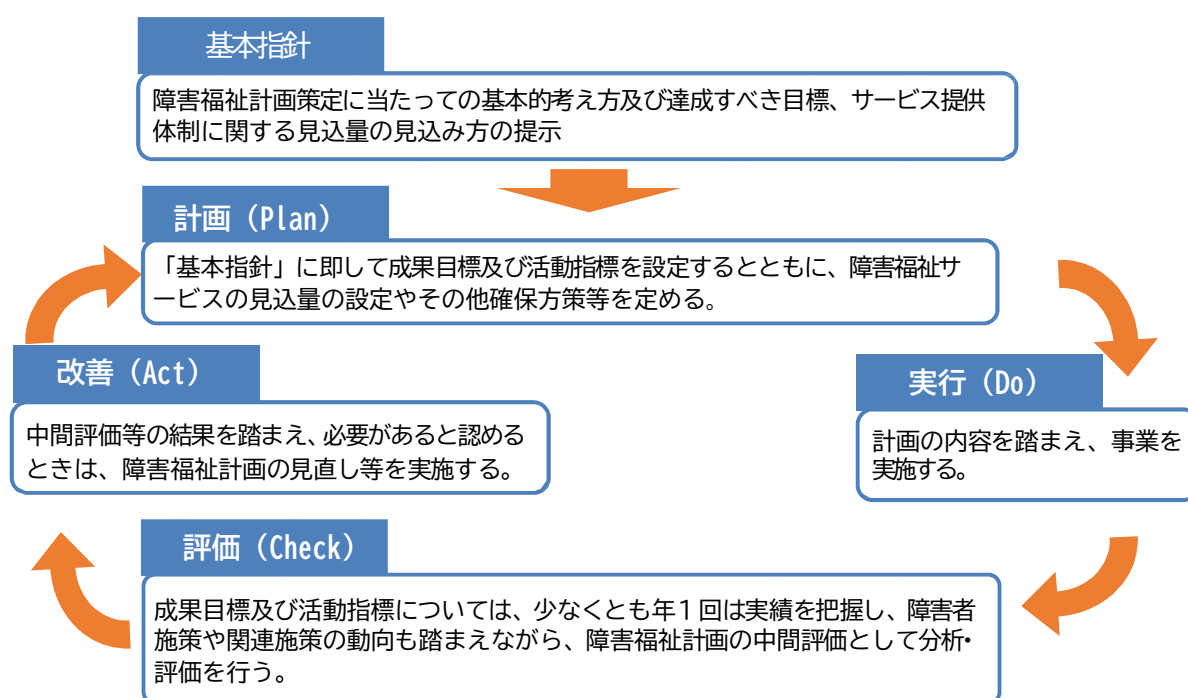
そのことから、小矢部市・砺波市・南砺市の3市と支援事業所等で設置している「砺波地域障害者自立支援協議会」において、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、雇用、教育等の関係機関の連携のもと、計画の具体化に向けて協議を行い、協働して計画の推進に努めます。

2 達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法第 88 条の2においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、状況に応じて計画を修正したり、必要な措置を講じたりすることが求められることとなります。

そのため、PDCAサイクルを導入し、成果目標・活動目標について、実績を把握するとともに、分析・評価を行い、次年度以降への取組等に生かしていきます。また制度改革や国の障害者施策の動向等を踏まえ、状況の変化により計画内容の見直し等を行い、弾力的な運用に努めます。

(障害福祉計画におけるPDCAサイクル)



■資料

○小矢部市福祉計画策定委員会規則

平成29年7月24日規則第24号

小矢部市福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小矢部市附属機関条例（平成28年小矢部市条例第6号。）第3条の規定に基づき、小矢部市福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 策定委員会の委員は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成し、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉団体の関係者
- (3) 社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉事業に従事する者
- (4) 社会福祉、障害福祉又は高齢保健福祉に関する活動を行う団体の代表者
- (5) 障害者の家族又は家族会会員
- (6) 公募による者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会において、非公開の決定がされた内容等については、非公開とすることができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(専門部会の設置等)

第6条 策定委員会は、所掌事務を遂行するため、次の各号に掲げる専門部会を設置し、当該各号に掲げる計画を策定する。

- (1) 小矢部市地域福祉計画策定委員会 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画
- (2) 小矢部市障害者福祉計画策定委員会 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画
- (3) 小矢部市障害福祉計画策定委員会 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画
- (4) 小矢部市高齢者保健福祉計画策定委員会 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画

2 策定委員会は、専門部会の議決をもって策定委員会の議決とすることができる。

3 前2条の規定は、専門部会について準用する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、民生部健康福祉課及び社会福祉課において行う。ただし、次の各号に掲げる庶務は、当該各号に掲げる課において行う。

- (1) 第6条第1項第1号から第3号までに掲げる専門部会の庶務 社会福祉課
- (2) 第6条第1項第4号に掲げる専門部会の庶務 健康福祉課

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○小矢部市障害者福祉計画策定委員会委員名簿

任期：R5.7.4～R7.7.3

役 職	区 分	氏 名	所属団体
委員長	学識経験者	鷹西 恒	富山福祉短期大学 教授
副委員長	社会福祉、障害福祉又は高齢 保健福祉団体の関係者	榑 悟常	小矢部市民生委員児童委員協議会 会長
委員	学識経験者	松岡 理	小矢部市医師会 理事
委員	社会福祉、障害福祉又は高齢 保健福祉団体の関係者	沼田 信良	小矢部市社会福祉協議会 会長
委員	社会福祉、障害福祉又は高齢 保健福祉団体の関係者	館 晴行	小矢部市身体障害者協会 会長
委員	障害者の家族又は家族会会員	辻 信明	小矢部市手をつなぐ育成会 会長
委員	障害者の家族又は家族会会員	田中 良久	メルヘン家族会 会長
委員	社会福祉、障害福祉又は高齢 保健福祉事業に従事する者	横山 いづみ	社会福祉法人わらび学園 児童発達支 援管理責任者
委員	社会福祉、障害福祉又は高齢 保健福祉事業に従事する者	林 和宏	NP0 法人わくわく小矢部 副理事長
委員	社会福祉、障害福祉又は高齢 保健福祉事業に従事する者	寺西 映子	地域活動支援センターひまわり 相談 支援専門員
委員	社会福祉、障害福祉又は高齢 保健福祉事業に従事する者	吉田 孝則	砺波圏域障害者基幹相談支援センター センター長
委員	社会福祉、障害福祉又は高齢 保健福祉事業に従事する者	安谷 亜佐美	となみ総合支援学校 校長
委員	関係行政機関の職員	亀山 敦子	砺波厚生センター小矢部支所 主幹
委員	関係行政機関の職員	山本 好生	砺波公共職業安定所小矢部出張所 所長
委員	公募委員	加藤 邦子	
委員	公募委員	林 正三	

○計画の策定経過

本計画の策定経過は次のとおりです。

開催日等	項 目	協議事項等
令和5年7月4日	小矢部市障害者福祉計画 策定委員会（第1回）	(1) 第4次小矢部市障害者福祉計画、第 7期小矢部市障害福祉計画・第3期小 矢部市障害児福祉計画の策定の概要 について (2) アンケート調査の実施について (3) 今後のスケジュールについて
令和5年8月1日～ 8月22日	アンケート調査の実施	調査対象：700人 （市内在住の障害者手帳所持者又は障 害福祉サービスの利用者 ただし、65歳 以上は障害福祉サービス利用者のみ。）
令和5年10月31日	小矢部市障害者福祉計画 策定委員会（第2回）	(1) 第4次小矢部市障害者福祉計画 計画（施策）の体系について (2) 第4次小矢部市障害者福祉計画（素 案）について（アンケート結果と前回 計画の評価） (3) 今後のスケジュールについて
令和5年12月26日	小矢部市障害者福祉計画 策定委員会（第3回）	(1) 第4次小矢部市障害者福祉計画 （案）について (2) 第7期小矢部市障害福祉計画・第3 期小矢部市障害児福祉計画（素案）に ついて (3) その他
令和6年2月1日～ 3月1日	パブリックコメントの実施	
令和6年3月29日	計画の策定	

○用語の説明

用 語	説 明
あ行	
アクセシビリティ	近づきやすさ、利用しやすさ、便利であることなどを意味し、障害などの有無やその度合い、年齢等にかかわらず情報やサービスが利用できることをいいます。
か行	
強度行動障害	自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいいます。
高次脳機能障害	一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害などにより脳に損傷を受け、その後遺症などとして生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害、失語などの認知障害などを指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」などの症状があります。
コーディネーター	ものごとを統合したり、調整したり、とりまとめたりする役割を担う人、または職業のことです。
は行	
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で、もともと住宅建築用語で登場しましたが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。

○障害のある方への福祉に関するアンケート調査

第1 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、令和6年度を初年度とする第4次障害者福祉計画並びに第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定に向けて市民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的に実施しました。

2 調査内容及び調査方法

アンケート調査の対象者と調査方法は次のとおりです。

調査期間	令和5年8月
対象者	障害者手帳をお持ちの方と障害福祉サービスを利用されている方
調査方法	郵送による配布・回収

配布数	有効回答数	有効回答率
700 票	359 票	51.3%

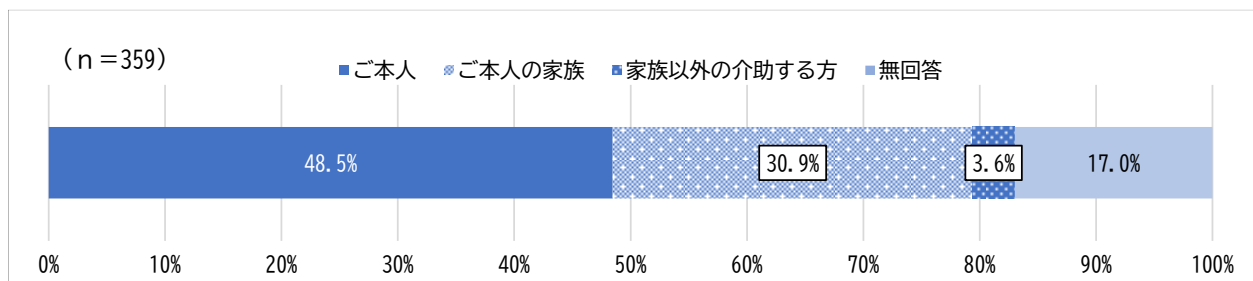
3 留意事項

- ① 設問のなかには前問に答えた人のみが回答する「限定設問」があり、その設問においては表中の回答者数が全体より少なくなっています。
- ② 設問には1つのみ答える単数回答（SA：シングルアンサー）と、複数回答（MA：マルチアンサー）があります。MAの集計においては、回答者がその選択肢を選択した割合を算出しています。
- ③ 割合は選択肢ごとに小数第二位で四捨五入しているため、表によってはその割合の合計が100%にならないものがあります。
- ④ 設問文や選択肢について、内容を損なわない範囲で要約して表記したものがあります。

第2 集計結果

問1 お答えいただくのは、どなたですか。(SA)

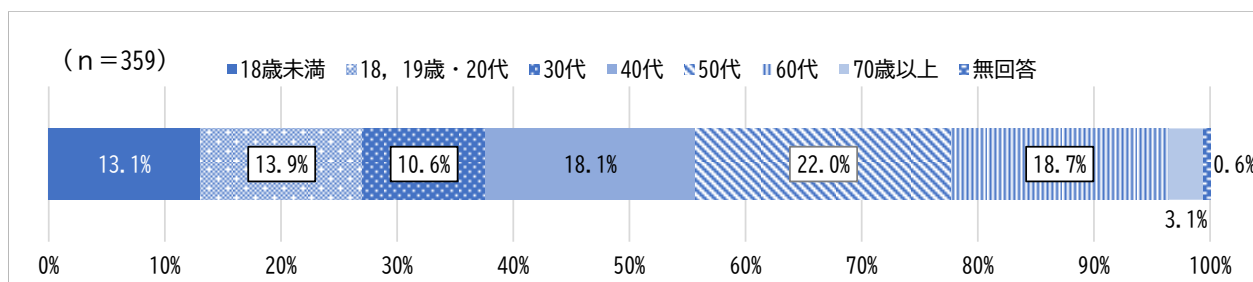
調査票の回答者については、「ご本人」が48.5%、「ご本人の家族」が30.9%。「家族以外の介助する方」が3.6%となっています。



1 性別・年齢・家族などについて

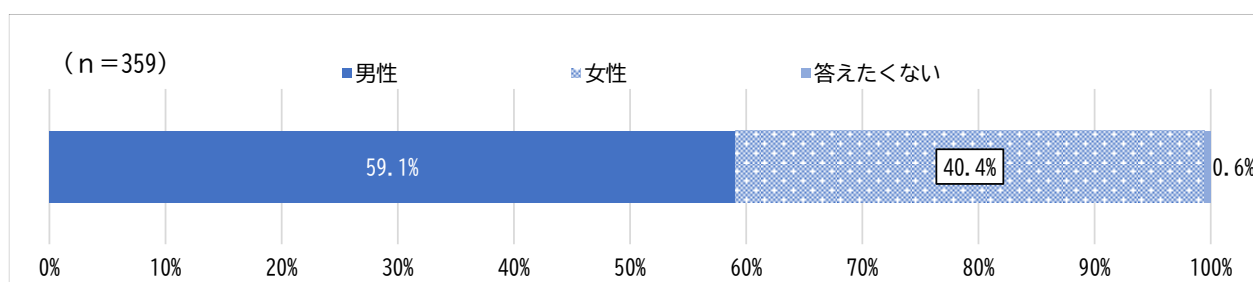
問2 あなたの年齢をお答えください。(記述式)

「50代」が22.0%で最も高く、次いで、「60代」が18.7%、「40代」が18.1%となっています。



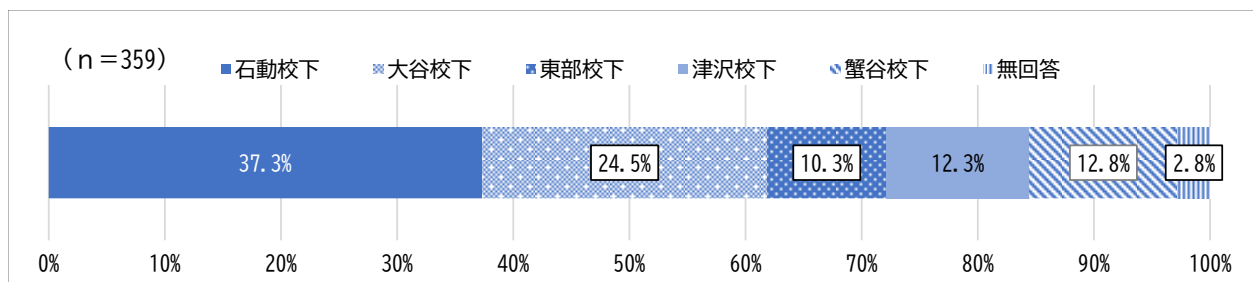
問3 あなたの性別をお答えください。(SA)

「男性」が59.1%、「女性」が40.4%、「答えたくない」が0.6%となっています。



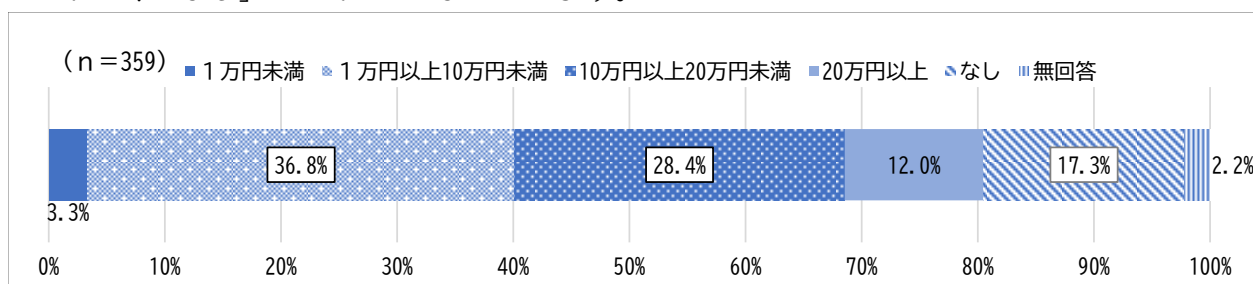
問 4 あなたがお住まいの地区はどこですか。(SA)

「石動校下」が37.3%で最も高く、次いで、「大谷校下」が24.5%、「蟹谷校下」が12.8%となっています。



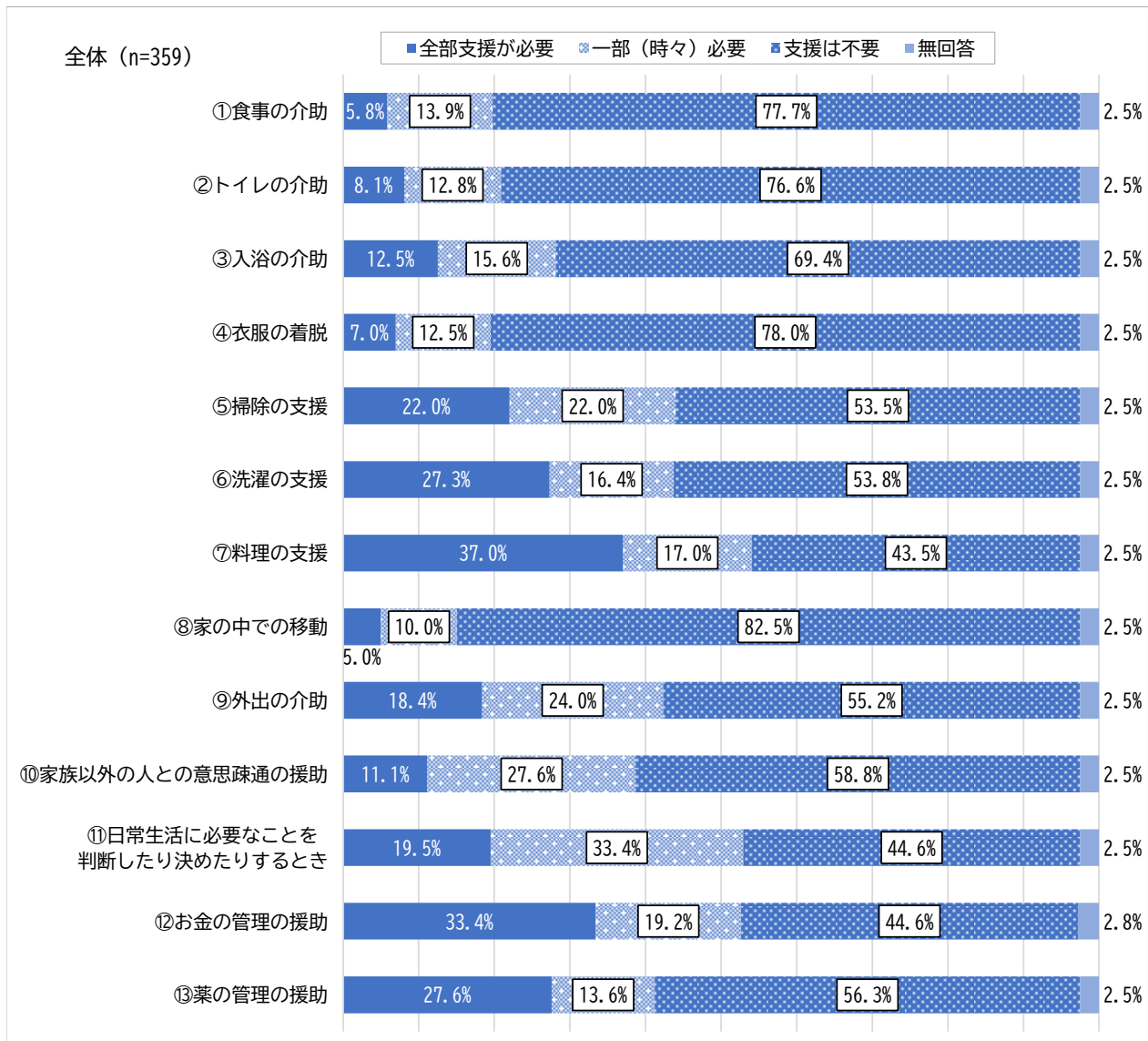
問 5 あなたの月収はどのくらいですか。(SA)

「1万円以上10万円未満」36.8%で最も高く、次いで、「10万円以上20万円未満」が28.4%、「なし」が17.3%となっています。



問6 あなたは日常生活で、次のような支援が必要ですか。①から⑬のそれぞれにお答えください。(SA)

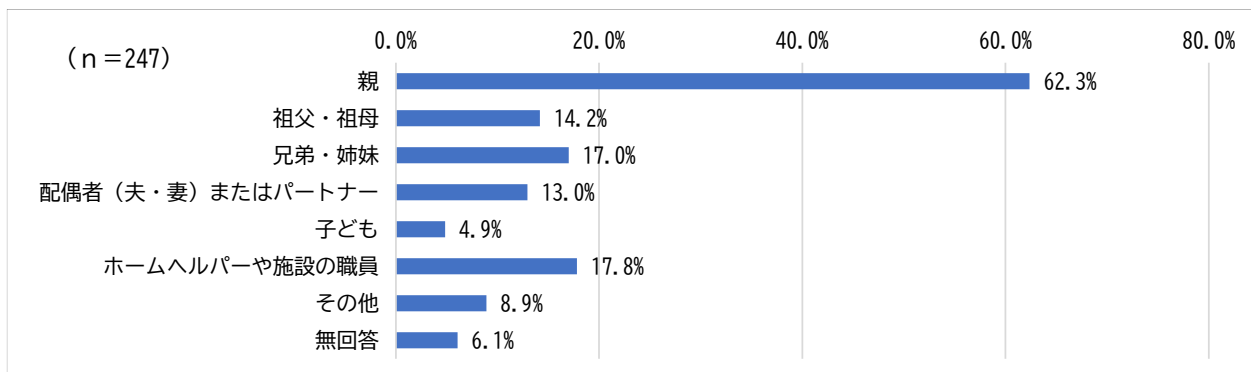
各項目とも「支援は不要」の割合が高くなっています。「全部支援が必要」については、「料理の支援」が最も高く、次いで、「お金の管理の援助」、「薬の管理の援助」となっています。



問6-1 あなたを支援してくれる方は、主に誰ですか。(MA)

【対象者】問6で「一部(時々)必要」または「全部支援が必要」と答えた方

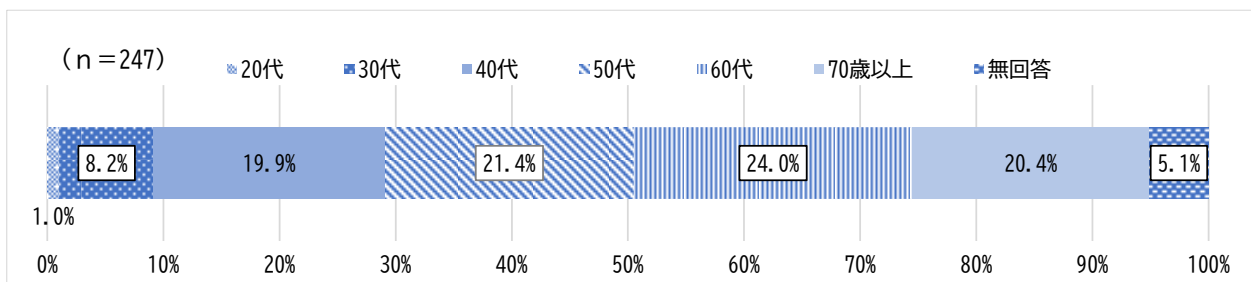
「親」が62.3%で最も高く、次いで、「ホームヘルパーや施設の職員」が17.8%、「兄弟・姉妹」が17.0%となっています。



問6-2 あなたを支援してくれる主な方(介助者)の年齢をお答えください。(記述式)

【対象者】問6で「ホームヘルパーや施設の職員」または「その他」と答えた以外の方

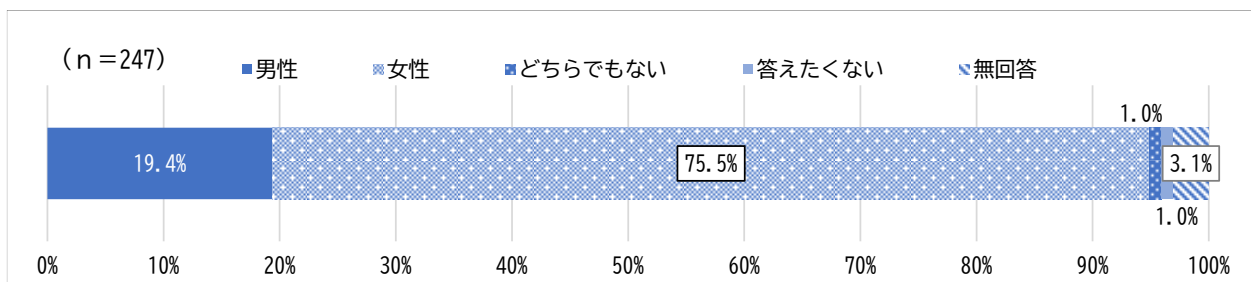
「60代」が24.0%で最も高く、次いで、「50代」が21.4%、「70歳以上」が20.4%となっています。なお、「10代」の回答はなく、「20代」は1.0%となっています。



問6-2 あなたを支援してくれる主な方(介助者)の性別をお答えください。(SA)

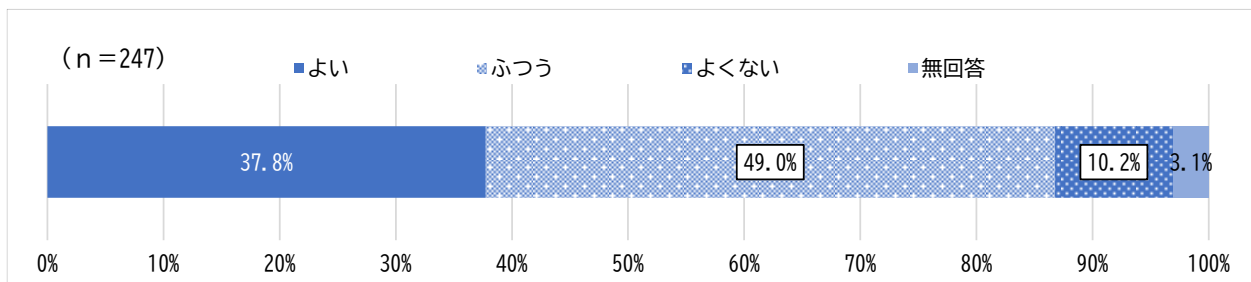
【対象者】問6で「ホームヘルパーや施設の職員」または「その他」と答えた以外の方

「男性」が19.4%であるのに対し、「女性」は75.5%となっており、女性の介助者の割合が高くなっています。



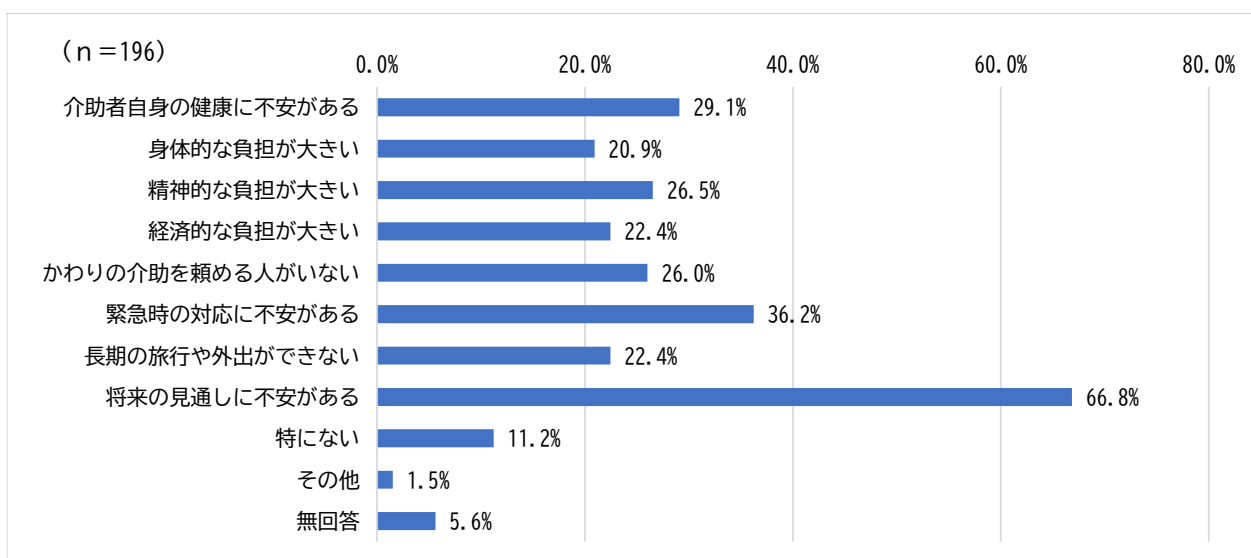
問6-2 あなたを支援してくれる主な方(介助者)の健康状態をお答えください。(SA)
【対象者】問6で「ホームヘルパーや施設の職員」または「その他」と答えた以外の方

「よい」と「ふつう」を合わせた健康状態に問題のない人の割合は 86.8%となります、一方、「よくない」は 10.2%となっています。



問6-3 主な介助者の方はどのようなことで困っていますか。(MA)
【対象者】問6で「ホームヘルパーや施設の職員」または「その他」と答えた以外の方

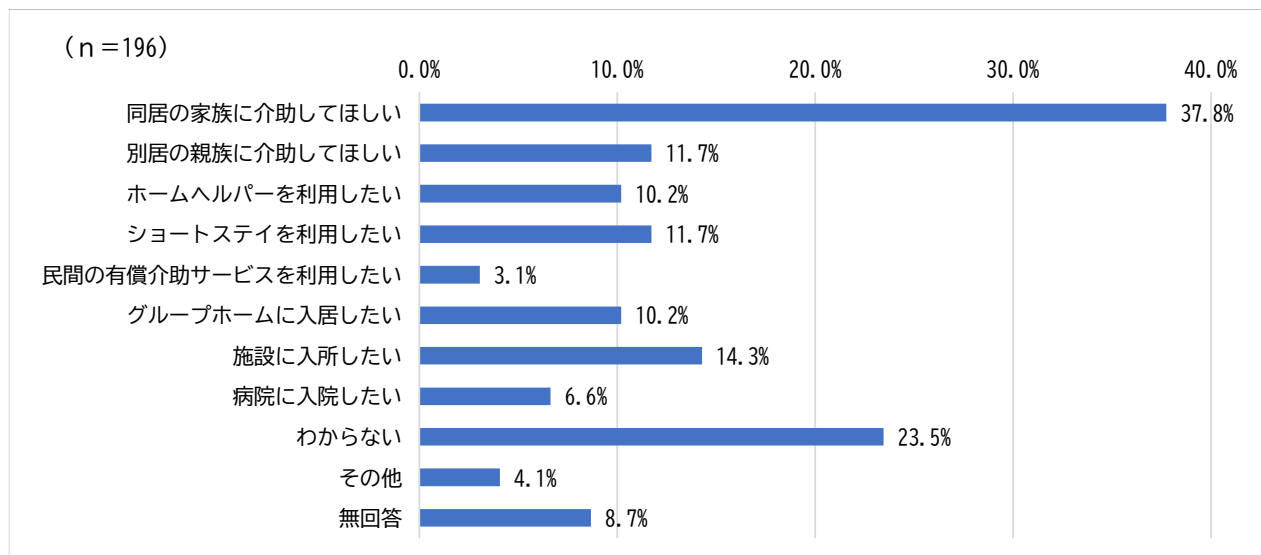
「将来の見通しに不安がある」が 66.8%で最も高く、次いで、「緊急時の対応に不安がある」が 36.2%、「介助者自身の健康に不安がある」が 29.1%となっています。



問6-4 主な介助者の方が何らかの理由であなたを支援できない場合、あなたはどのようにしたいと思いますか。(MA)

【対象者】問6で「ホームヘルパーや施設の職員」または「その他」と答えた以外の方

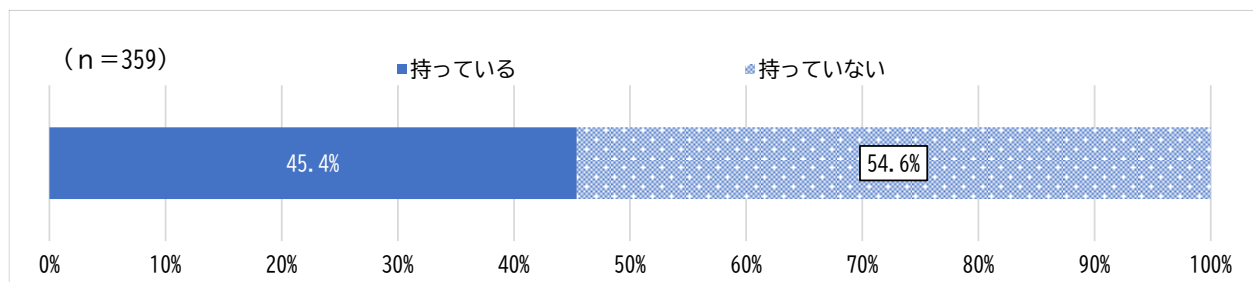
「同居の家族に介助してほしい」が37.8%で最も高くなっていますが、次いで、「わからない」が23.5%となっており、相談窓口の周知や緊急時の受け入れ体制の拡充が求められます。



2 障害の状況について

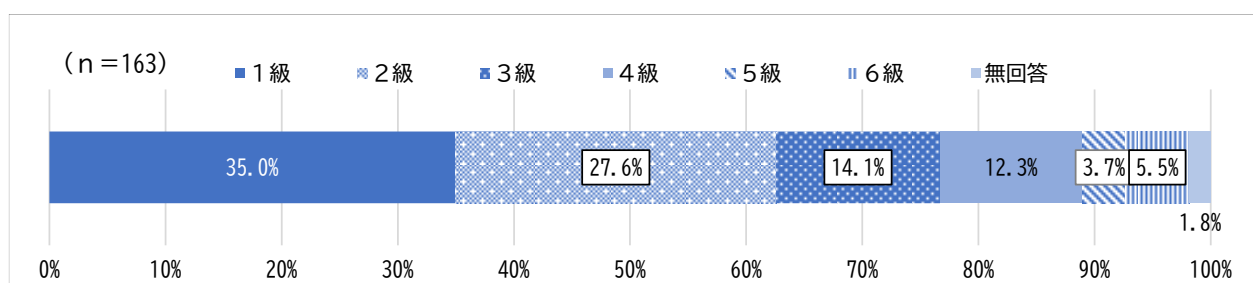
問7 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。(SA)

「持っている」が45.4%、「持っていない」が54.6%となっています。



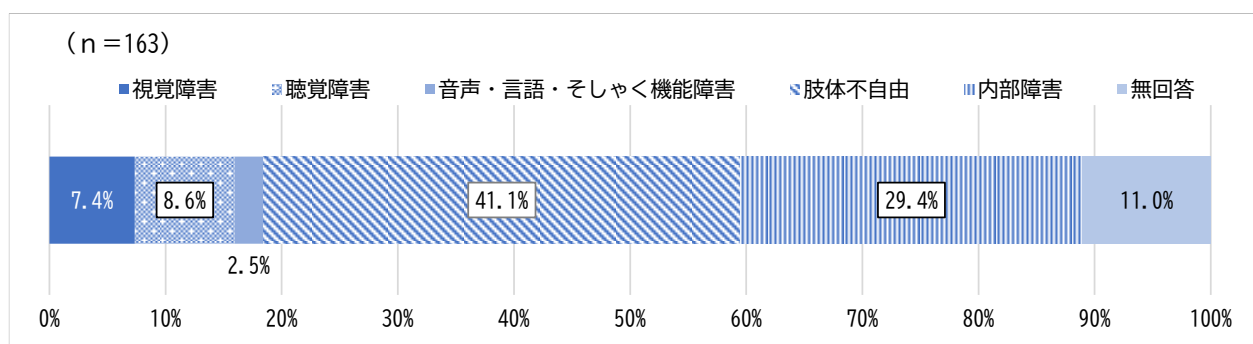
問7 お持ちの場合は、身体障害者手帳の等級をお答えください。(SA)

「1級」が35.0%で最も高く、次いで、「2級」が27.6%、「3級」が14.1%となっています。



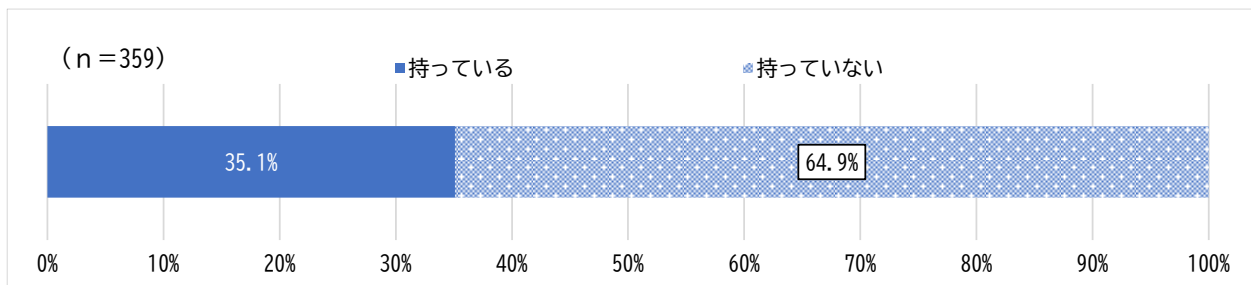
問7 身体障害者手帳をお持ちの場合は、主たる障害をお答えください。(SA)

「肢体不自由」が41.1%で最も高く、次いで、「内部障害」が29.4%となっています。なお、「盲ろう（視覚障害と聴覚障害の重複）」の回答はありませんでした。



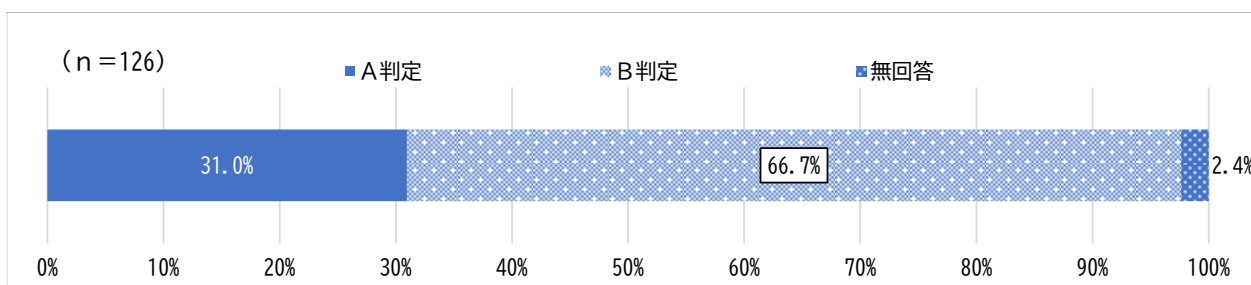
問8 あなたは療育手帳をお持ちですか。(SA)

「持っている」が35.1%、「持っていない」が64.9%となっています。



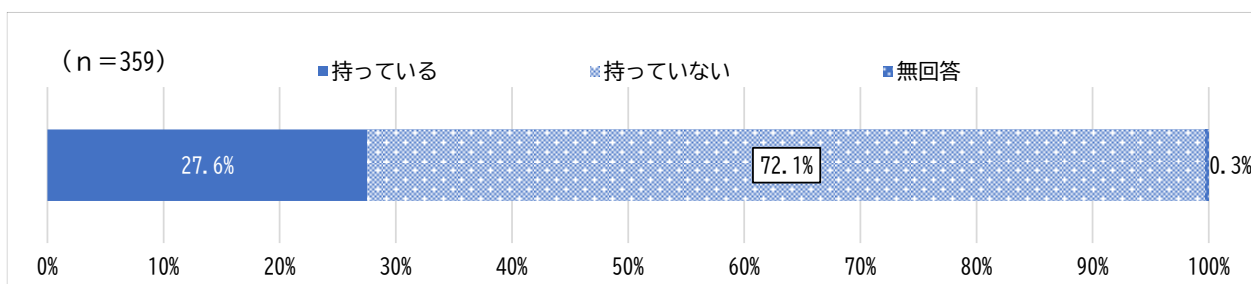
問8 お持ちの場合は、療育手帳の等級をお答えください。(SA)

「A判定」が31.0%、「B判定」が66.7%となっています。



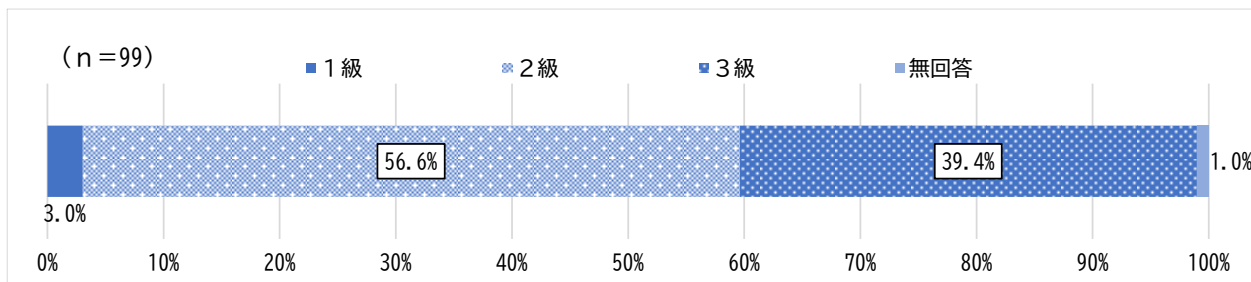
問9 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(SA)

「持っている」が27.6%、「持っていない」が72.1%となっています。



問9 お持ちの場合は、精神障害者保健福祉手帳の等級をお答えください。(SA)

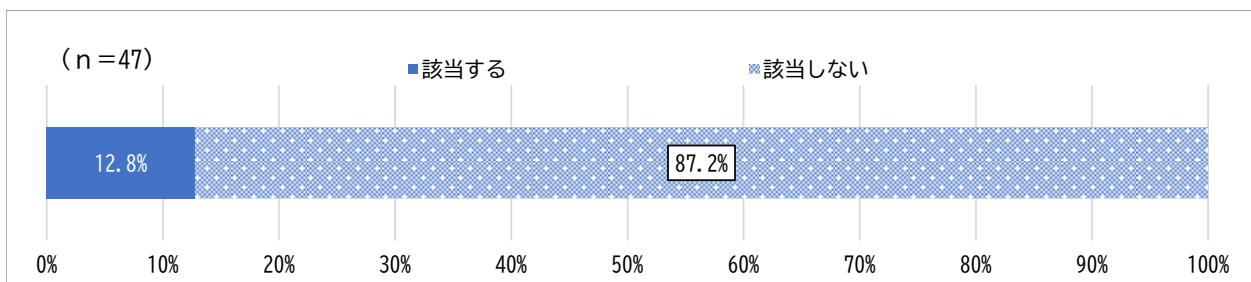
「2級」が56.6%で最も高く、次いで「3級」が39.4%となっています。



問10 あなたは重症心身障害に該当しますか。(SA)

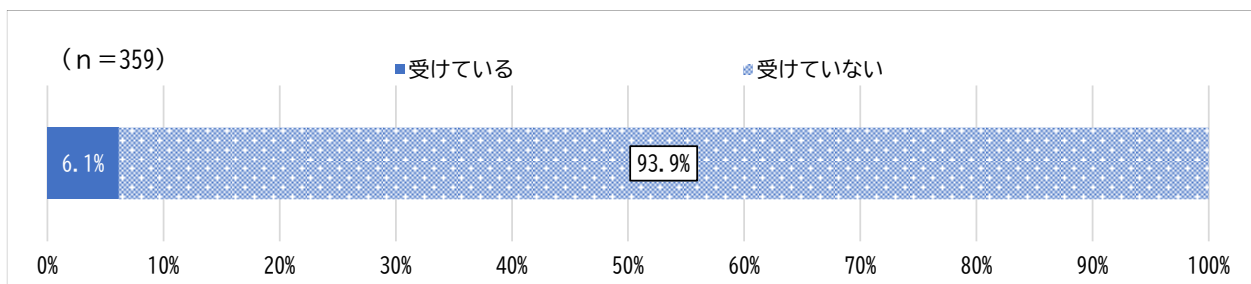
【対象者】18歳未満の方

「該当する」が12.8%、「該当しない」が87.2%となっています。



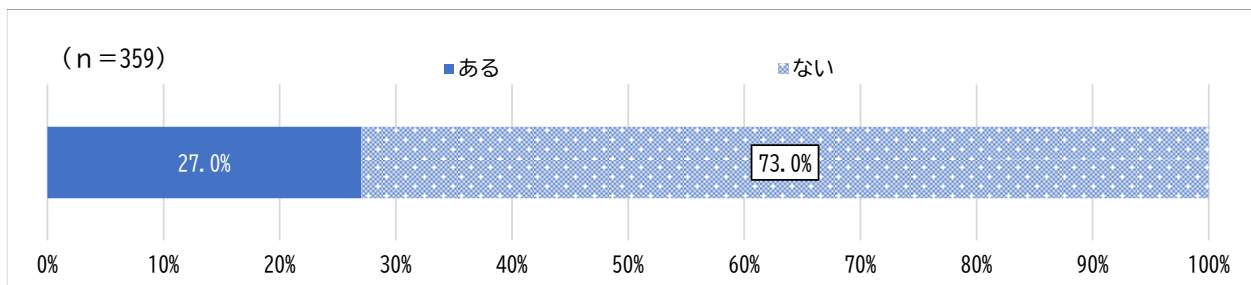
問11 あなたは難病(指定難病)の認定を受けていますか。(SA)

「受けている」が6.1%、「受けていない」が93.9%となっています。



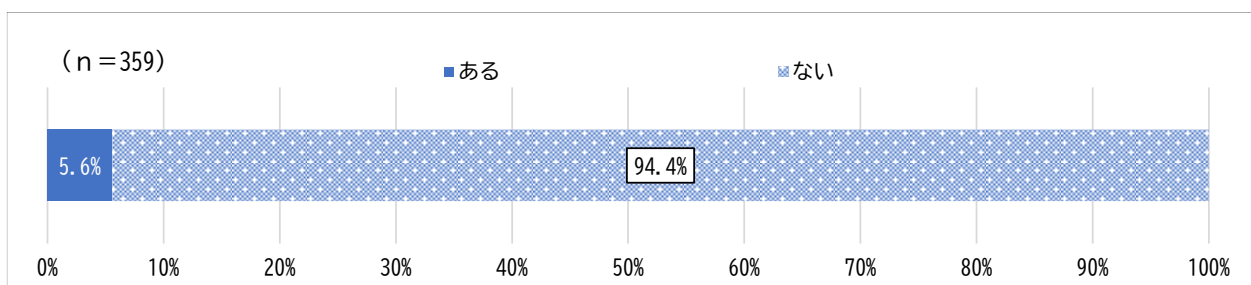
問 12 あなたは発達障害として診断されたことがありますか。(SA)

「ある」が27.0%、「ない」が73.0%となっています。



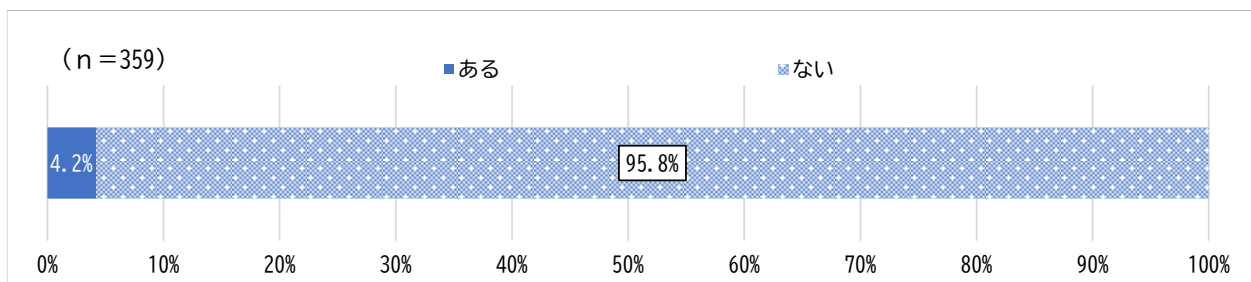
問 13 あなたは強度行動障害があると言われたことはありますか。(SA)

「ある」が5.6%、「ない」が94.4%となっています。



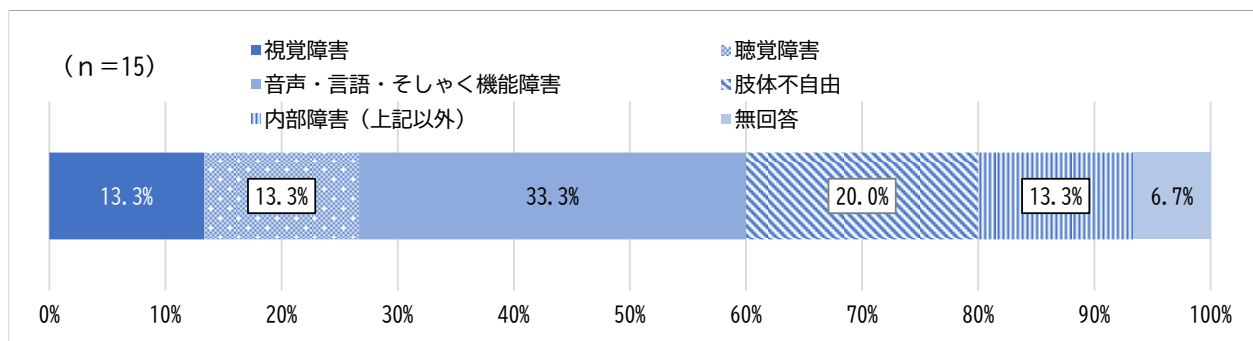
問 14 あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。(SA)

「ある」が4.2%、「ない」が95.8%となっています。



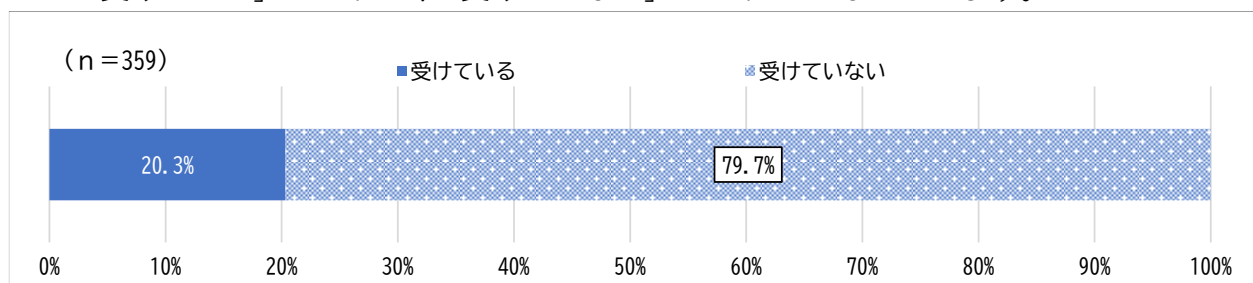
問 14 高次脳機能障害として診断されたことがある場合はその関連障害をお答えください。(SA)

「音声・言語・そしゃく機能障害」が33.3%で最も高く、次いで、「肢体不自由」が20.0%となっています。



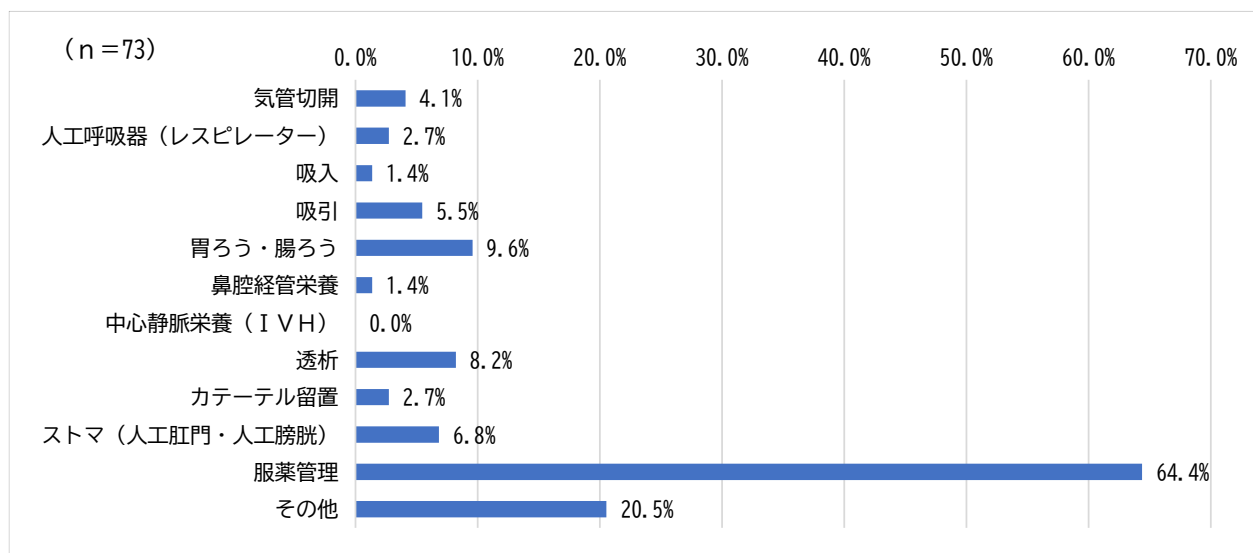
問 15 あなたは現在医療的ケアを受けていますか。(SA)

「受けている」が20.3%、「受けていない」が79.7%となっています。



問 15 現在医療的ケアを受けている場合はそのケア内容をお答えください。(MA)

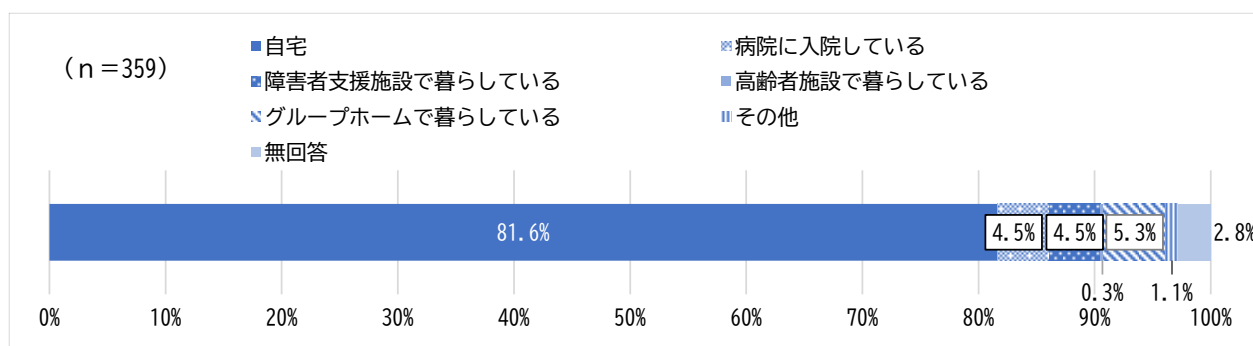
「服薬管理」が64.4%で最も高く、次いで、「その他」(導尿、在宅酸素等)が20.5%、「胃ろう・腸ろう」が9.6%となっています。



3 住まいや暮らしについて

問 16 あなたは現在どこで生活していますか。(SA)

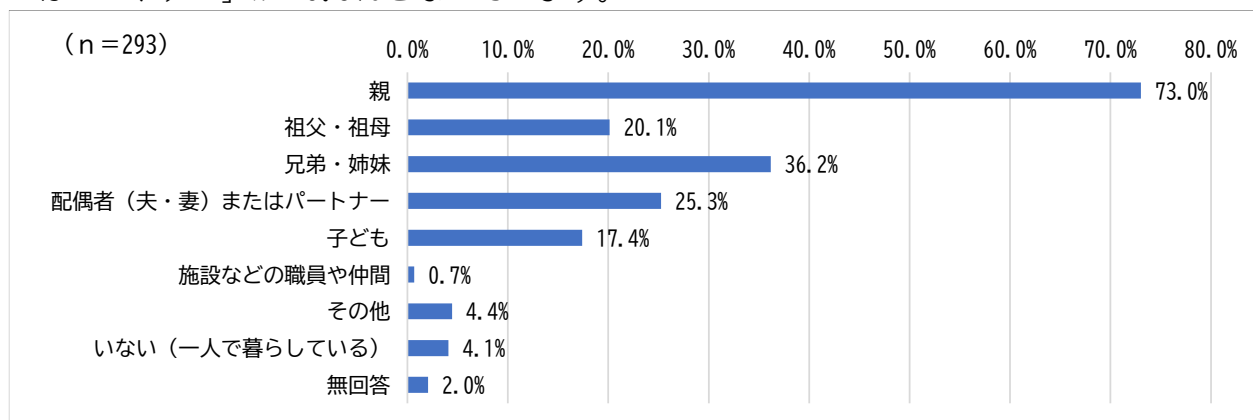
「自宅」が81.6%で最も高くなっています。次いで、「グループホームで暮らしている」が5.3%、「病院に入院している」が4.5%、「障害者支援施設で暮らしている」が4.5%となっています。



問 16-1 現在、あなたが一緒に暮らしている人はどなたですか。(MA)

【対象者】問 16 で「自宅」と答えた方

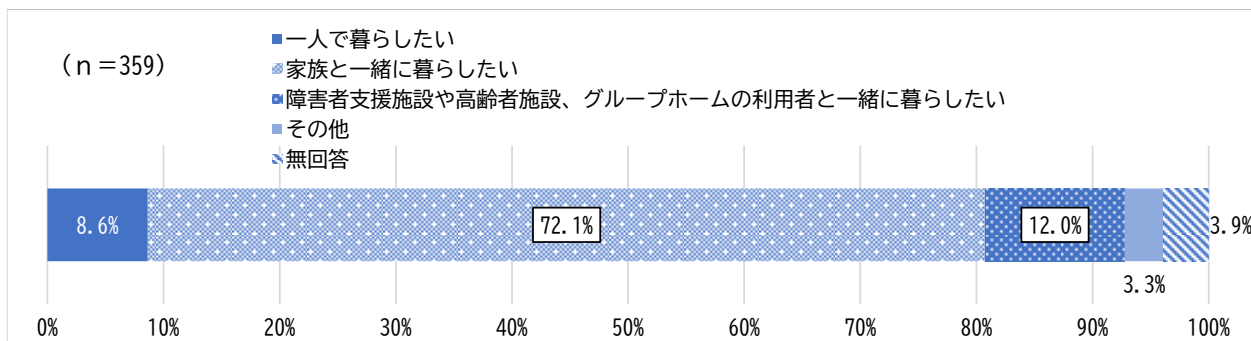
「親」が73.0%で最も高く、次いで、「兄弟・姉妹」が36.2%、「配偶者（夫・妻）またはパートナー」が25.3%となっています。



問 17 あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。(SA)

(1)一緒に暮らしたい人について

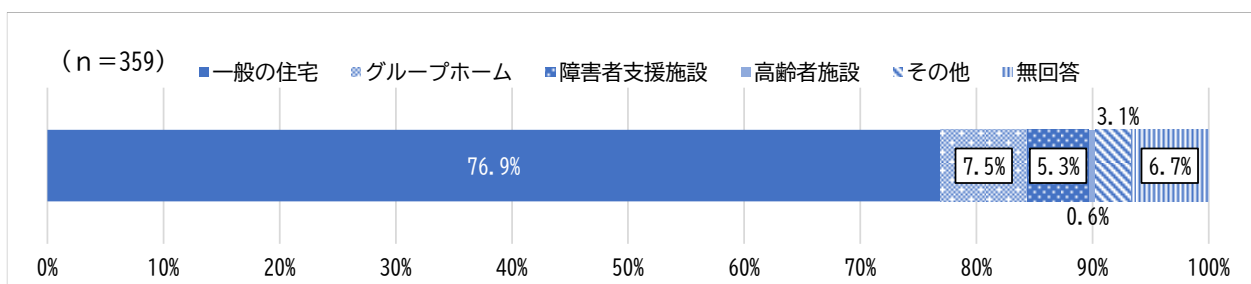
「家族と一緒に暮らしたい」が 72.1%で最も高く、次いで、「障害者支援施設や高齢者施設、グループホームの利用者と一緒に暮らしたい」が 12.0%、「一人で暮らしたい」が 8.6%となっています。



問 17 あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。(SA)

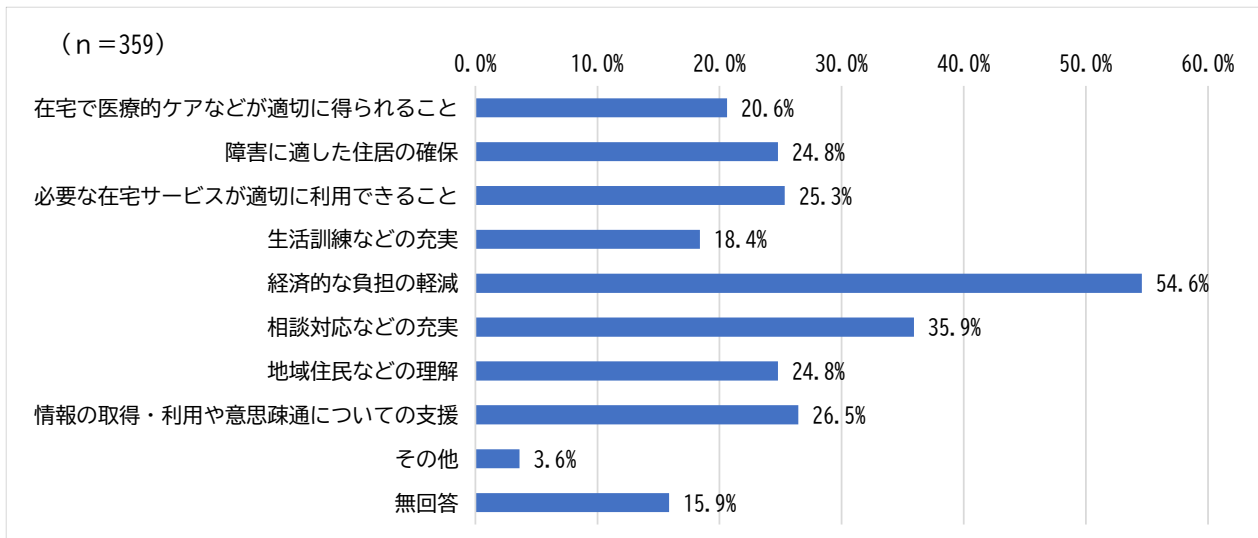
(2)暮らしたい場所

「一般の住宅」が 76.9%で最も高く、次いで、「グループホーム」が 7.5%、「障害者支援施設」が 5.3%となっています。



問 18 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。(MA)

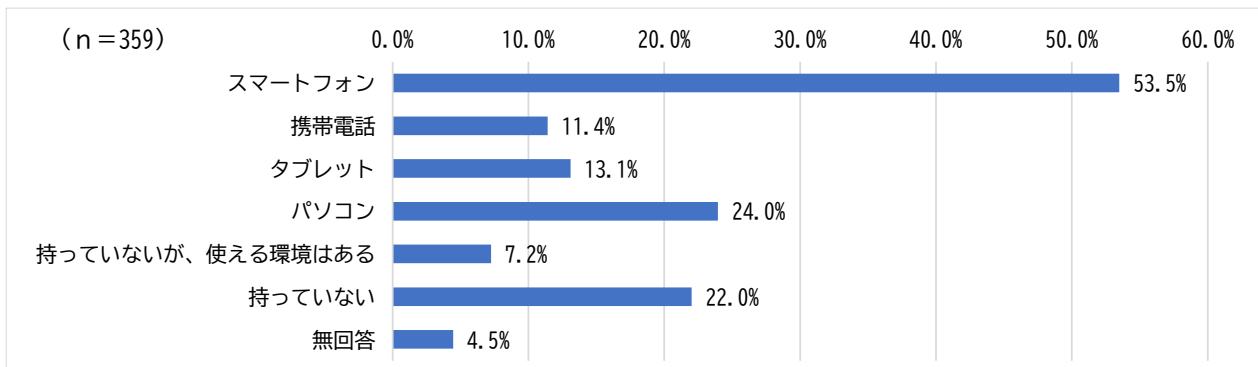
「経済的な負担の軽減」が54.6%で最も高く、次いで、「相談対応などの充実」が35.9%、「情報の取得・利用や意思疎通についての支援」が26.5%となっています。



問 19 あなたは次のような情報通信機器を持っていますか。(MA)

持っている機器については「スマートフォン」が53.5%で最も高く、次いで、「パソコン」が24.0%、「タブレット」が13.1%、「携帯電話」が11.4%となっています。

一方、「持っていない」は22.0%となっています。

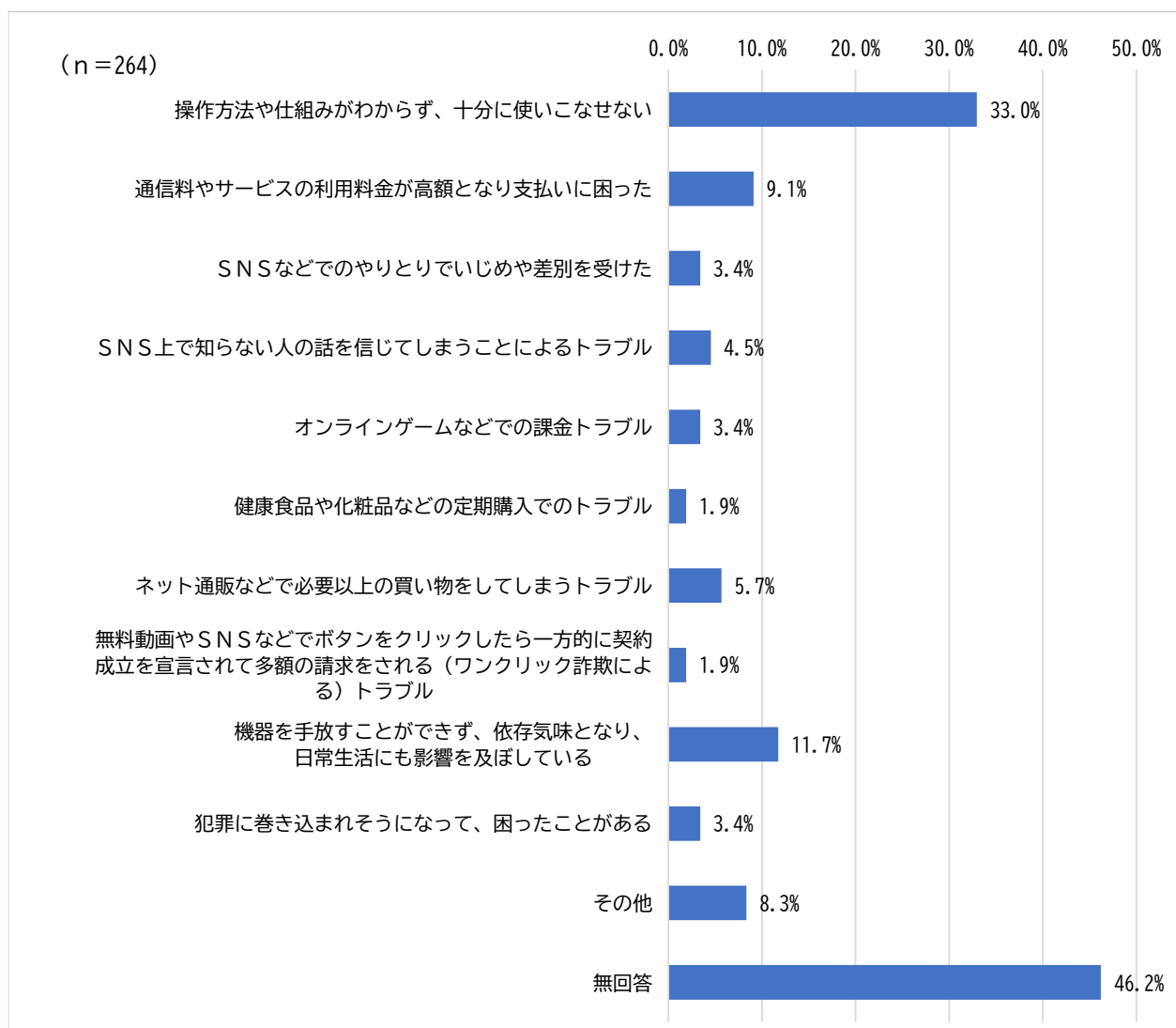


問 19-1 あなたは次のような困りごとやトラブルにあったことはありますか。(MA)

【対象者】問 19 で機器を持っているか、使える環境はあると答えた方

「無回答」が多くなっていますが、回答のあったトラブルとしては、「操作方法や仕組みがわからず、十分に使いこなせない」が 33.0%で最も高く、次いで、「機器を手放すことができず、依存気味となり、日常生活にも影響を及ぼしている」が 11.7%、「通信料やサービスの利用料金が高額となり支払いに困った」が 9.1%となっています。

また、「SNSなどでのやりとりでいじめや差別を受けた」、「SNS上で知らない人の話を信じてしまうことによるトラブル」、「オンラインゲームなどでの課金トラブル」、「健康食品や化粧品などの定期購入でのトラブル」、「ネット通販などで必要以上の買い物をしてしまうトラブル」、「無料動画やSNSなどでボタンをクリックしたら一方的に契約成立を宣言されて多額の請求をされる（ワンクリック詐欺による）トラブル」についても、数パーセントずつ回答があり、さらに、「犯罪に巻き込まれそうになって、困ったことがある」は 3.4%となっており、トラブルの防止に向けた取り組みが求められます。

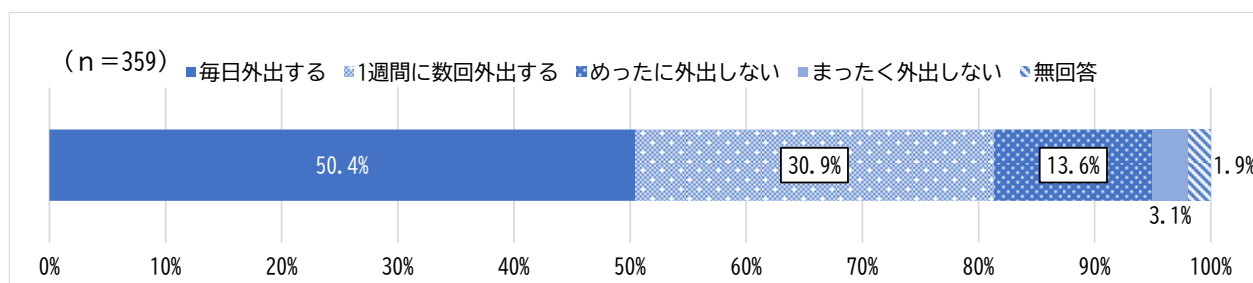


4 日中活動や就労について

問20 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(SA)

「毎日外出する」が50.4%で最も高く、次いで、「1週間に数回外出する」が30.9%、「めったに外出しない」が13.6%となっています。

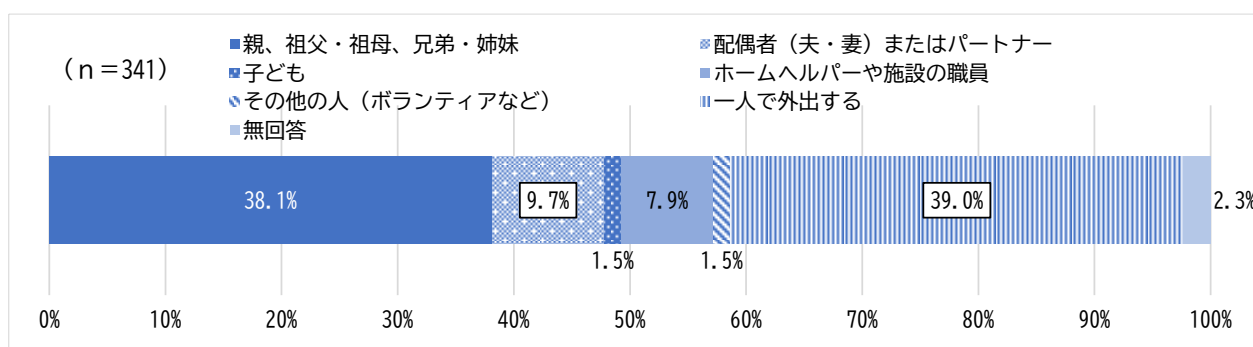
一方、「まったく外出しない」は3.1%となっています。



問20-1 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(SA)

【対象者】問20で「まったく外出しない」と回答した以外の方

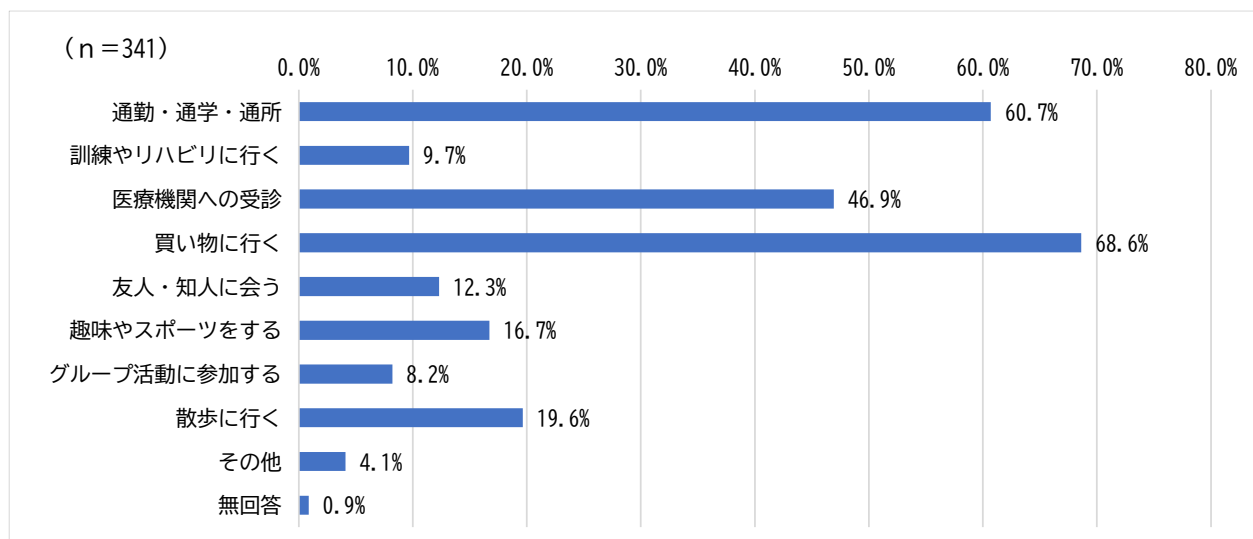
「一人で外出する」が39.0%で最も高く、次いで、「親、祖父・祖母、兄弟・姉妹」が38.1%、「配偶者（夫・妻）またはパートナー」が9.7%となっています。



問20-2 あなたはどのような目的で外出することが多いですか。(MA)

【対象者】問20で「まったく外出しない」と回答した以外の方

「買い物に行く」が68.6%で最も高く、次いで、「通勤・通学・通所」が60.7%、「医療機関への受診」が46.9%となっています。

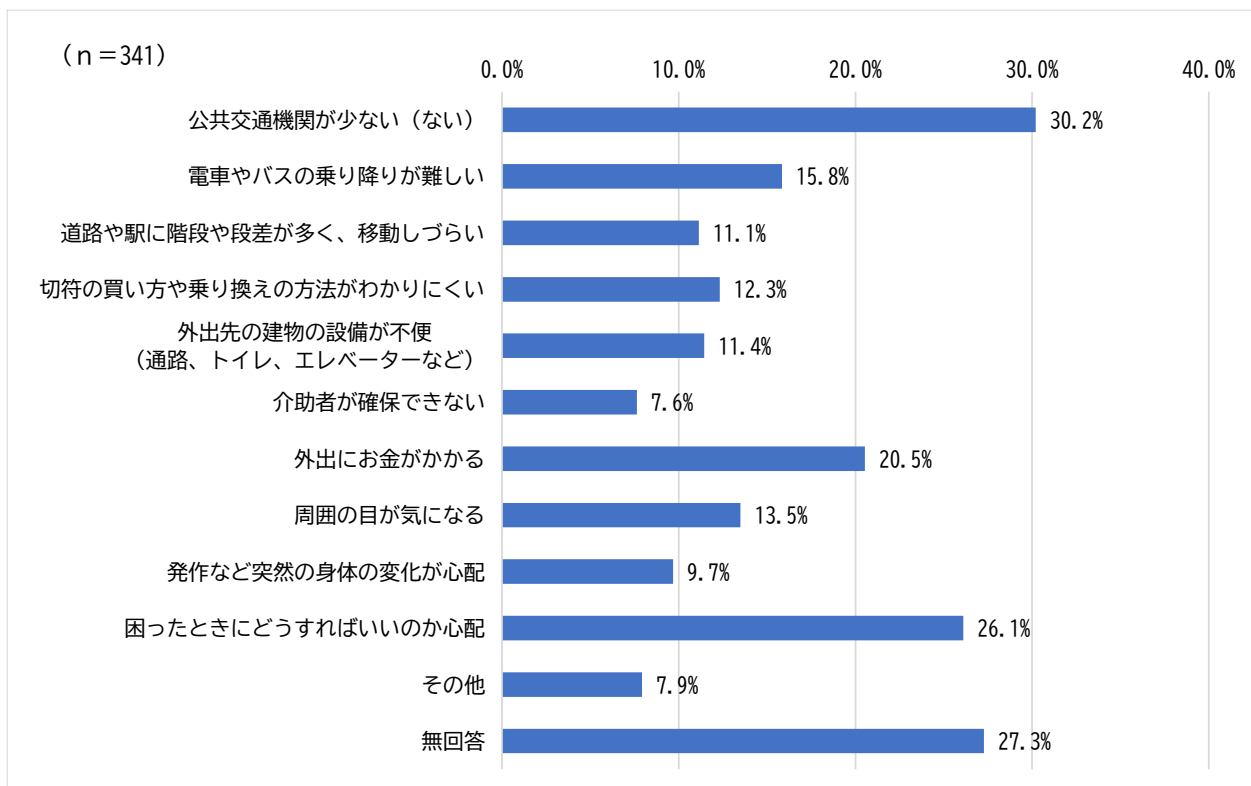


問20-3 外出するときに困ることは何ですか。(MA)

【対象者】問20で「まったく外出しない」と回答した以外の方

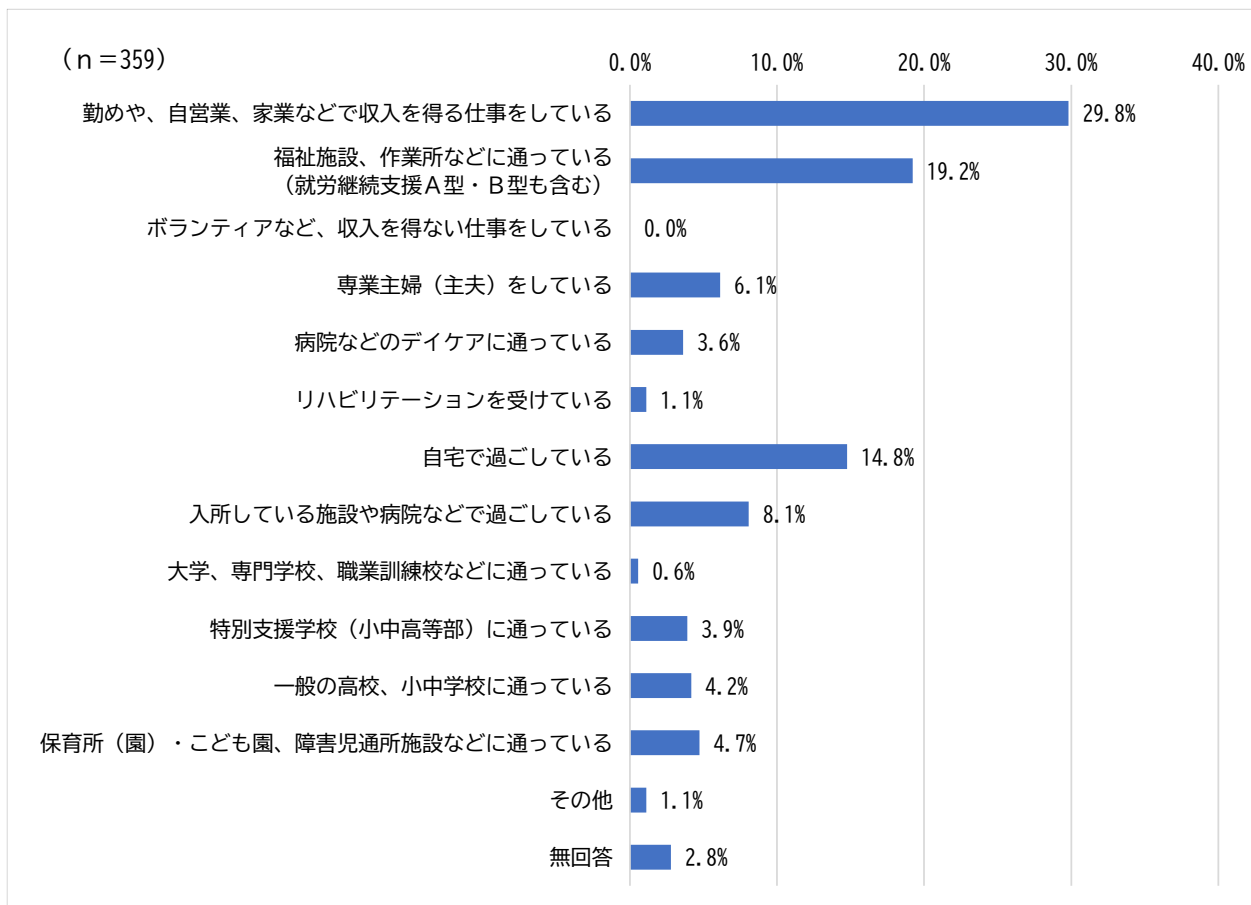
「公共交通機関が少ない(ない)」が30.2%で最も高く、次いで、「困ったときにどうすればいいのか心配」が26.1%、「外出にお金がかかる」が20.5%となっています。

公共交通機関の利便性向上と、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと「心のバリアフリー」を促進していくことが求められます。



問21 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(SA)

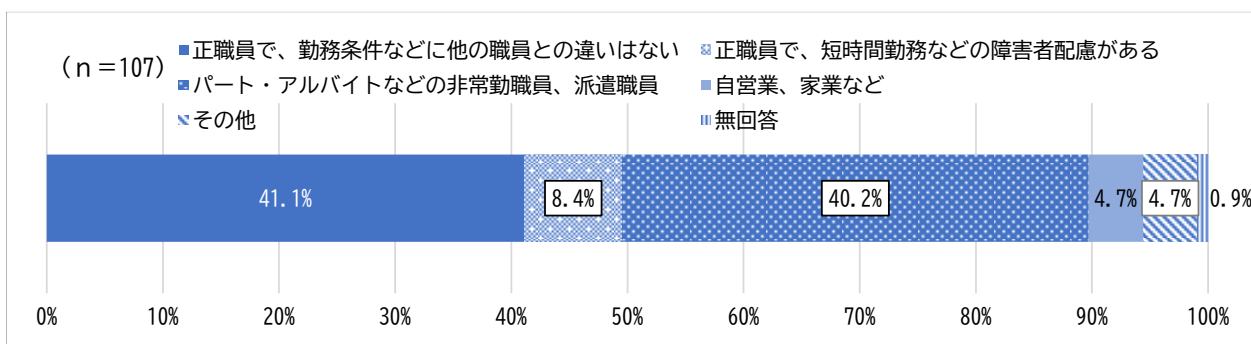
「勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が29.8%で最も高く、次いで、「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型・B型も含む）」が19.2%、「自宅で過ごしている」が14.8%となっています。



問21-1 どのような勤務形態で働いていますか。(SA)

【対象者】問21で「勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」と回答した方

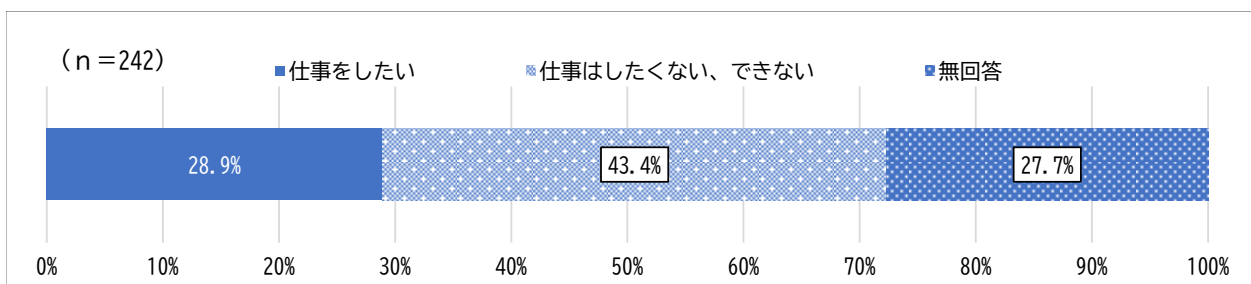
「正職員で、勤務条件などに他の職員との違いはない」が41.1%で最も高く、次いで、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が40.2%、「正職員で、短時間勤務などの障害者配慮がある」が8.4%となっています。



問21-2 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(SA)

【対象者】問21で「勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」と回答した以外の方

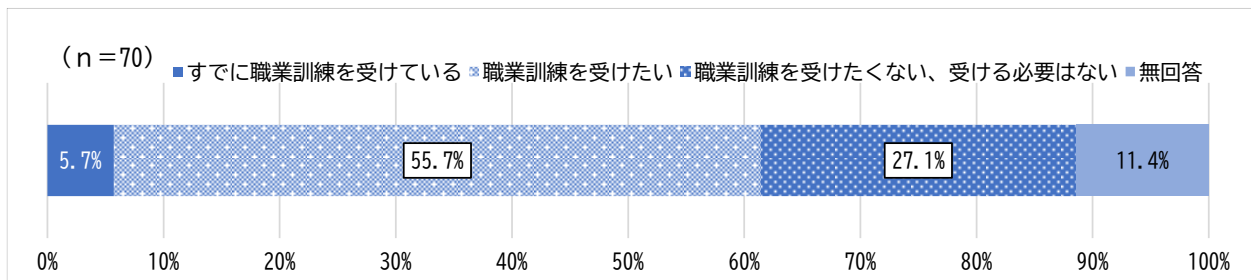
「仕事をしたい」は28.9%、「仕事はしたくない、できない」は43.4%、となっています。



問22 収入を得る仕事をするために、職業訓練を受けたいと思いますか。(SA)

【対象者】問21-2で「仕事をしたい」と回答した以外の方

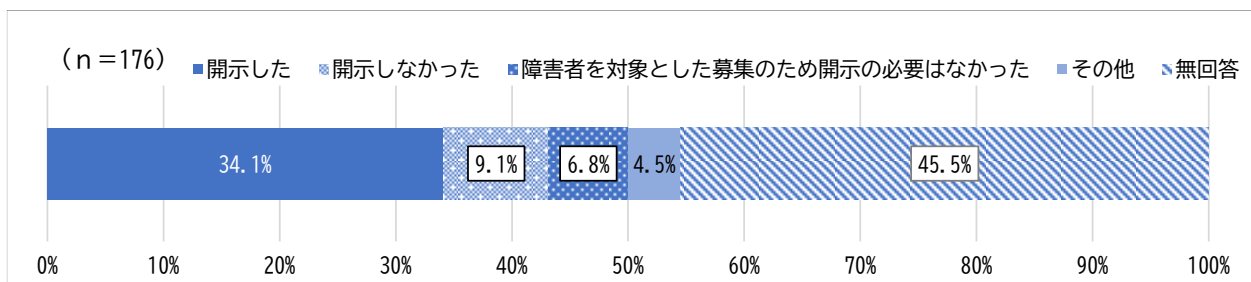
「職業訓練を受けたい」が 55.7%、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が 27.1%、「すでに職業訓練を受けている」が 5.7%となっています。



問23 就職の際、選考段階から障害(病気)のことを開示しましたか。(SA)

【対象者】正職員やパート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員として企業や法人・団体などで働いている方

「無回答」が 45.5%となっていますが、回答があった中では、「開示した」が 34.1%、「開示しなかった」が 9.1%となっています。



●「開示した」と回答した人の開示した理由

- 勤務先にも責任が生じるので、開示すべきと思う（身体障害者手帳所持者）
- 開示することによって自分のことを職場の人に理解してもらうため（身体障害者手帳所持者）
- 知っておいてもらわないといけないと感じたから（身体障害者手帳所持者）
- 以前は普通の会社員をしていたが、今回は企業側の障害者雇用枠に受かり、雇用されているので、会社の総務の方で、障害の手帳番号とか、管理している（身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者）
- 普通にやましいこともないので、正直に申し上げた（身体障害者手帳所持者）
- 他に職がなかった（身体障害者手帳所持者）
- あとで発覚して辞めさせられるより、はじめに言っておいた方がよいから（身体障害者手帳所持者）

- 障害者手帳を取得したから（精神障害者保健福祉手帳所持者）
- 面接で、見抜かれた。でも、大丈夫だった（手帳所持なし）
- どのみち、分かることだから（身体障害者手帳所持者）
- 業務中にキレル恐れ、作業ペースの遅さ及び注意欠陥の事故への理解（精神障害者保健福祉手帳所持者）
- 仕事内容に支障がないように開示した（身体障害者手帳所持者）
- 伝える必要があると思った（精神障害者保健福祉手帳所持者）
- 隠していても、いずれかバレるので、最初に言いました（精神障害者保健福祉手帳所持者）
- 学校の紹介（療育手帳所持者）
- 障害者雇用で採用されたので（療育手帳所持者）
- 転職エージェントからの紹介だったので（精神障害者保健福祉手帳所持者）
- 障害者雇用で有利になると思った（身体障害者手帳所持者）
- 勤務先が担当医の病院であるため（身体障害者手帳所持者）
- すべて上司に伝えてあります（身体障害者手帳所持者）
- 隠しても仕方なかったから（精神障害者保健福祉手帳所持者）
- 開示することによって自分のことを職場の人に理解してもらうため（身体障害者手帳所持者）
- 開示した方が働きやすいから（精神障害者保健福祉手帳所持者）
- 面接で話の流れから自ら開示した。自己の経験を志望理由としたため（身体障害者手帳所持者）
- 短所に対して理解していただくため（精神障害者保健福祉手帳所持者）
- 高等支援学校でのやり方による（療育手帳所持者）
- 企業と自分への助成金をもらうため（身体障害者手帳所持者）
- 年末調整等給料から控除を受けるため（身体障害者手帳所持者）
- 障害者雇用率への反映のため（手帳の有無の照会があったので）（身体障害者手帳所持者）

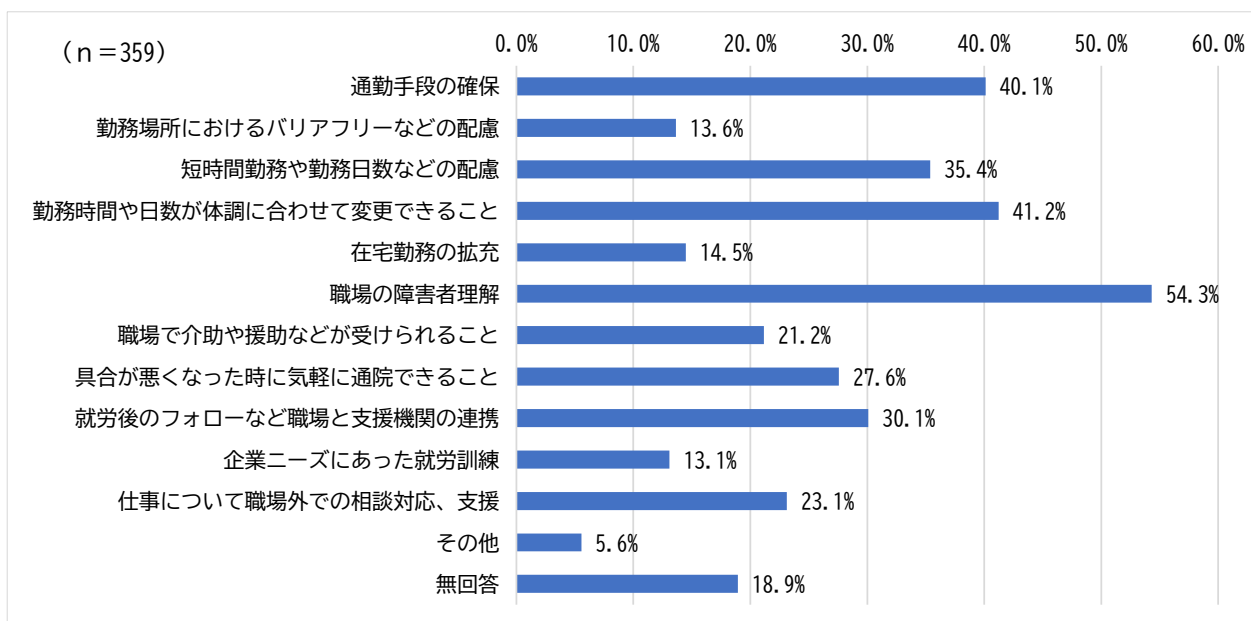
●「開示しなかった」と回答した人の開示しなかった理由

- 開示すれば、短時間勤務になると予想されるため（精神障害者保健福祉手帳所持者）
- 開示したことにより、障害の内容を全職員に自分から話せと言われ、大変嫌な思いをしたことがあります（小矢部市内の清楽園という所）。（精神障害者保健福祉手帳所持者）
- 働いた時は障害者ではなかった（身体障害者手帳所持者）
- 就職当時に発達障害の概念が無かった（精神障害者保健福祉手帳所持者）
- 入社時は、障害者ではなかった（身体障害者手帳所持者）
- 就職に不利になる可能性があるためです（身体障害者手帳所持者）

- はじめから目が悪いと言ってあり、後から障害２級となる（身体障害者手帳所持者）
- 開示する必要がなかった（身体障害者手帳所持者）
- 雇ってもらいたかったので、あえて言わなかった（身体障害者手帳所持者）
- ハローワークで求職していて職員の方にも相談しましたが、やはり障害がある、というだけで不採用となる可能性があると言われ、開示しないことにしました（精神障害者保健福祉手帳所持者）
- 開示した企業では就職できなかったため（開示しなかった企業でも面接で落とされた場合も複数回ある）。個人的に開示した場合、働く場所で不利益が発生すると考え開示しなかった。発達障害の理解があっても、なくても定型発達者より教育・管理にコストが多く発生する。敬遠や差別されたくなかったため（精神障害者保健福祉手帳所持者）

問 24 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(MA)

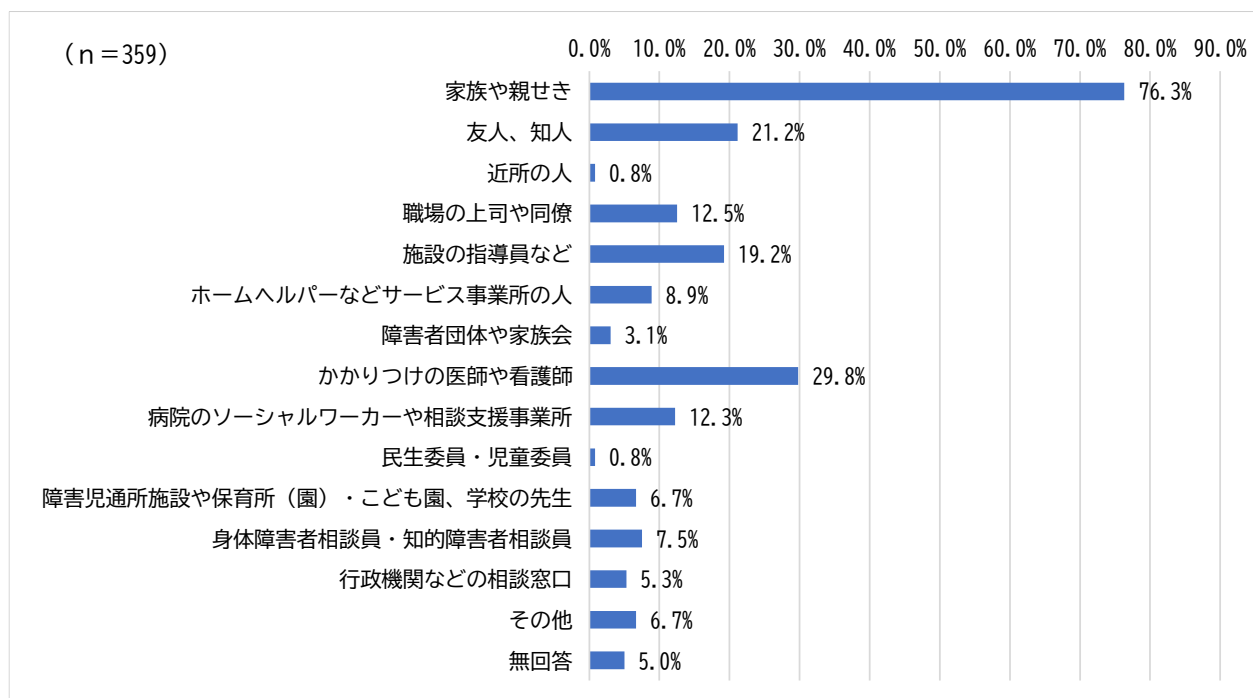
「職場の障害者理解」が 54.3%で最も高く、次いで、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が41.2%、「通勤手段の確保」40.1%となっています。



5 相談相手について

問 25 あなたは、普段、悩みや困ったことを誰に相談しますか。(MA)

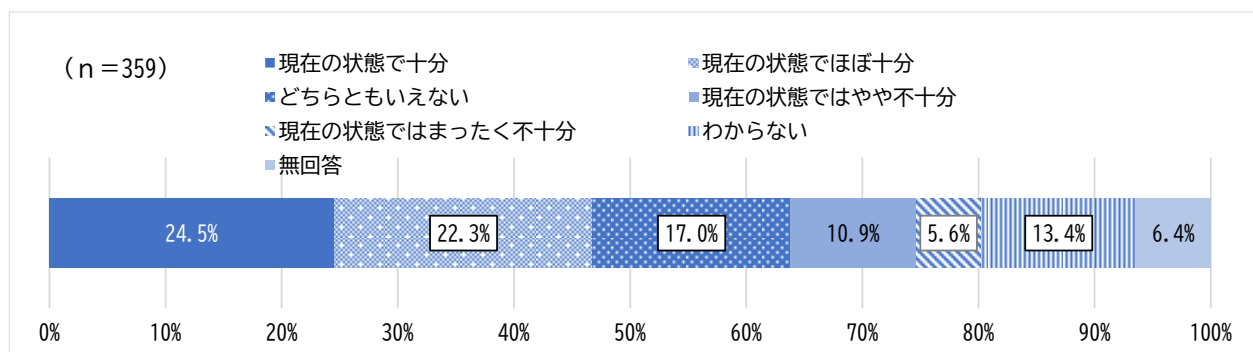
「家族や親せき」が76.3%で最も高く、次いで、「かかりつけの医師や看護師」が29.8%、「友人、知人」が21.2%となっています。



問 26 あなたが困ったときの相談体制について、現在の状態はあなたにとって十分ですか。(SA)

「現在の状態で十分」が24.5%、「現在の状態でほぼ十分」が22.3%となっており、合わせて十分とする割合は46.8%となります。

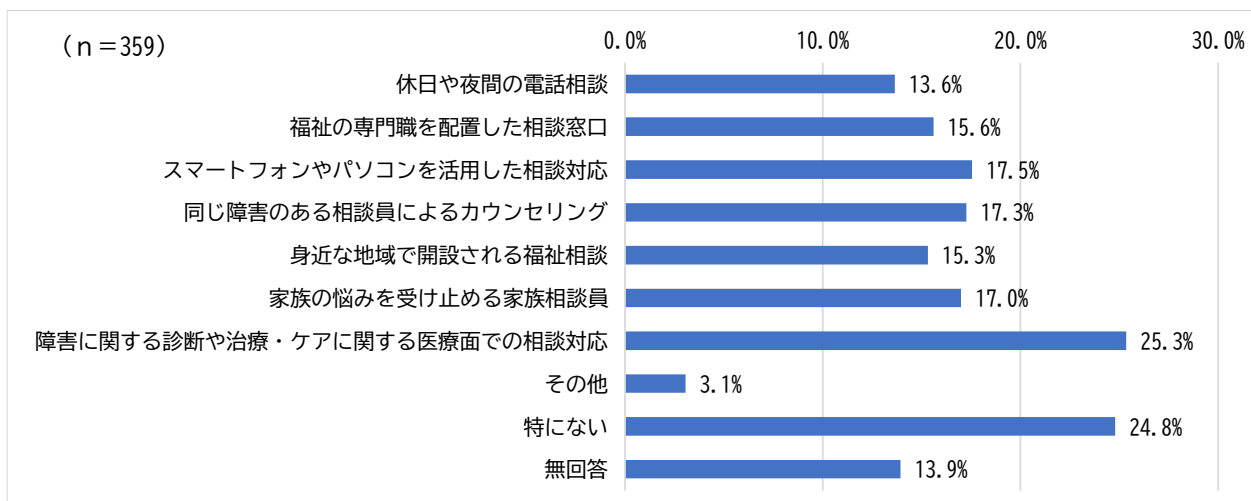
一方、「現在の状態ではやや不十分」が10.9%、「現在の状態ではまったく不十分」が5.6%となっており、合わせて不十分とする割合は16.5%となります。



問 27 あなたは今後の相談体制について、どのようなことを希望しますか。(MA)

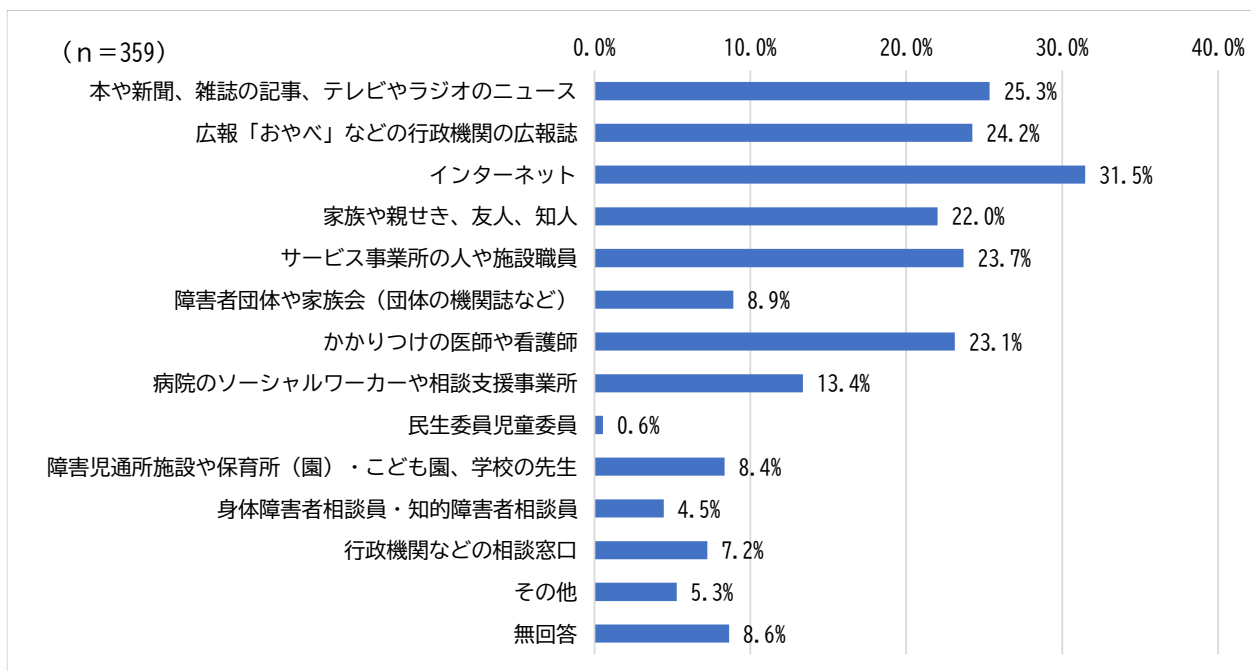
「障害に関する診断や治療・ケアに関する医療面での相談対応」が 25.3%で最も高く、次いで、「特にない」が 24.8%、「スマートフォンやパソコンを活用した相談対応」が 17.5%となっています。

専門性の高い相談員の配置やインターネットを介した相談対応の推進が求められます。



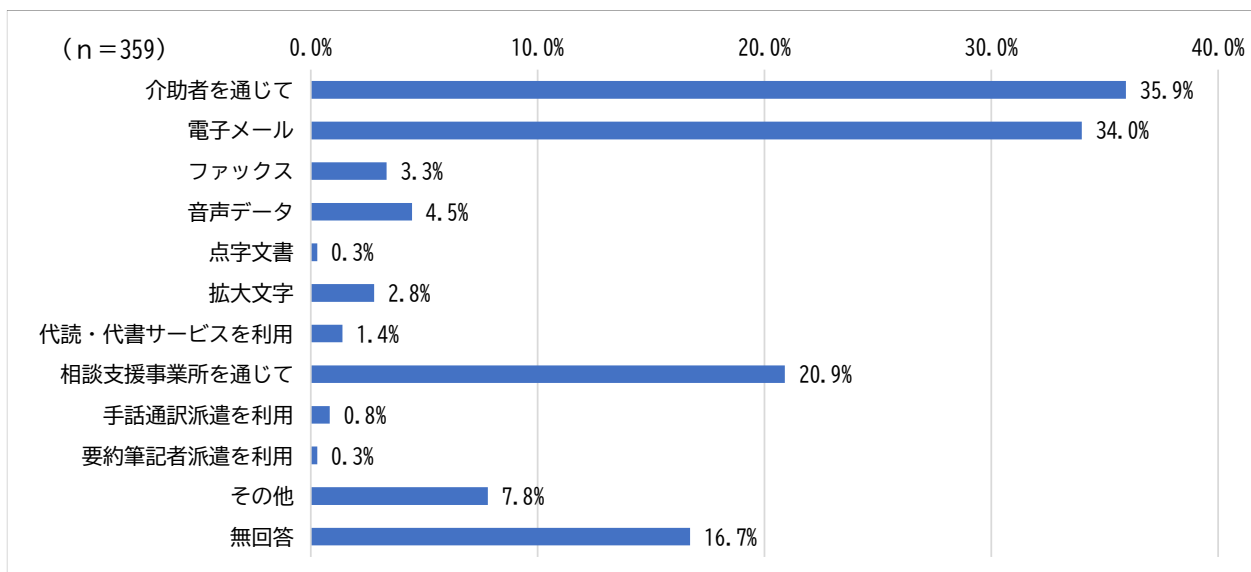
問 28 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(MA)

「インターネット」が 31.5%で最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 25.3%、「広報『おやべ』などの行政機関の広報誌」が 24.2%となっています。



問 29 あなたは情報を受け取るときにどのような方法がよいですか。(MA)

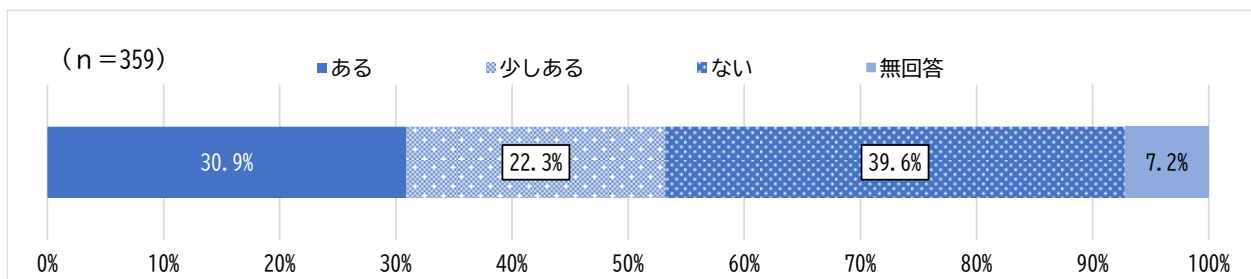
「介助者を通じて」が35.9%で最も高く、次いで、「電子メール」が34.0%、「相談支援事業所を通じて」が20.9%となっています。



6 権利擁護について

問 30 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(SA)

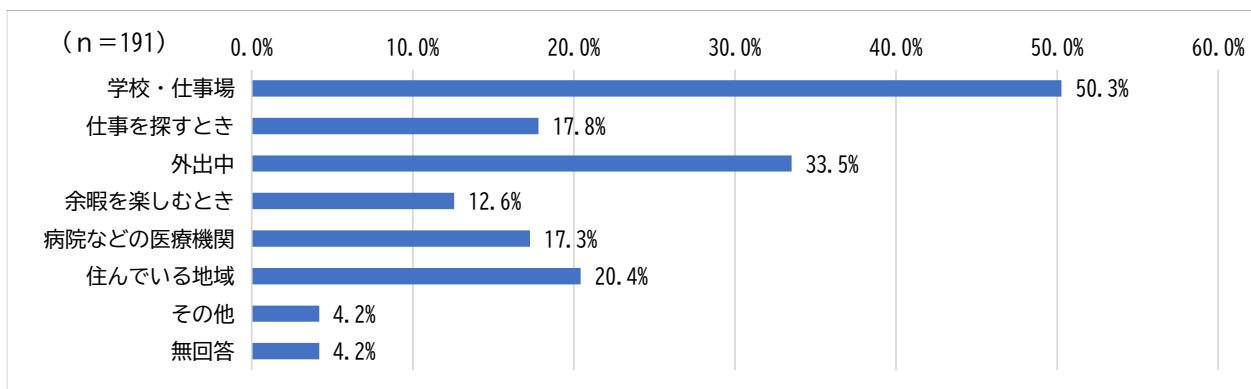
「ある」が30.9%、「少しある」が22.3%となり、合わせて53.2%となり、差別や嫌な思いをしたことがあるとした人の割合は回答者の半数を超える状況となっています。



問 30-1 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(MA)

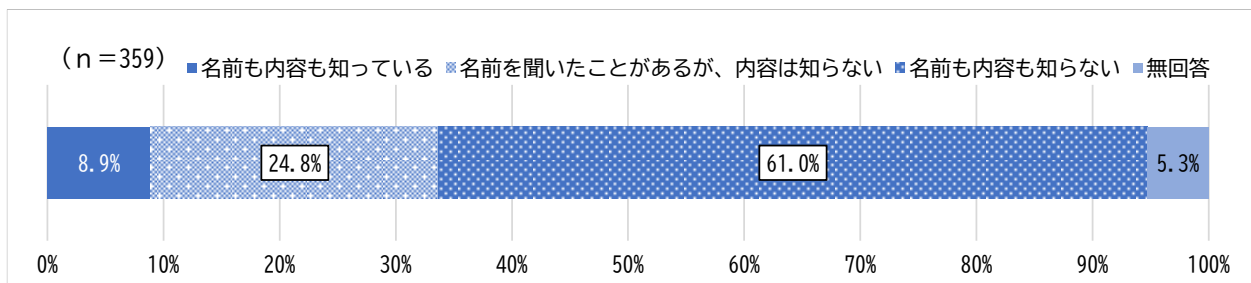
【対象者】問 30 で「ある」、「少しある」と回答した方

「学校・仕事場」が50.3%で最も高く、次いで「外出中」が33.5%、「住んでいる地域」が20.4%となっています。



問 31 障害者への差別をなくすことを目的として、「障害者差別解消法」が施行されましたが、このことを知っていますか。(SA)

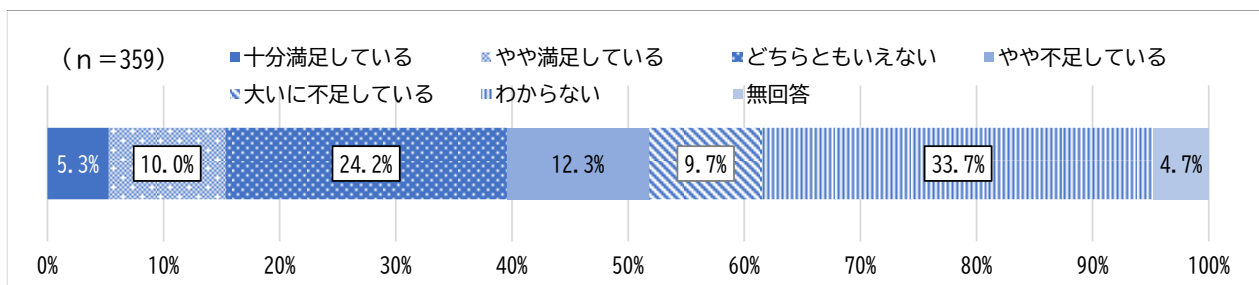
「名前も内容も知らない」が61.0%で最も高くなっており、「名前も内容も知っている」は8.9%と低い割合となっています。



問 32 あなたは、市民の障害のある人への対応や理解についてどのように思いますか。
(SA)

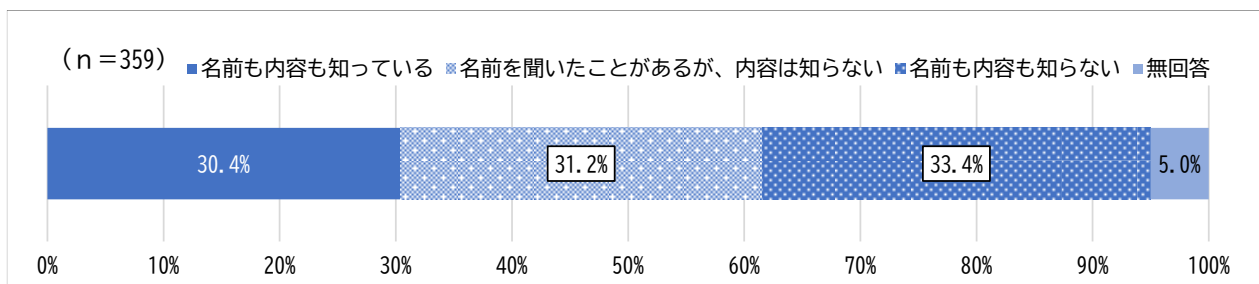
「わからない」が33.7%で最も高く、次いで、「どちらともいえない」が24.2%となっています。

これらを踏まえつつ、市民の対応や理解を判断する回答についてみると、「十分満足している」が5.3%、「やや満足している」が10.0%で、合わせて15.3%となります。一方、「やや不足している」が12.3%、「大いに不足している」が9.7%で、合わせて22.0%となり、不足とする割合が満足を上回っています。



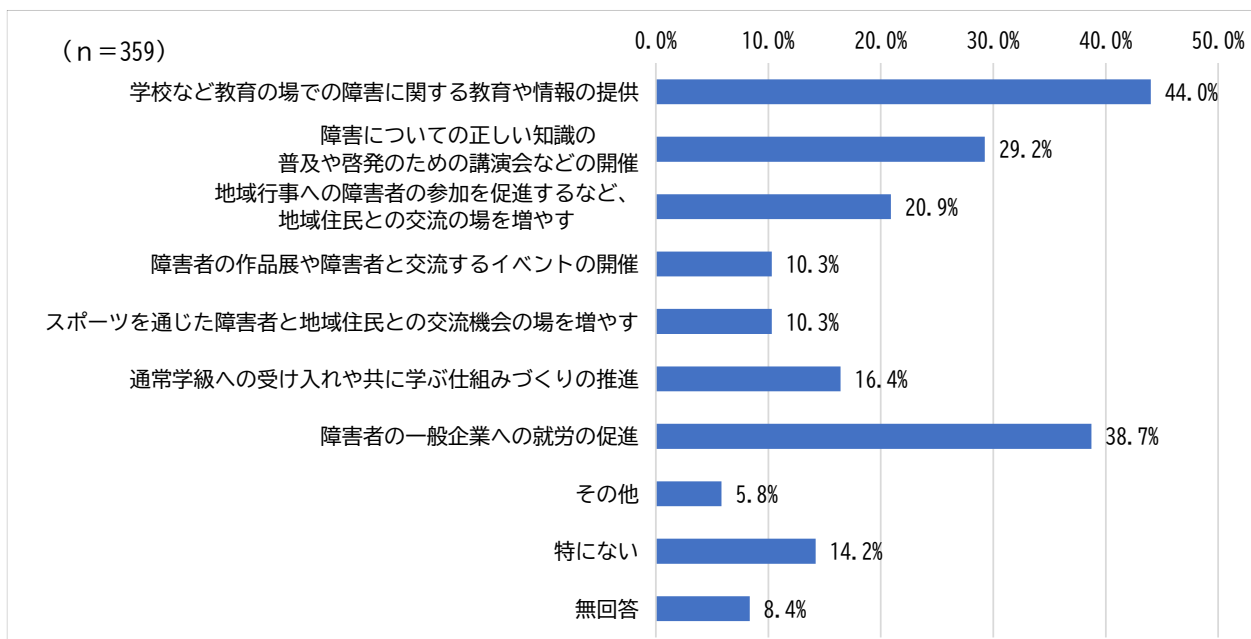
問 33 成年後見制度についてご存知ですか。(SA)

「名前も内容も知っている」は30.4%となっています。制度について利用が必要な人が利用でできるよう、周知活動の推進が求められます。



問 34 全ての人が共に支え合いながら暮らせるよう、地域の理解を進めるため、特に力を入れるべきことは何だと思いますか。(MA)

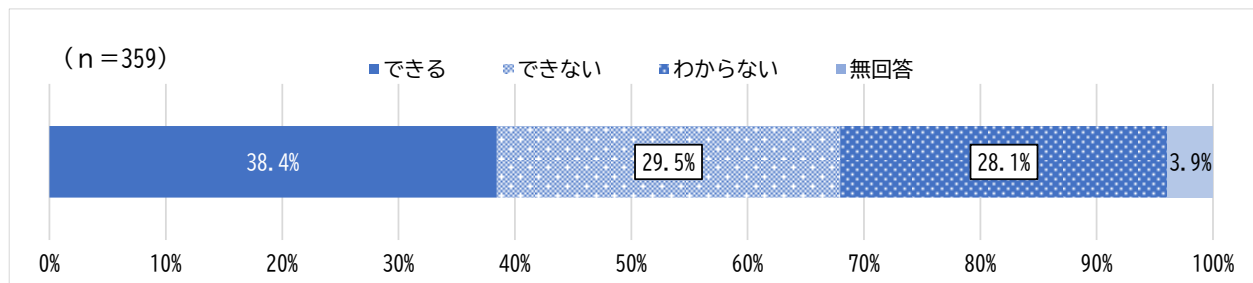
「学校など教育の場での障害に関する教育や情報の提供」が44.0%で最も高く、次いで、「障害者の一般企業への就労の促進」が38.7%、「障害についての正しい知識の普及や啓発のための講演会などの開催」が29.2%となっています。



7 災害時の避難等について

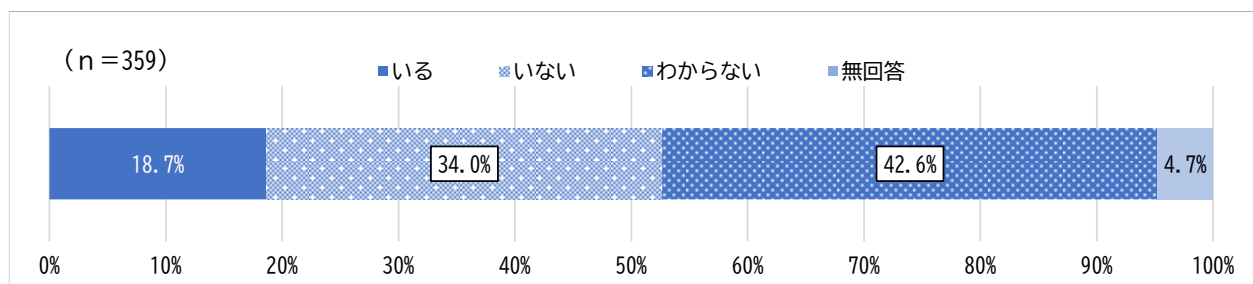
問 35 あなたは、自宅にいる時に火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。
(SA)

「できる」が38.4%、「できない」が29.5%、「わからない」が28.1%となっており、一人で避難できる人の割合は4割弱となっています。



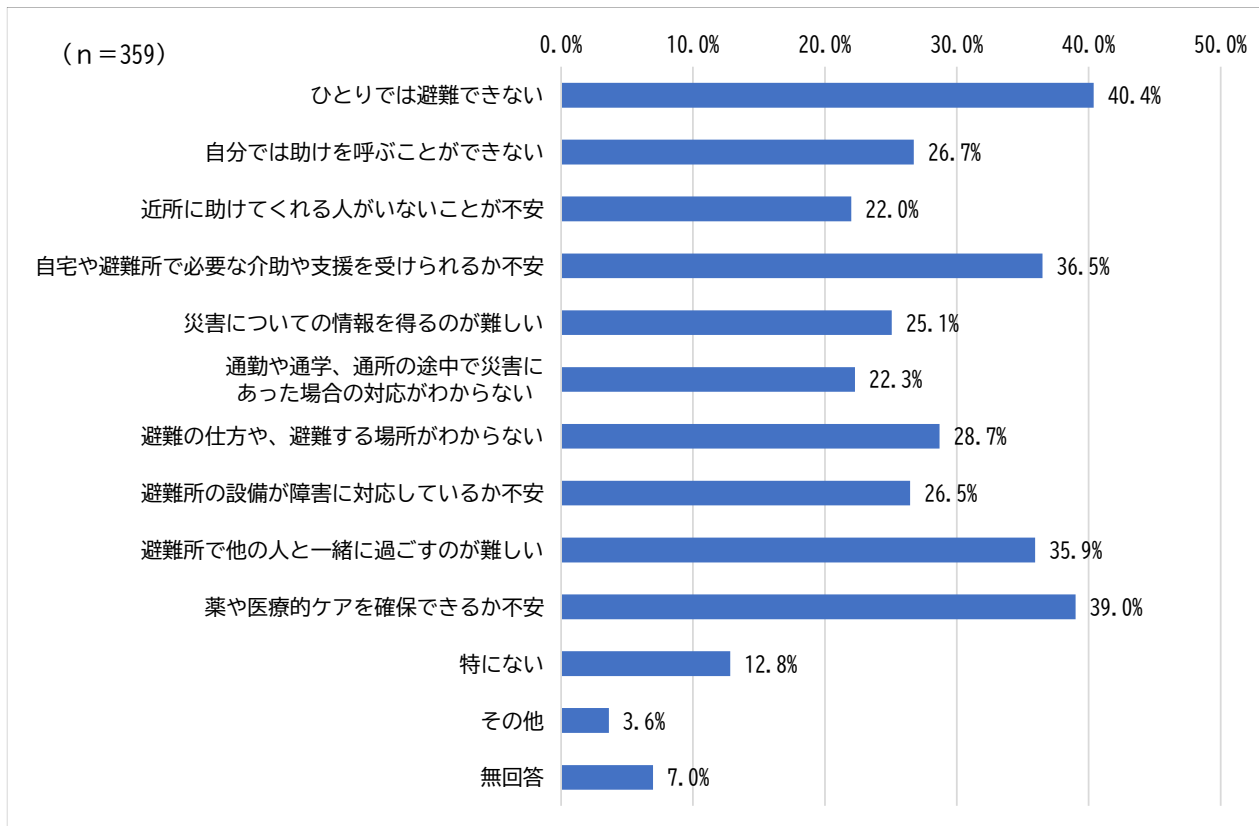
問 36 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、災害時、近所にあなただけを助けてくれる人はいますか。(SA)

「いる」が18.7%、「いない」が34.0%、「わからない」が42.6%となっており、助けてくれる人がいない人の割合は「わからない」とする回答者も含め、76.6%となっています。



問 37 火事や地震などの災害時に困ると思われることは何ですか。(MA)

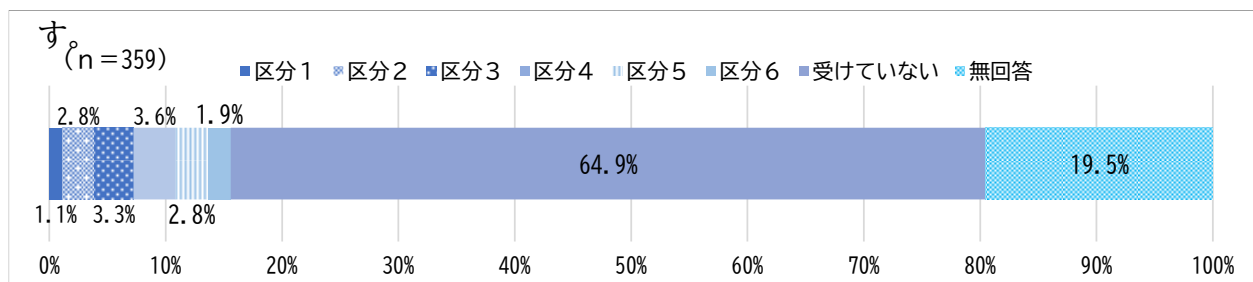
「ひとりでは避難できない」が40.4%で最も高く、次いで「薬や医療的ケアを確保できるか不安」が39.0%、「自宅や避難所で必要な介助や支援を受けられるか不安」が36.5%となっています。



8 障害福祉サービスなどの利用について

問 38 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(SA)

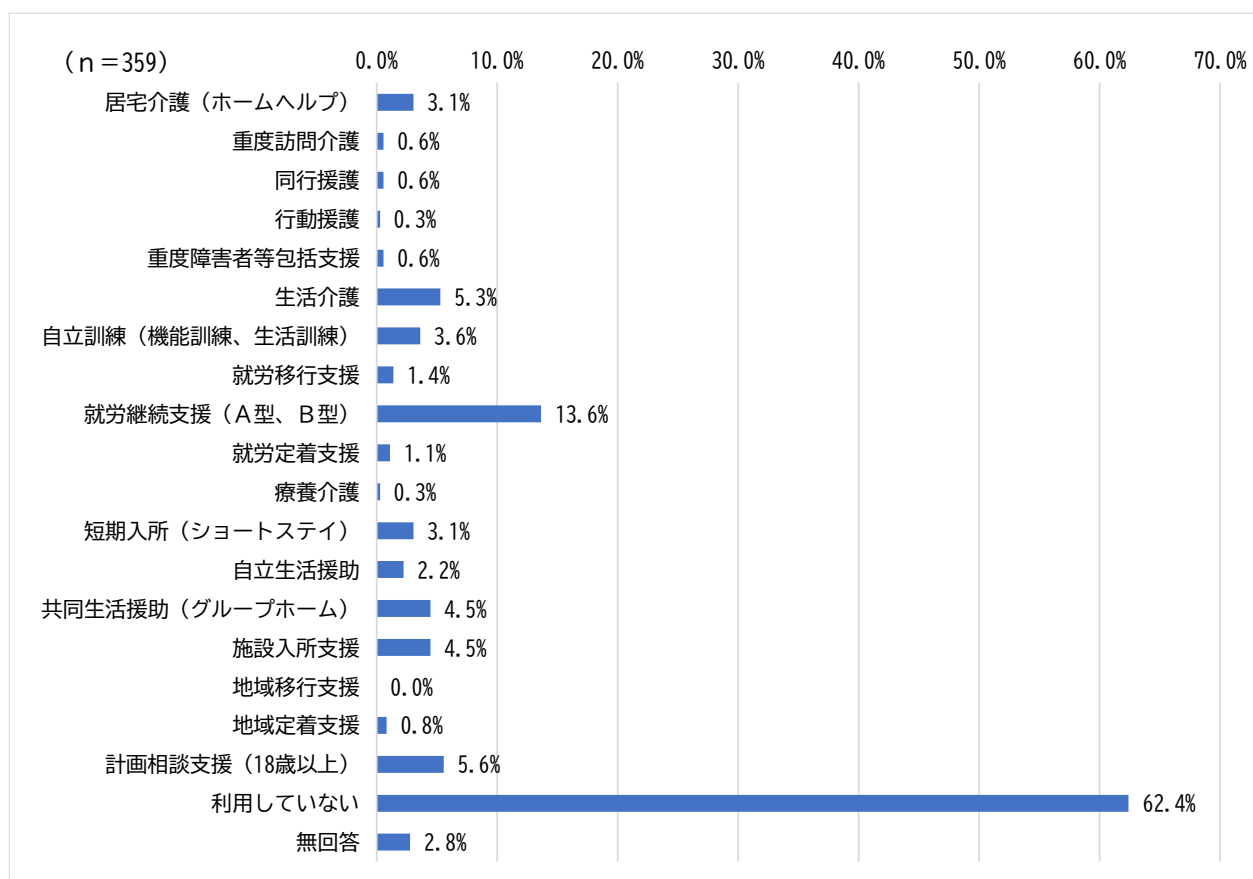
「受けていない」が 64.9%で、認定を受けている人の割合は合わせて 15.5%となります。



問 39 次の障害福祉サービスを利用していますか。(MA)

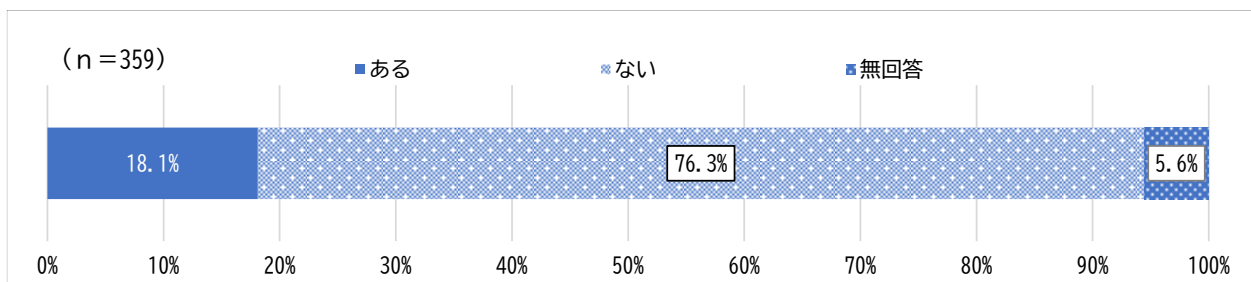
「利用していない」が 62.4%で最も高くなっています。

利用しているサービスでは、「就労継続支援（A型、B型）」が 13.6%で最も高く、次いで「計画相談支援（18歳以上）」が 5.6%、「生活介護」が 5.3%となっています。



問 40 現在は利用していないが、今後3年以内に新たに利用したいサービスはありますか。
(SA)

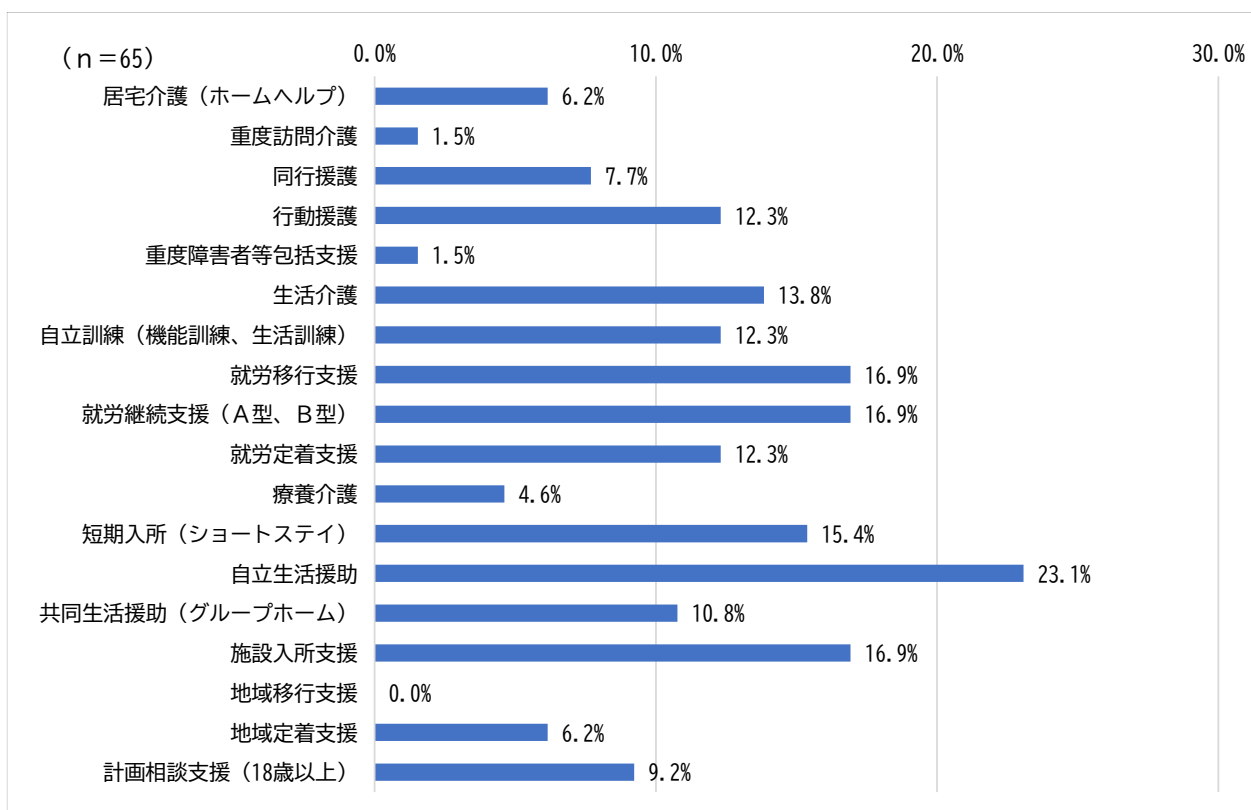
「ある」が18.1%、「ない」が76.3%となっています。



問 40-1 問 39 のサービスのうち、現在は利用していないが、今後3年以内に新たに利用したいサービスはありますか。(MA)

【対象者】問 40 で「ある」と回答した方

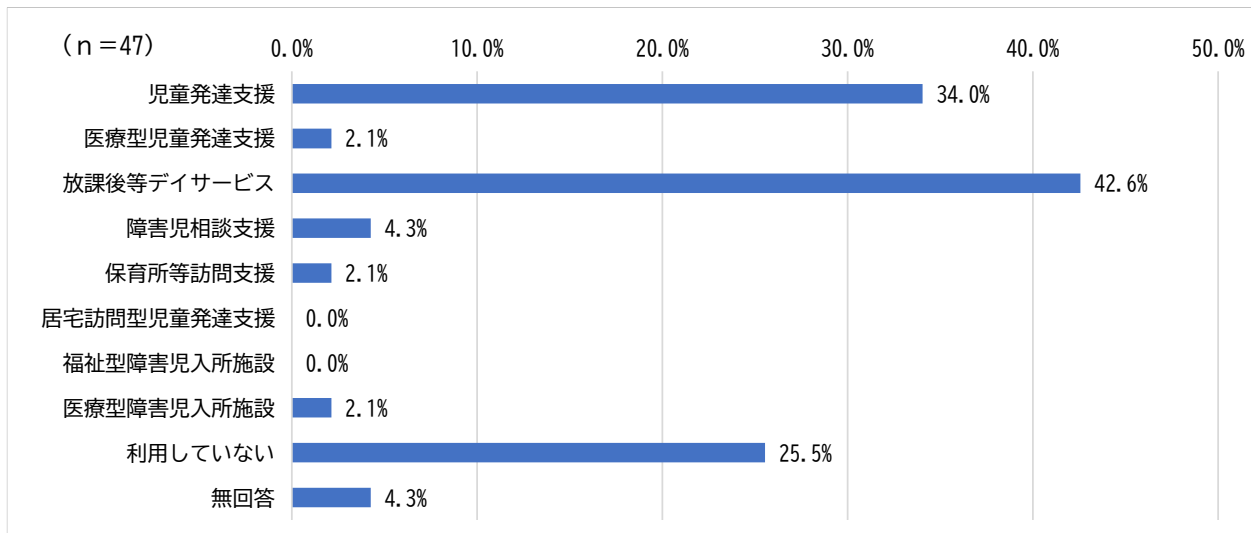
「自立生活援助」が23.1%で最も高く、次いで「就労移行支援」、「就労継続支援（A型、B型）」、「施設入所支援」が16.9%の同率で続いています。



問 41 次の障害福祉サービスを利用していますか。(MA)

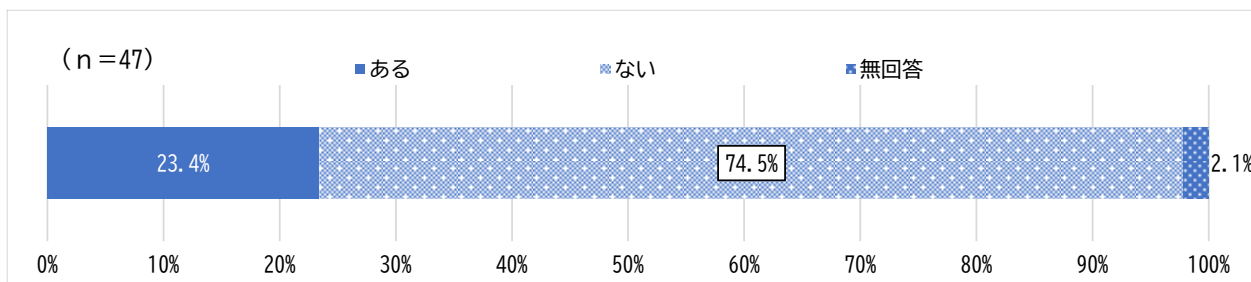
【対象者】18 歳未満の方

「放課後等デイサービス」が42.6%で最も高く、次いで「児童発達支援」が34.0%、「利用していない」が25.5%となっています。



問 42 現在利用していないが、今後3年以内に新たに利用したいサービスはありますか。(SA)

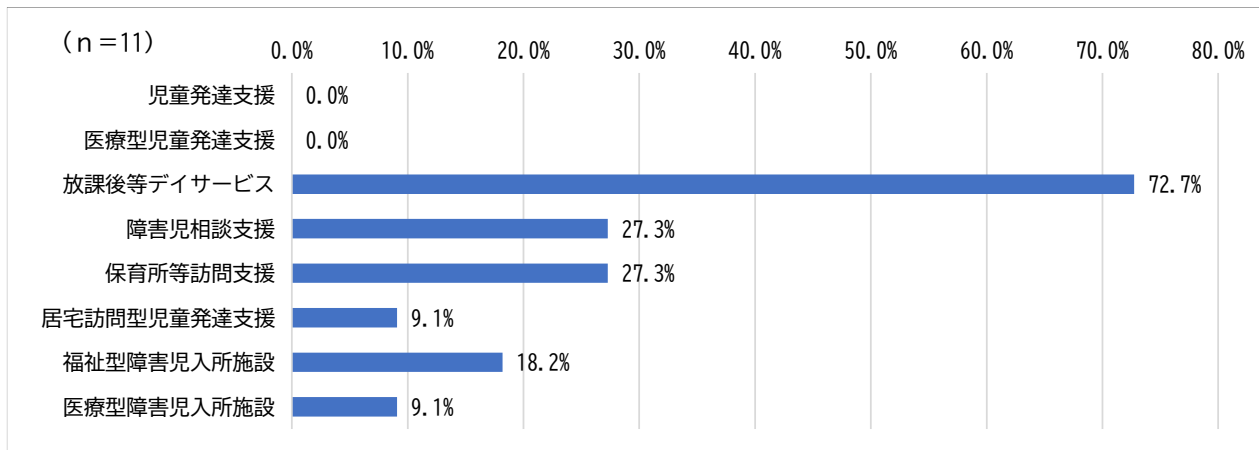
「ある」が23.4%、「ない」が74.5%となっています。



問 42-1 問 41 のサービスのうち、現在は利用していないが、今後3年以内に新たに利用したいサービスはありますか。(MA)

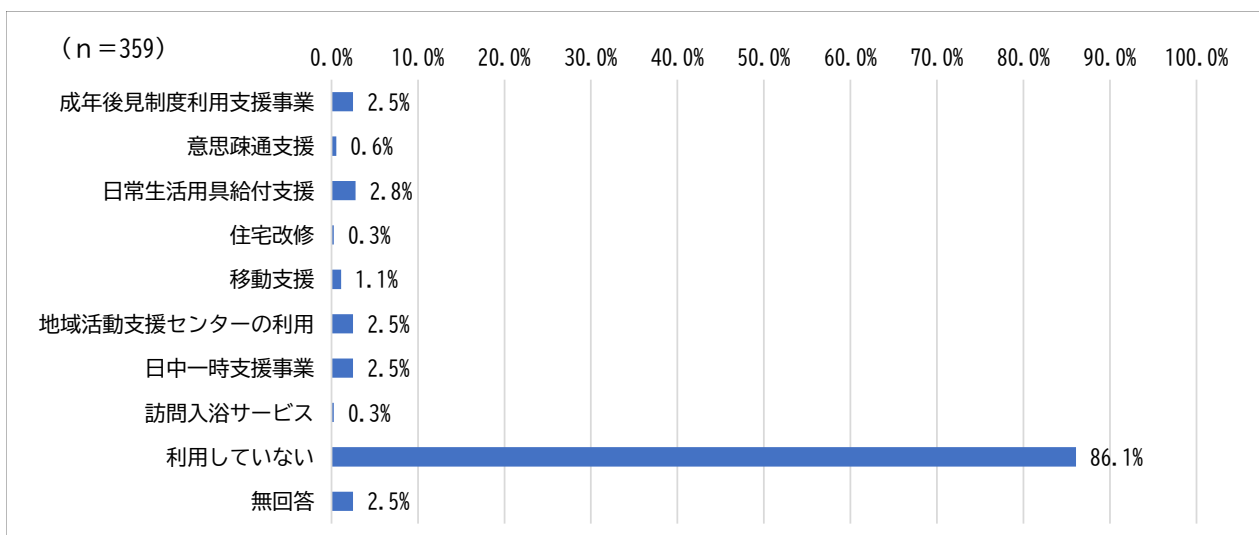
【対象者】問 42で「ある」と回答した方

「放課後等デイサービス」が72.7%で最も高く、次いで「障害児相談支援」と「保育所等訪問支援」とが27.3%の同率で続いています。



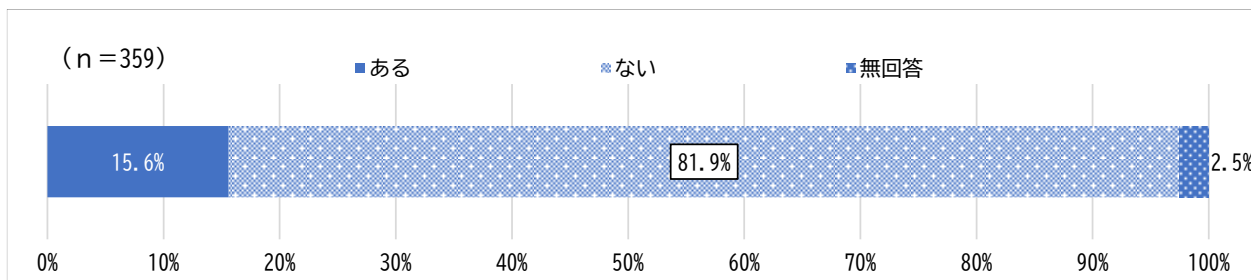
問 43 次の障害福祉サービスを利用していますか。(MA)

「利用していない」が86.1%で最も高くなっています。利用しているサービスでは「日常生活用具給付支援」が2.8%で最も高くなっています。



問 44 現在利用していないが、今後3年以内に新たに利用したいサービスはありますか。(SA)

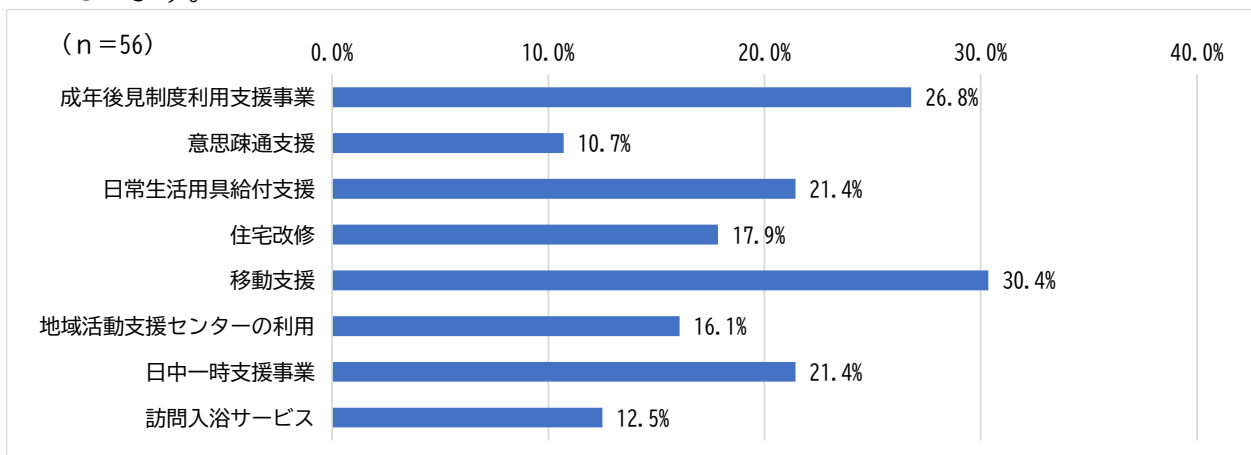
「ある」が15.6%、「ない」が81.9%となっています。



問 44-1 問 43 のサービスのうち、現在は利用していないが、今後3年以内に新たに利用したいサービスはありますか。(MA)

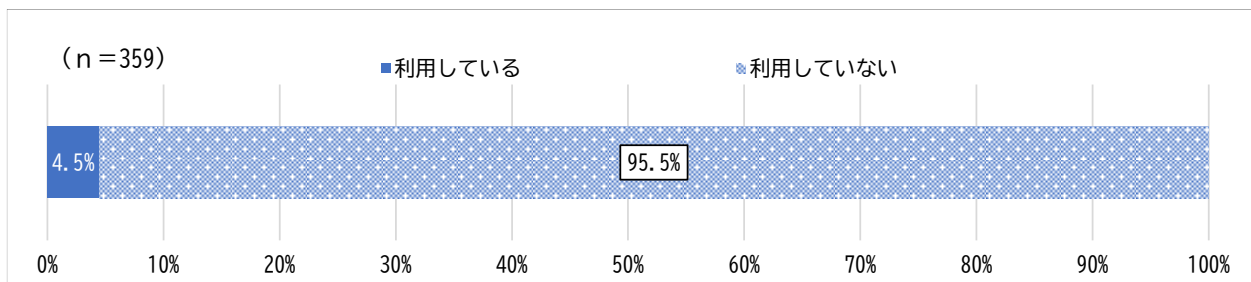
【対象者】問 44 で「ある」と回答した方

「移動支援」が30.4%で最も高く、次いで「成年後見制度利用支援事業」が26.8%となっています。



問 45 あなたは介護保険のサービスを利用していますか。(SA)

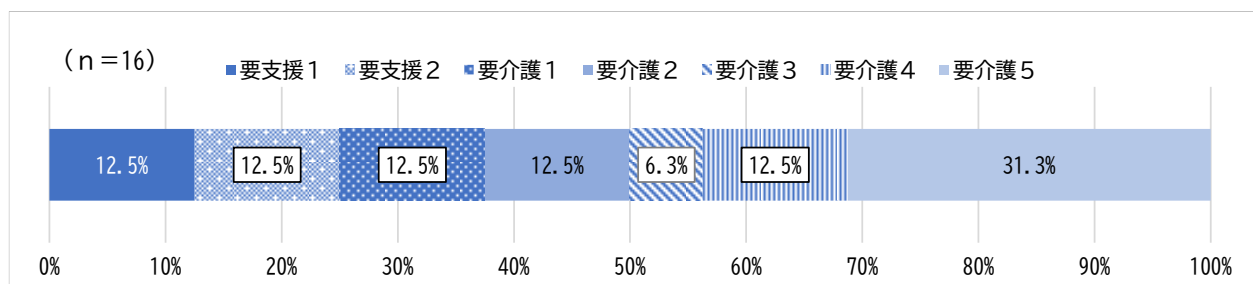
「利用している」が4.5%、「利用していない」が95.5%となっています。



問 45-1 介護度はどれですか。(SA)

【対象者】問 45 で「利用している」と回答した方

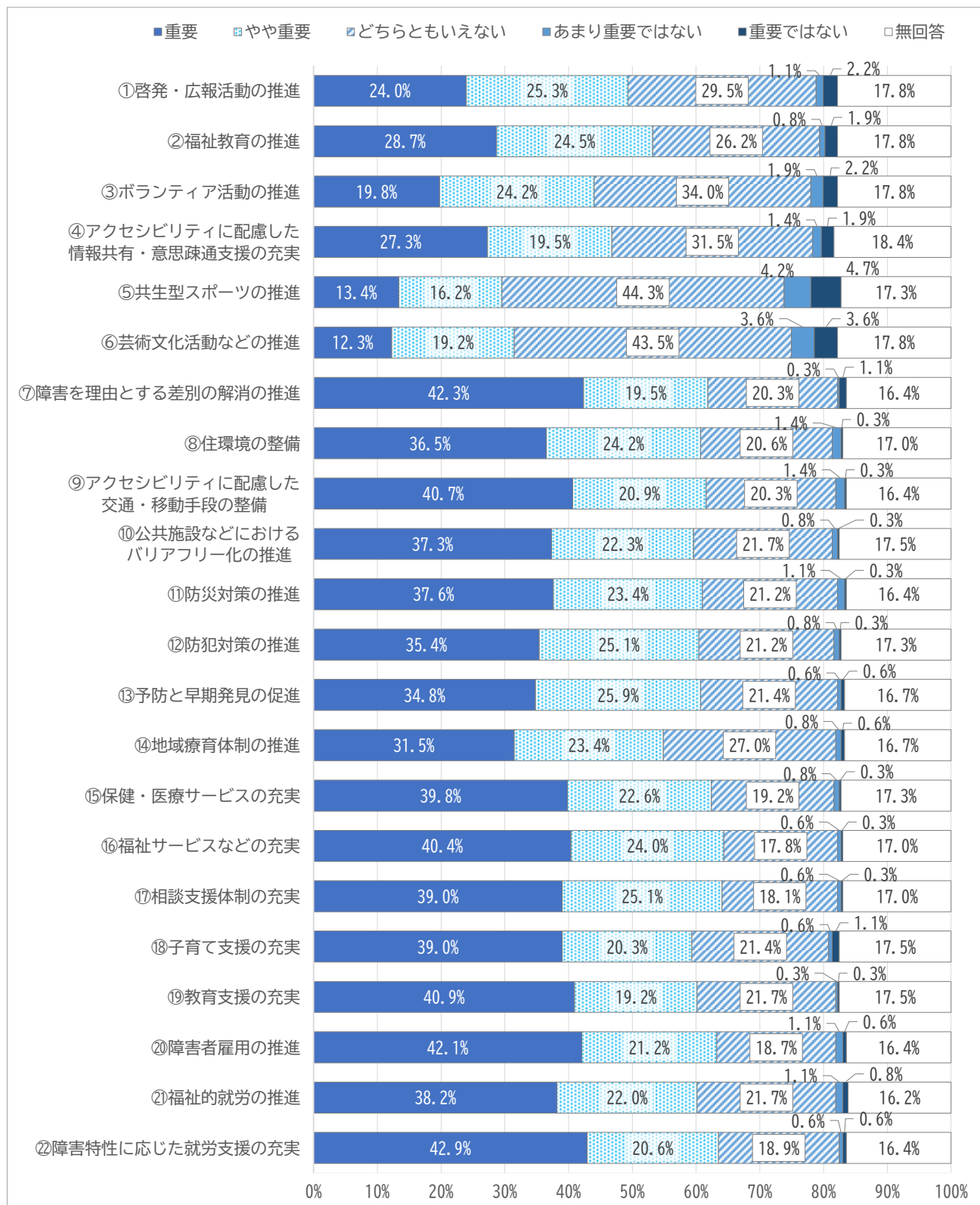
「要介護 5」が 31.3%で最も高くなっています。



9 障害福祉施策について

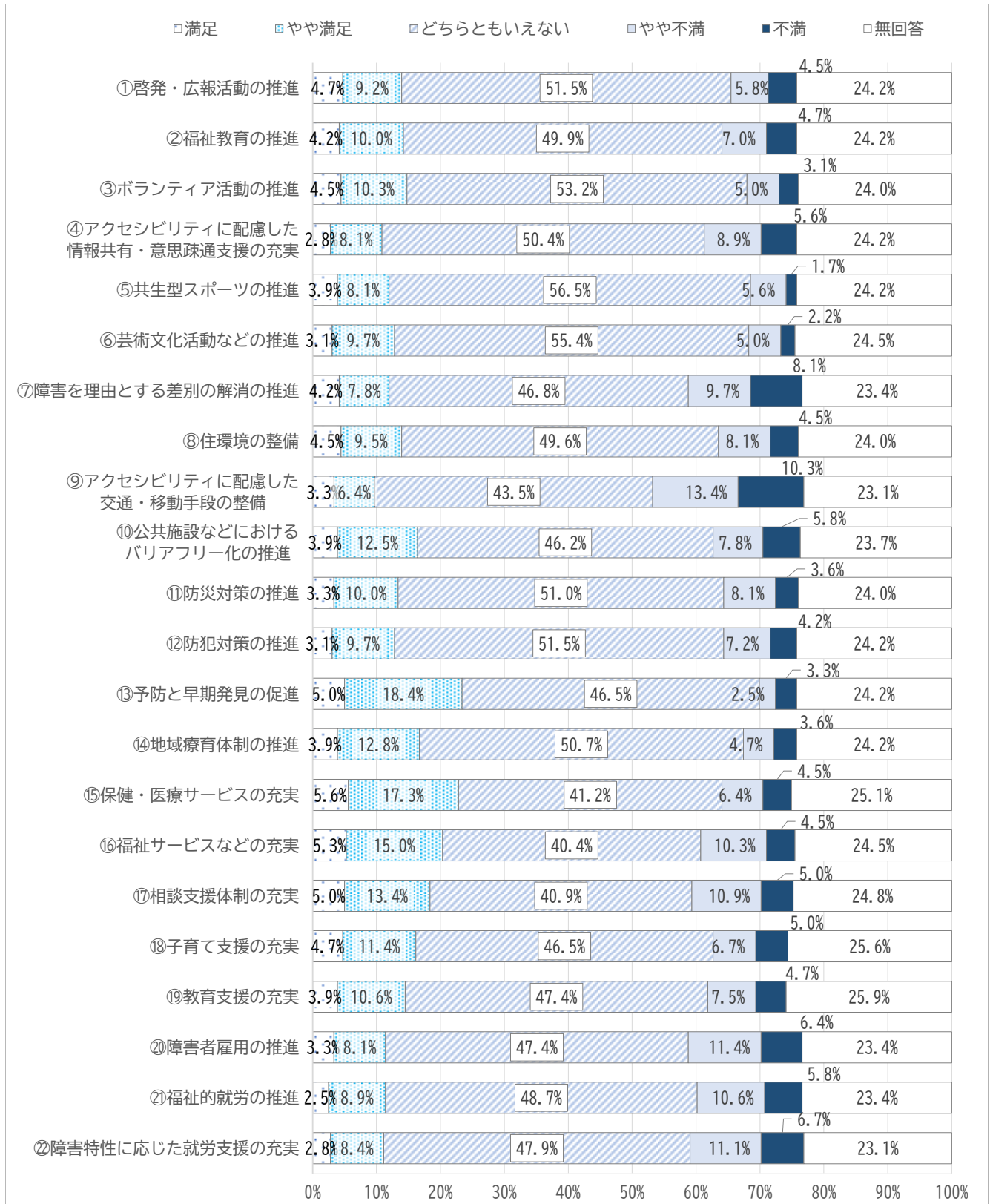
問 46 現在、市で推進している施策について重要度の視点から評価をお願いします。(SA)

「重要」との回答では、「障害特性に応じた就労支援の充実」が42.9%で最も高く、次いで「障害を理由とする差別の解消の推進」が42.3%、「障害者雇用の推進」が42.1%となっています。



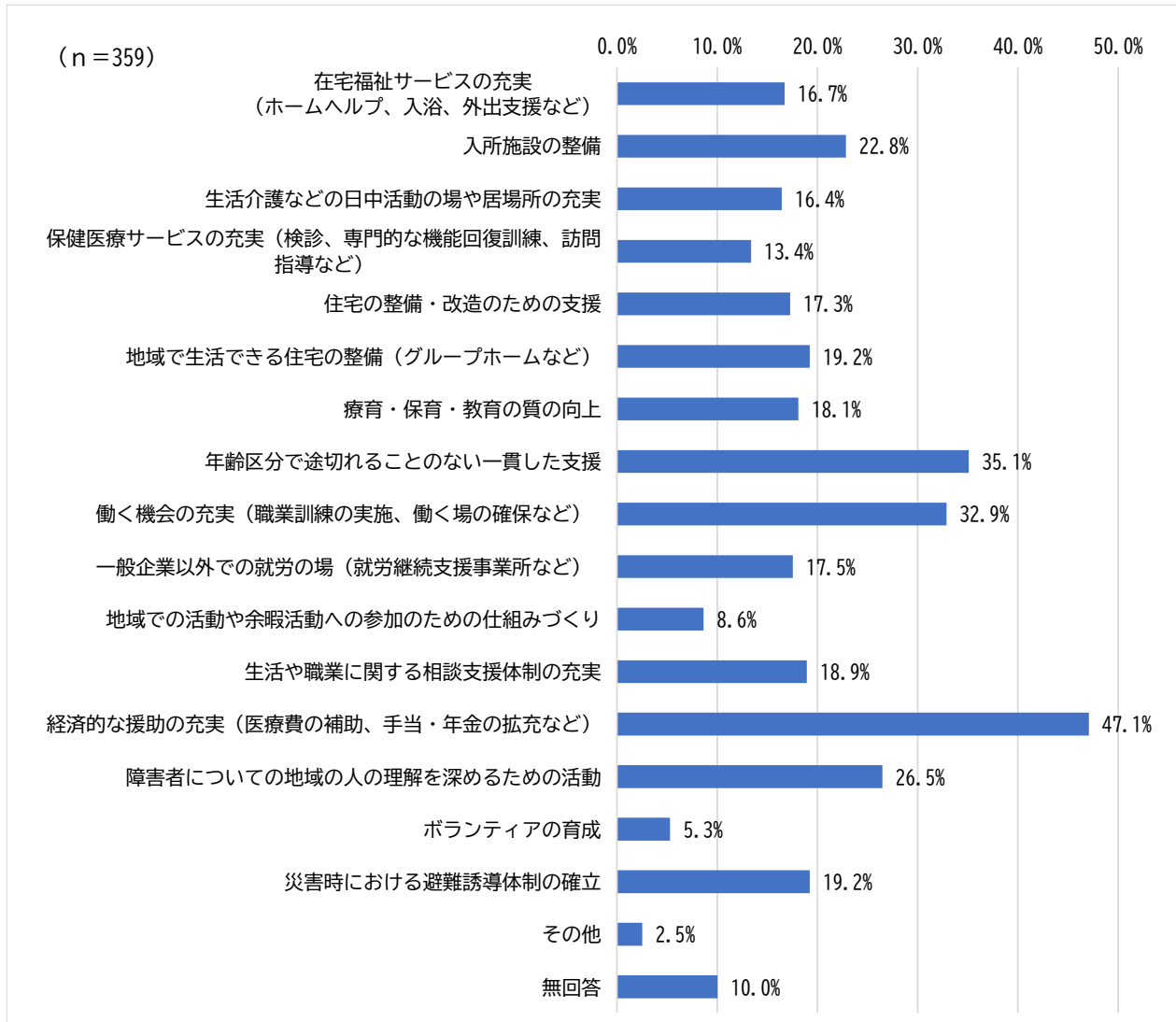
問 46 現在、市で推進している施策について満足度の視点から評価をお願いします。(SA)

「満足」との回答では、「保健・医療サービスの充実」が5.6%で最も高く、次いで「福祉サービスなどの充実」が5.3%、「相談支援体制の充実」と「予防と早期発見の促進」が同率の5.0%で続いています。



問 47 小矢部市の障害福祉施策について、今後特に力をいれてほしいことは何ですか。
(MA)

「経済的な援助の充実（医療費の補助、手当・年金の拡充など）」が47.1%で最も高く、次いで「年齢区分で途切れることのない一貫した支援」が35.1%、「働く機会の充実（職業訓練の実施、働く場の確保など）」が32.9%となっています。



**第4次小矢部市障害者福祉計画
第7期小矢部市障害福祉計画・
第3期小矢部市障害児福祉計画**

発行：小矢部市社会福祉課

〒932-0821 小矢部市鷺島 15 番地総合保健福祉センター

電話：(0766)67-8601／FAX：(0766)67-8602